

平成 18 年度再生利用基準等検討調査業務

報 告 書

平成 19 年 3 月

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

【目 次】

第1章 調査目的と内容	1
1.1 背景と目的	1
1.2 調査項目	1
1.2 調査のフローと調査期間	2
第2章 自治体へのアンケート調査	3
2.1 アンケートの回収状況	3
2.2 アンケートの集計	4
2.3 再生利用指定制度の指定状況の整理	22
第3章 アンケートデータの解析	31
3.1 自治体への補足ヒアリング	31
3.2 代表的事業者へのヒアリング	35
3.3 アンケートデータの解析	38
第4章 調査結果のまとめ	57

資料編

- 資料1 自治体へのアンケート依頼状、アンケート調査票
- 資料2 アンケート回答データ一覧
- 資料3 自治体の再生利用指定制度に関する運用基準等
- 資料4 再生利用指定制度に係る関係法令・通知等

別添資料（アンケート回答票）

第1章 調査目的と内容

1. 1 背景と目的

建設工事から発生する汚泥については未だ、再生利用と称する不法投棄や不適正な処理事案が多く見られるが、この適正処理と併せ、適正利用を促進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の特例であるところの再生利用に係る都道府県知事及び政令市市長（以下「都道府県知事等」という。）による指定制度の活用への促進に向け、平成17年度建設汚泥再生利用基準等検討調査を実施し、「建設汚泥再生利用基準等検討業務報告書」として取りまとめられた。

本調査は、当該調査報告を踏まえ、都道府県又は政令市における建設汚泥の再生利用指定制度の具体的な事例について調査し、今後の建設汚泥に係る再生利用指定に反映させるための基礎情報を得ることを目的とし、再生利用指定制度の実態把握を行ったものである。

1. 2 調査項目

本調査では、自治体に対し、アンケート調査を実施し、建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定状況等を把握した。なお、アンケートは103自治体（47都道府県、56政令市）に送付した。また、回答内容に関して特徴的であった自治体に対しては電話による補足ヒアリングを実施した。さらに、建設汚泥を排出する土木・建築工事の代表的な施工業者（3社）へのヒアリングを併せて行った。

- 1) 自治体へのアンケート調査（全国の都道府県、政令市対象）
 - ・実際の再生利用指定制度の指定状況等の現状把握
 - ・具体的に指定された再生利用例、再生利用の内容の基準、再生利用を行う者の基準、再生利用を行う施設の基準、指定のための留意事項等の関連情報
- 2) アンケートデータの解析
 - ・自治体への補足電話ヒアリング
 - ・代表的事業者へのヒアリング
 - ・アンケートデータの解析

1. 3 調査フローと調査期間

(1) 調査フロー

本調査の検討フローは図 1-1 に示すとおりである。

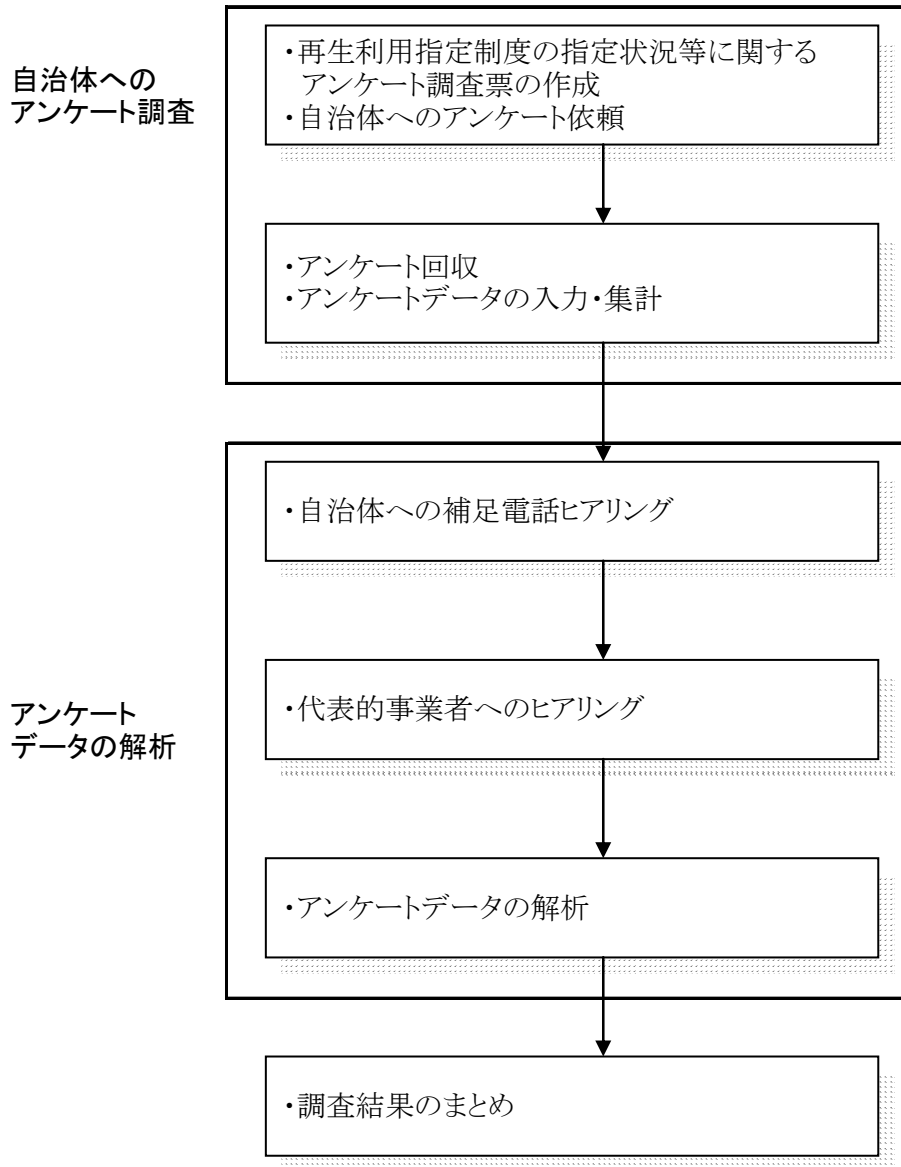


図 1-1 本調査の流れ

(2) 調査期間

平成 18 年 12 月 27 日～平成 19 年 3 月 30 日

第2章 自治体へのアンケート調査

都道府県及び政令市における建設汚泥の再生利用指定制度の指定状況や今後の活用意向ならびに活用上の問題点等を把握するためアンケート調査を行った。なお、アンケートの依頼文書や調査票については巻末の資料1に示す。

2. 1 アンケートの回収状況

47 都道府県、56 政令市に送付したアンケートは全ての都道府県及び政令市の協力が得られ全件回収された。

表 2-1 調査対象自治体一覧

調査票 番号	調査対象都道府県	調査票 番号	調査対象政令市
1	北海道	50	旭川市
2	青森県	51	札幌市
3	岩手県	52	函館市
4	宮城県	54	仙台市
5	秋田県	55	千葉市
6	山形県	56	横浜市
7	福島県	57	川崎市
8	茨城県	58	横須賀市
9	栃木県	59	新潟市
10	群馬県	60	金沢市
11	埼玉県	61	岐阜市
12	千葉県	62	静岡市
13	東京都	63	浜松市
14	神奈川県	64	名古屋市
15	新潟県	65	京都市
16	富山県	66	大阪市
17	石川県	67	堺市
18	福井県	68	東大阪市
19	山梨県	69	神戸市
20	長野県	70	姫路市
21	岐阜県	71	尼崎市
22	静岡県	72	和歌山市
23	愛知県	73	広島市
24	三重県	74	呉市
25	滋賀県	75	下関市
26	京都府	76	北九州市
27	大阪府	77	福岡市
28	兵庫県	78	大牟田市
29	奈良県	79	長崎市
30	和歌山県	80	佐世保市
31	鳥取県	81	熊本市
32	島根県	82	鹿児島市
33	岡山県	83	岡山市
34	広島県	84	宇都宮市
35	山口県	85	富山市
36	徳島県	86	秋田市
37	香川県	87	郡山市
38	愛媛県	88	大分市
39	高知県	89	松山市
40	福岡県	90	豊田市
41	佐賀県	91	福山市
42	長崎県	92	高知市
43	熊本県	93	宮崎市
44	大分県	94	いわき市
45	宮崎県	95	長野市
46	鹿児島県	96	豊橋市
47	沖縄県	97	高松市
		98	相模原市
		99	西宮市
		100	倉敷市
		101	さいたま市
		102	奈良市
		103	川越市
		104	船橋市
		105	岡崎市
		106	高槻市

注：表中の 103 自治体の
全てから回答を得た。

2. 2 アンケートの集計

今回の全都道府県、政令市（103）から回収されたアンケートを集計した結果を以下に示す。なおアンケート回答データ一覧は巻末の資料2に示す。アンケートデータの解析結果は第3章に示す。

2.2.1 再生利用指定制度の指定状況

（1）再生利用指定制度の実施状況

再生利用指定制度による指定を行ったことがある自治体が過半数を超える55%であるが、再生利用指定制度による申請を基本的に受け付けていない自治体が11%、事業者からの相談はあるが、指定を行ったことがない、あるいは相談がないとする自治体があわせて27%ある。

表 2-2 再生利用指定制度の実施状況について

再生利用指定制度 の実施状況について	回答 母数	1	2-1	2-2	3	無回 答
		あ 指 定 を 行 っ た こ と が	たあ事 こる業 とが者 が、か な指ら い定の を相 行談 っは	談る申 がが請 がが事 ない業 者受け か付 らけ のて 相い	受よ再 ける生 付申利 けを指 てを指 い基定 ない本 制的 にに	
全体	103 100.0	57 55.3	24 23.3	4 3.9	11 10.7	7 7.2
都道府県	47 100.0	36 76.6	4 8.5	1 2.1	4 8.5	2 4.4
政令市	56 100.0	21 37.5	20 35.7	3 5.4	7 12.5	5 9.6

(2) 過去5年間における再生利用指定制度の指定件数

過去5年間に再生利用指定制度の指定を行った自治体は32自治体（延べ77自治体）、指定件数は405件、このうち建設汚泥の指定を行った自治体は13自治体（延べ26自治体）、指定件数は65件である。

表 2-3 過去5年間に再生利用指定制度の指定を行った自治体数

	指定を行った自治体数	平成	平成	平成	平成	平成(*)	合計 (延べ)
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
全体	32	12	16	18	17	14	77
都道府県	18	7	10	13	11	8	49
政令市	14	5	6	5	6	6	28

注1：5年前以前も含めて過去に指定を行ったことがある自治体数は57（表2-2参照）

注2：平成18年度は平成19年1月末までの状況。以下の表も同じ。

表 2-4 過去5年間の再生利用指定制度による指定件数

	指定件数合計	平成	平成	平成	平成	平成(*)
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
全体	405	64	78	83	107	73
都道府県	232	27	38	46	81	40
政令市	173	37	40	37	26	33

表 2-5 過去5年間に建設汚泥について再生利用指定制度の指定を行った自治体数

	指定を行った自治体数	平成	平成	平成	平成	平成(*)	合計 (延べ)
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
全体	13	2	6	6	8	4	26
都道府県	9	1	4	5	7	4	21
政令市	4	1	2	1	1	0	5

注：5年前以前も含めて過去に指定を行ったことがある自治体数は18（表2-13参照）

表 2-6 過去5年間の建設汚泥についての再生利用指定制度による指定件数

	指定件数合計	平成	平成	平成	平成	平成(*)
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
全体	65	2	18	16	17	12
都道府県	59	1	15	15	16	12
政令市	6	1	3	1	1	0

(3) 自治体別廃棄物種類別の再生利用指定制度の指定内容

過去3年間における再生利用指定制度の指定件数を個別にみると、島根県が85件、大阪市が51件、山口県、仙台市が29件、茨城県が14件と突出している。その他の自治体は指定件数が一桁止まりである（表2-7）。

廃棄物種類別にみると木くずが最も多く、次いで汚泥である（表2-8）。島根県は木くず、大阪市は廃油、山口県はがれき類、汚泥が多い（個別回答は2. 3（1）表2-31に示す）。

表2-7 自治体別の再生利用指定制度の指定件数

自治体名	過去5年間の 指定件数	過去3年間の 指定件数
北海道	15	8
青森県	4	4
茨城県	24	14
東京都	20	9
長野県	2	2
岐阜県	2	0
愛知県	4	1
滋賀県	3	3
奈良県	2	2
島根県	96	85
岡山県	9	2
山口県	34	29
徳島県	3	2
愛媛県	4	2
佐賀県	1	1
長崎県	7	1
大分県	1	1
沖縄県	1	1
旭川市	1	1
函館市	1	1
仙台市	53	29
京都市	1	0
大阪市	94	51
堺市	2	1
東大阪市	10	6
広島市	1	0
下関市	1	1
富山市	1	1
大分市	1	0
豊田市	3	1
倉敷市	3	3
さいたま市	1	1
合計	405	263

注：表中に記載のない自治体は過去5年間に再生利用指定制度の指定なし。

表 2-8 廃棄物種類別の再生利用指定制度の廃棄物種類

廃棄物種類	指定内容の回答件数
燃えがら	2
汚泥	48
廃油	8
廃酸	1
廃プラスチック	10
木くず	75
動植物性残さ	13
鋳さい	1
ガラス陶磁器くず	3
がれき類	20
ガラ陶・がれき類	1
汚泥、がれき類	1
汚泥、動植物性残さ、家畜ふん尿	1
廃油、木くず、動植物性残さ	1
廃酸・廃アルカリ	1
合計	186

注：指定内容についての回答があり廃棄物種類が特定されたものについて集計（個別回答は2. 3（1）表 2-31 参照）。

（4）事業者からの相談はあるが、指定を行ったことがない場合の理由

事業者からの相談はあるが指定を行ったことがないとする自治体が多いが、その理由は、「廃棄物処理法に基づく業の許可を取得するよう指導している」が6自治体、「簡易な相談があり説明したが申請はない」が5自治体、「申請まで至る事例がない」が5自治体である。

表 2-9 事業者からの相談はあるが、指定を行ったことがない場合の理由

回答内容	回答数	調査票番号
廃棄物処理法に基づく業の許可を取得するよう指導している。	6	24、56、61、63、93、102
簡易な相談があり説明したが申請はない。	5	28、57、64、80、104
申請まで至る事例がない。	5	7、15、59、94、98
審査体制が整っていない。	3	77、81、91
指定の基準に合致しない。	2	97、105
具体的な審査基準が示されていない。	1	82
審査体制は整っているが申請はなかった。	1	95
審査基準を設けているが指定を行うことには消極的である。	1	96
相談がない、再生利用の継続性の担保が困難。	1	87
「再生利用が確実である」とする判断基準が明確でない。	1	12

(5) 再生利用指定制度による申請を基本的に受け付けていない場合の理由

再生利用指定制度による申請を基本的に受け付けていない理由は、「廃棄物処理法に基づく業の許可を取得するよう指導している」が6自治体、「相談がない、指定する案件がない」が4自治体と、「事業者からの相談はあるが指定を行ったことがない」と同じ理由があげられている。

表 2-10 再生利用指定制度による申請を基本的に受け付けていない場合の理由

回答内容	回答数	調査票番号
廃棄物処理法に基づく業の許可を取得するよう指導している。	6	10、70、71、89、99、103
相談がない、指定する案件がない。	4	18、19、58、72
審査体制が整っていない。	1	60
再生利用されることが確実と判断できない。	1	37
制度を利用する建設汚泥が発生していない。	1	84

(6) 今後の再生利用指定制度の活用の考え方

今後の再生利用指定制度の活用について「活用していきたい」が29%、「活用していく考えはない」が20%、50%は「その他」に回答している。

「その他」の回答内容を見ると「検討中である」が12自治体、「必要に応じて活用していきたい」が12自治体、「相談があれば対応する」が7自治体である。

このように事業者からの相談があれば活用していきたい、あるいは活用を検討すると回答した自治体が多く、「活用していきたい」とすると合わせると過半数の自治体が再生利用指定制度を活用する考えを有している。

また、今後再生利用指定制度の活用を検討している廃棄物種類としては14自治体で建設汚泥（建設系汚泥）をあげている。

表 2-11 今後の再生利用指定制度の活用の考え方

今後の再生利用指定制度の活用の考え方について	回答母数	1	2	3	無回答
		活再生し利用指定制度を	な活再生し利用指定制度を	その他	
全体	103	30	21	51	1
	100.0	29.1	20.4	49.5	1.0
都道府県	47	19	4	23	1
	100.0	40.4	8.5	48.9	2.1
政令市	56	11	17	28	0
	100.0	19.6	30.4	50.0	0.0

< 「その他」 の回答内容 >

回答内容	回答数	調査票番号
検討中である。	12	7、24、27、54、59、60、61、76、98、103、104、105
必要に応じて活用していきたい。	12	9、25、30、31、34、42、45、75、84、85、86、94
相談があれば対応する。	7	15、20、43、50、62、80、92
活用することは消極的である、慎重に対応していきたい。	5	1、5、41、46、96
引き続き運用していく。	3	33、67、90
今後の動向を踏まえ検討していく予定である。	2	14、51
法に則り対応したい。	2	4、58
処理業として行うのが一般的で、指定については検討していない。	2	6、74
公共事業に係る建設汚泥以外は認めていない。	1	11
制度は導入しているが申請がない。	1	22
具体的な審査基準等が示されれば活用を検討する。	1	82
認定にかかる労力(費用も含む)と、外注することとを比較し、より良い方法を採用してもらうことになると思う。	1	102

表 2-12 再生利用指定制度の活用を検討している廃棄物種類

調査票番号	自治体名	問2-6 「1」で指定を検討している廃棄物
2	青森県	主として建設汚泥
8	茨城県	がれき類、建設汚泥のみとしている
10	群馬県	建設汚泥
12	千葉県	建設汚泥
13	東京都	建設汚泥、コンクリート片
17	石川県	建設汚泥
18	福井県	建設汚泥
19	山梨県	建設汚泥
26	京都府	建設汚泥
38	愛媛県	がれき類、汚泥
56	横浜市	建設汚泥
69	神戸市	建設系無機汚泥
77	福岡市	建設汚泥
81	熊本市	未定
101	さいたま市	公共関与の「建設汚泥」

2.2.2 建設汚泥に係る再生利用指定制度の実施状況

(1) 建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定状況

建設汚泥に係る再生利用指定制度の実施状況についてみると「指定を行ったことがない」とする自治体が81%である。

表 2-13 建設汚泥に係る再生利用指定制度の実施状況について

建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定状況について	回答母数	1	2	無回答
		行建設した汚泥の指定があるを	行建設した汚泥の指定ないを	
全体	103	18	83	2
	100.0	17.5	80.6	1.9
都道府県	47	13	34	0
	100.0	27.7	72.3	0.0
政令市	56	5	49	2
	100.0	8.9	87.5	3.6

(2) 自治体別の建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定件数

過去3年間における建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定件数を個別にみると、山口県が17件と突出している。次いで茨城県の11件である。その他の自治体は指定件数が一桁止まりである。

表 2-14 自治体別の建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定件数

自治体名	過去5年間の指定件数	過去3年間の指定件数
青森県	4	4
茨城県	20	11
東京都	9	6
愛知県	2	0
島根県	2	2
山口県	17	17
徳島県	1	1
愛媛県	3	1
長崎県	1	1
大阪市	1	0
広島市	1	0
豊田市	3	1
さいたま市	1	1
合計	65	45

注：上表に記載のない自治体は過去5年間に建設汚泥の指定なし。

(3) 建設汚泥に係る指定制度の運用にあたって判断に苦慮した点

建設汚泥に係る指定制度の運用にあたって判断に苦慮した理由は、「建設汚泥の利用の用途とその品質の妥当性の判断が難しい」が3自治体、「判断に苦慮した点は特にない」が2自治体、その他には「有価物か否かの判断に困る」、「利用する品質、防災上での責任」、「申請者を誰にすべきか及び利用状況の確認」等があげられている。

表 2-15 建設汚泥に係る指定制度の運用にあたって判断に苦慮した点

回答内容	回答数	調査票番号
建設汚泥の利用の用途とその品質の妥当性の判断が難しい。	3	35、36、38
判断に苦慮した点は特にない。	2	18、79
これまでの指定は公共工事で発注者の指示のもと申請が行われている。	1	2
民間工事の指定は行ってこなかったが、再生活用が営利を目的としないという判断基準を削除したため今後は民間工事も指定の対象となる。	1	13
有価物か否かの判断に困る。	1	23
今後、利用する品質、防災上での責任、指定した自治体の責任について検討する必要がある。	1	90
申請者を誰にすべきか及び利用状況の確認。	1	101
土木部と調整を行っている。	1	32
再生利用場所における環境影響防止対策の指導。	1	12
基本的に自ら利用に該当する部分について、個別指定という形で実施している。	1	8
慎重に判断を行った。	1	42
古い事例のため不明。	1	25

(4) 建設汚泥の指定を行ったことがない理由

建設汚泥の指定を行ったことがない理由は、「事業者からの相談がない」が44自治体と圧倒的に多く、次いで「処理業をとるよう指導しており、指定を行っていない」が7自治体、「申請に至る事例がない」が5自治体であった。

表 2-16 建設汚泥の指定を行ったことがない理由

回答内容	回答数	調査票番号
事業者から相談がない。	44	3、4、6、14、17、19、20、22、28、29、33、39、40、41、43、45、47、50、52、55、57、58、59、61、62、65、69、72、74、75、77、78、85、86、89、92、93、94、97、98、100、102、103、104、105
処理業をとるよう指導しており、指定を行っていない、業の許可を取得するケースが多い、許可を不要とする必要性がない。	7	10、26、37、51、56、63、95
申請に至るまでの事例がない。	6	15、16、21、44、80、88
建設汚泥の有用物の判断基準が明確でない、再生利用することが確実であると判断することが難しい。	2	24、37
積極的な活用は考えていない、導入するメリットは小さい。	2	70、71
具体的な審査基準等が示されていない。	2	82
処理業者との線引きが困難である。	1	31
利用形態、性状等を勘案しながら対応した。	1	30
許可を取得した業者の反発が予想される。	1	96
活用を図らなければならない緊急性がない。	1	9
実態として運用していない。	1	27
手続きの煩雑さや工事期間の調整がつかない等。	1	54
「再生利用」の定義・判断基準・指導基準等が整備されていない。	1	12

(5) 今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方

今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方についてみると「積極的に活用していきたい」が20%、「積極的に活用していく考えはない」が30%で、48%は「その他」に回答している。

「その他」の回答内容を見ると「相談があれば活用する」が16自治体、「検討中」が7自治体、「個々の事例により必要に応じ検討する」が4自治体、「利用基準が判断しやすく示された場合は活用していく」が3自治体である。「今後とも、公共関与の工事において活用していく」、「建設部局と連携し活用したい」がそれぞれ2自治体であった。

表 2-17 今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方

今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方について	回答母数	1	2	3	無回答
		し指建 て定設 い制汚 き度泥 たをに い積係 極る 的再 に生 活利 用用	し指建 て定設 い制汚 く度泥 考をに え積係 は極る な 的再 に生 活利 用用	そ の 他	
全体	103 100.0	21 20.4	31 30.1	49 47.6	2 1.9
都道府県	47 100.0	12 25.5	9 19.1	26 55.3	0 0.0
政令市	56 100.0	9 16.1	22 39.3	23 41.1	2 3.6

< 「その他」 の回答内容 >

回答内容	回答数	調査票番号
相談があれば活用する。	16	3、19、20、33、34、39、 42、45、46、50、54、62、 80、86、88、92
建設汚泥の指定について検討中。	7	30、57、59、61、76、104、 105
個々の事例により必要に応じ検討する。	4	15、25、31、86
利用基準が判断しやすく示された場合は活用していく、活用しやすい制度に見直しがあれば活用していく。	3	5、7、82
今後とも活用していく、公共関与の工事においては活用していく。	2	1、101
法に則り対応したい。	2	4、58
土木部局と連携し活用したい。	2	9、14
今後の動向、全国的な状況を踏まえ検討する。	1	51
建設汚泥に特化しては考えていない、一般指定については考えていない。	1	6
県と協議中。	1	60
発生する建設汚泥発生量を考慮して活用する事になると推測される。	1	8

2.2.3 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用について

(1) 指定を認めることが考えにくい工事

建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定を認めることが考えにくい工事についてみると「農地での民間利用事業」をあげたところが67%、「民間宅地造成工事」をあげたところが50%、「法令等による認可された民間工事」と「公益工事」がともに22%であった。また、公共工事は0%で、全ての自治体が公共工事については再生利用指定制度の指定を認めることについて問題ないとしている。

表 2-18 建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定を認めることが考えにくい適用工事

事業者から指定の申請があった場合、指定を認めることが考えにくい適用工事について	回答母数	1	2	3	4	5	6	無回答
		民間宅地造成工事	業農地での民間利用事業	区画法整理工事等（土地区画整理事業等）	法令等による認可された民間工事（土地さ	港公益電力工事、（ガス等）	公共工事	
全体	18 100.0	9 50.0	12 66.7	4 22.2	4 22.2	0 0.0	3 16.7	3 16.7
都道府県	13 100.0	7 53.8	10 76.9	3 23.1	3 23.1	0 0.0	2 15.4	1 7.7
政令市	5 100.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	2 40.0

「民間宅地造成工事」で指定を認めることが考えにくいとする理由は、「品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される」（4件）や「再生利用されることが確実である担保が得られにくい」（1件）、「不適正処理につながりかねない」（1件）等があげられている。

表 2-19 「民間宅地造成工事」の指定を認めることが考えにくいとする理由

回答内容	回答数	調査票番号
品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される。施工方法が適切かの確認が困難。施工状況の監視が困難。	4	11、23、35、36
民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい。	1	101
不適正処理につながりかねない。	1	12
公共工事に伴うものに限定している。	1	18
方針が決まっていないため指定できない。ただし、事業者の自ら利用については条件を付して認めている。	1	90
建設汚泥の改良土が将来にわたり不特定多数の人にふれる機会となるため。	1	8

「農地での民間利用事業」で指定を認めることが考えにくいとする理由は、「農作物への安全性の確認が難しいこと」（４件）、「品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される」（３件）等があげられている。

表 2-20 「農地での民間利用事業」の指定を認めることが考えにくいとする理由

回答内容	回答数	調査票番号
農作物への安全性の確認が難しい。建設汚泥の改良土が農地には使用で出来ないため。	4	2、8、23、32
品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される。施工方法が適切かの確認が困難。施工状況の監視が困難。	3	11、35、36
民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい。	1	101
不適正処理につながりかねない。	1	12
適正に再生利用されることの確認が難しいため。	1	13
公共工事に伴うものに限定している。	1	18
方針が決まっていないため指定できない。ただし、事業者の自ら利用については条件を付して認めている。	1	90

「法令等による認可された民間工事」で指定を認めることが考えにくいとする理由は、「品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される」（２件）、「民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい」（１件）等があげられている。

表 2-21 「法令等による認可された民間工事」の指定を認めることが考えにくいとする理由

回答内容	回答数	調査票番号
品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される。施工状況の監視が困難。	2	35、36
民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい。	1	101
個別に検討する。	1	11

「公益工事」の指定を認めることが考えにくいとする理由は、「品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される」（２件）等があげられている。

表 2-22 「公益工事」の指定を認めることが考えにくいとする理由

回答内容	回答数	調査票番号
品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される。施工状況の監視が困難。	2	35、36
公共工事に伴うものに限定している。	1	18
方針が決まっていないため指定できない。ただし、事業者の自ら利用については条件を付して認めている。	1	90

指定を認めることが考えにくい「その他」の工事として、「公共が関与する工事以外のもの」や「小規模な造成工事などで、法令等の基準が定められていない工事」があげられており、指定を認めることが考えにくいとする理由は、「不適正処理を誘発するおそれがある」や「施工管理が十分行われない可能性がある」があげられている。

表 2-23 指定を認めることが考えにくい「その他」の工事

回答内容	回答数	調査票番号
公共が関与する工事以外のもの。	1	38
小規模な造成工事などで、法令等の基準が定められていない工事。	1	73

表 2-24 「その他」の工事として指定を認めることが考えにくいとする理由

回答内容	回答数	調査票番号
公共工事は、設計・施行管理基準等が定められており、発注者による管理が十分機能すると考えられるが、民間工事では必ずしも同基準が定められていない場合があり、発注者による管理が十分ではなく、不適正処理を誘発するおそれがあるため。	1	38
造成工事の施工管理が十分行われない可能性がある。	1	73

(2) 指定を認めることが考えにくい適用工事の利用を促進するための方策

指定を認めることが考えにくい適用工事の利用を促進するための方策について、再生利用に関する指針等の整備を2自治体があげている。また、公共工事で再生利用を図り、その後民間工事にも逐次関係者と協議等により活用を図りたいとの回答や、工事が適正に実施されるための管理体制の担保が必要等の回答があった。

表 2-25 指定を認めることが考えにくい適用工事の利用を促進するための方策

回答内容	回答数	調査票番号
再生利用として認定する場合の指針等を作成する。農地での民間利用事業においても同様にガイドラインが策定されれば、再生利用の妥当性について判断が容易となる。	2	12、13
今後見直しを検討。相談があれば個別に検討する。	2	11、18
基本的には、汚泥の性状、物性を考慮し公共事業で再生利用を図ることを基本とし、民間の開発事業についても逐次関係者と協議し、再生利用を図っていききたい。	1	32
工事が適正に実施されることが確実であるなど管理体制が担保されることが必要。	1	36
大臣認定を積極的に行うとともに、その認定基準・内容を公開する。	1	23
民間宅地造成工事であった場合、造成工事内に築造される区画道路部分に使用されることを将来公共施設管理者が承諾している場合や大規模開発において20年程度の定期借地権等が設定されていれば指定を認めることは可能かと考えるが、20年後の改良土を普通土砂として取扱う事が可能かどうかという議論は残したままである。	1	8

(3) 施工中及び施工後に建設汚泥の再生利用の確実な実施の確認

施工中及び施工後に建設汚泥の再生利用の確実な実施の確認の方法について、「立入検査の実施、実績報告の要求」が7自治体、「公共工事の発注者とその施工管理のなかで確認」が2自治体、「再生輸送又は再生活用に関する実績報告書により確認」、「排出側と利用側での数量確認」がそれぞれ1自治体あげている。

表 2-26 施工中及び施工後に建設汚泥の再生利用の確実な実施の確認の方法

回答内容	回答数	調査票番号
施工中に立入検査を実施する。施工後に実績報告を求める。	7	8、12、18、36、42、73、101
基本的に公共事業における指定であるため、発注者としての施工管理の中で確認している。	2	35、90
規則に基づき再生輸送又は再生活用に関する実績報告書により確認している。	1	38
排出側と利用側での数量確認。	1	2
公共工事等について指定審査の段階で利用方法等についてチェックし、再生利用が確実に実施されていることを確認してきた。 今後は、必要に応じて利用現場の現地調査を実施する。	1	13
現在のところ、特に立入検査は行っていない。	1	97
利用工事側についても個別指定を行うこととしている。	1	32

2.2.4 指定のための指針や審査体制の整備状況等について

(1) 関連する条例、指針の策定状況

建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用について規定した条例、指針等の策定状況についてみると、「策定していない」が83%、「策定している」が17%である。

表 2-27 再生利用指定制度に関連するの条例、指針の策定状況について

建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用について規定した条例、指針等の策定状況について	回答母数	1	2	無回答
		策定している	策定していない	
全体	103	17	85	1
	100.0	16.5	82.5	1.0
都道府県	47	10	37	0
	100.0	21.3	78.7	0.0
政令市	56	7	48	1
	100.0	12.5	85.7	1.8

(2) 再生利用指定制度の審査体制について

再生利用指定制度の審査体制についてみると、「審査対応は廃棄物担当者のみで行っている」が49%で、「審査対応は、廃棄物担当者と土木技術者で行っている」と「部署には土木技術者はいないが、審査時に土木担当課と連携を図り対応している」が合わせて19%であり、土木技術者と連携しているケースは少ない。

表 2-28 再生利用指定制度の審査体制について

再生利用指定制度の審査体制について	回答母数	1	2	3	4	5	6	無回答
		あ 審査担当者の人数は十分で	て 審査担当者の人数が不足し	み 審査対応では廃棄物担当者の	と 土木技術者、廃棄物担当者	とい 部署には土木技術者はいないが、審査時に土木担当課と連携を図り対応している	6 その他	
全体	103	13	10	50	17	3	30	1
	100.0	12.6	9.7	48.5	16.5	2.9	29.1	1.0
都道府県	47	6	8	26	9	2	11	0
	100.0	12.8	17.0	55.3	19.1	4.3	23.4	0.0
政令市	56	7	2	24	8	1	19	1
	100.0	12.5	3.6	42.9	14.3	1.8	33.9	1.8

< 「その他」 の回答内容 >

回答内容	回答数	調査票番号
審査は行っていない、受付していない、審査体制が整っていない。	10	18、24、27、60、72、74、76、78、98、99
審査した事例がなく、審査担当者はおかれていない。	6	10、14、46、59、82、105
特段の審査体制はなく、業の許可担当者が兼任し審査する。	3	15、42、58
必要に応じて関連するセクションと連携を図る。	2	20、70
先進事例を参考としていきたい。	1	55
建設副産物対策連絡委員会で協議・調整を行っている。	1	51
行ったことがないが、業許可の審査と同様に考えている。	1	56
他の廃棄物へ波及すれば担当者不足となる。	1	1
審査事例は無いが、指定申請のあった場合は、土木担当部署と連絡を図り、対応していく予定である。	1	93
実施したことがないので、回答できない。	1	102

(3) 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用、指定にあたっての問題点等

建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用、指定にあたっての問題点等について、「再生利用と称した不適正処理、不法投棄まがいの行為」が17自治体、「汚染土壌の混入などの懸念」が13自治体あり、この2つの回答がとび抜けて多い。加えて、制度に関する統一的運用、基準が必要といった回答や処理物の利用先の確保が難しい、第三者機関による審査体制が必要といった回答が各6～4自治体からあった。

また、制度運用面の課題としては、「申請書の事務手続きが煩雑」、「収集・運搬又は中間処理を行う者以外の関係者も指定の対象とすべき」、「産業廃棄物中間処理業者が指定を受ける場合は、処分業としての事業と、個別指定としての事業の明確な区分と管理が課題」、「指定手続きに期間を要する」といった事項が各3自治体以上からあげられた。

表 2-29 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用、指定にあたっての問題点等 (1/2)

回答区分	回答内容	回答数	調査票番号
不法投棄懸念	再生利用と称した不適正処理、不法投棄まがいの行為、汚染土壌の混入などが懸念される。	17	9、17、18、23、24、30、35、36、37、40、45、70、75、76、96、99、100
	再生利用が確実であることを担保できない。	3	10、22、65
	民間工事の場合は不適正処理が懸念される。	2	3、21
	不具合が生じた場合の責任の所在が不明確である。	1	17
	小計	23	
品質懸念	建設汚泥処理物の品質を確保できない可能性がある。	13	17、18、23、30、36、37、43、45、54、75、96、99、105
	建設汚泥処理物の品質を確保し、確認する方法が一般化されていない。	1	35
	指定を行うことにより行政が品質を保証しなければならない。	1	59
	小計	15	
基準等未整備	広域的な再生利用を行う場合は、自治体間での制度の運用に関して共通化を図る必要がある、自治体内だけでは再生利用は難しい。	6	13、22、57、74、78、95
	建設汚泥処理物の品質、審査基準等についての統一した基準が必要。	6	24、70、72、81、82、99
	法律上の規定の整備が必要(品質、手続き、指定業者への規制、指定の対象範囲、対象者等)。	3	5、27、94
	小計	15	
再生利用先	利用先の確保が難しい、工事間利用調整が難しい。	6	2、55、56、67、73、99
	建設汚泥処理物の資材としての価値、品質、市場性等が廃棄物由来でない資材と比較して有利でなければ制度の適用は進まない。	2	11、20
	建設汚泥処理物の用途がない、限られている。	2	26、58
	小計	10	
備体制未整備	第三者機関による審査体制が必要。	4	24、28、86、96
	現体制では審査が困難。	3	56、63、80
	土木技術者による審査体制が整っていない。	2	3、33
	小計	9	
消制極度的利用に	産業廃棄物業の許可を基本としている。	7	4、6、16、20、80、89、95
	近隣の中間処理施設で処理した方が手続きも容易であり、安価。	1	55
	既に産業廃棄物処理業の許可を有している業者があり、指定の必要はないと考える。	1	59
	小計	9	

表 2-29 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用、指定にあたっての問題点等 (2/2)

回答区分	回答内容	回答数	調査票番号
対象工事不足	工事ごとの建設汚泥の排出量が少ない。	1	32
	一定規模以上の工事であれば運用が難しいのではないか。	1	67
	建設汚泥を再生までして利用しようとするような大きな工事が無い。小さな工事でも、制度を利用しようとしたときの労力が業者側には、負担になっていると思われる。	1	102
	小計	3	
制度運用面の課題、その他	書類等の事務手続きが煩雑。	5	38、40、41、47、70
	収集・運搬又は中間処理を行う者以外の関係者も指定の対象とすべき。	3	2、46、98
	産業廃棄物中間処理業者が指定を受ける場合は、処分業としての事業と、個別指定としての事業の明確な区分と管理が課題となる。	3	4、73、104
	指定手続きに期間を要する。	3	2、55、70
	個別指定を受けても、施設の設置許可等が必要である。	2	7、10
	再生利用業の指定について罰則規定がないため、慎重にならざるを得ない。	2	34、87
	公共事業であれば特に問題はない、公共が関与する事業に限定して制度を運用すべき。	2	38、90
	「営利を目的としない」という基準を満足できない。	2	4、7
	再生利用施設については、設置許可や生活環境保全対策の実施と現地確認等の施設設置に係る手続きが必要であり、申請から指定までに相当の期間を要するため、工期の短い工事には対応できない。	1	12
	産業廃棄物の中間処理業者が指定を受ける場合であっても、発注者が中心となって管理を行えば、問題ない。	1	10
	公共用地での一時保留が有効であるが、廃掃法との適合が問題。	1	96
	個別指定と一般指定の線引きが不明確。	1	31
	継続的な再生利用を確保するために、再生利用指定制度には更新が必要である。	1	40
	指定を取り消す規定が整備されていない。	1	57
	大臣認定制度の方が導入しやすく、広域的な認定が有効である。	1	22
	責任の所在が明確になる。	1	13
	今回の通知で指導がやりやすくなった、再生利用が進むと考える。	1	25
	今回の通知を受けて運用を検討している。	1	68
	排出側工事で発生する建設汚泥量の算出が難しい。	1	77
	排出側事業者が建設汚泥の定義を正式に認識していない。	1	77
廃棄物を排出現場外へ持ち出すことを最初に考えるのではなく、場内再生利用に努める事に排出事業者側の配慮が必要。	1	8	
小計		35	
合計		119	

注：複数の項目を回答した自治体があるため合計は 103 を上回る。

2. 3 再生利用指定制度の指定状況の整理

(1) 再生利用指定制度の指定状況の整理

今回の全都道府県、政令市（103）から回収されたアンケートから、過去5年間の再生利用指定制度の指定状況を表 2-30 に示す。（廃棄物種類等の指定内容について回答があったものの集計結果であり、全数ではない。）

指定内容についての回答が多かった自治体の廃棄物種類をみると、島根県は木くず、山口県は汚泥とがれき類、大阪市は廃油が多い。各県の指定内容の詳細は表 2-31（次頁以下）に示す。

表 2-30 過去5年間の再生利用指定制度の指定状況（指定内容の回答があったもののみ）

自治体名	指定内容について回答があった件数	内訳										
		燃えがら	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	木くず	動植物性残さ	ガラス陶磁器くず	鋳さい	がれき類	不明
北海道	8	1	7									
青森県	4		4									
長野県	2						1	1				
愛知県	4		2						1		1	
滋賀県	3					3						
奈良県	2					1		1				
島根県	84		9				70	1	2		2	
岡山県	9					5		2		1	1	
山口県	35		17				2				14	2
徳島県	3		1					1				1
愛媛県	4		3								1	
佐賀県	1											1
長崎県	1		1									
大分県	1						1					
沖縄県	2	1										1
旭川市	1			1								
函館市	1		1									
大阪市	13			6	1			4			1	1
堺市	1			1								
下関市	1						1					
岡山市	1							1				
富山市	1					1						
豊田市	3		3									
倉敷市	3							2				1
さいたま市	1		1									
合計	189	2	49	8	1	10	75	13	3	1	20	7

表 2-31 再生利用指定制度の指定状況 (1/4)

調査票 番号	自治体名	No	指定年月	品目
1	北海道	1	平成16年4月	汚泥
1	北海道	2	平成17年3月	燃え殻
1	北海道	3	平成18年3月	汚泥
1	北海道	4	平成18年3月	汚泥
1	北海道	5	平成18年3月	汚泥
1	北海道	6	平成18年3月	汚泥
1	北海道	7	平成18年3月	汚泥
1	北海道	8	平成18年10月	汚泥
2	青森県	1	平成16年12月	建設汚泥
2	青森県	2	平成16年12月	建設汚泥
2	青森県	3	平成17年11月	建設汚泥
2	青森県	4	平成17年11月	建設汚泥
20	長野県	1	平成16年4月	木くず
20	長野県	2	平成17年8月	動植物性残さ
23	愛知県	1	平成14年8月	汚泥
23	愛知県	2	平成14年11月	がれき類
23	愛知県	3	平成15年10月	汚泥
23	愛知県	4	平成16年11月	ガラ陶
25	滋賀県	1	平成17年3月	廃プラ
25	滋賀県	2	平成16年1月	廃プラ
25	滋賀県	3	平成17年1月	廃プラ
29	奈良県	1	平成16年5月	廃プラスチック類
29	奈良県	2	平成17年7月	動植物性残さ
32	島根県	1	平成16年8月30日	ガラスくず等(廃瓦に限る)
32	島根県	2	平成16年10月25日	汚泥(生コン工場にて不要となった残コン(戻りコン)に限る)
32	島根県	3	平成16年10月25日	動植物性残さ(魚のあら及びはらわた)
32	島根県	4	平成16年11月10日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	5	平成16年12月6日	汚泥(脱水処理後の脱水ケーキに限る)
32	島根県	6	平成16年12月13日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	7	平成17年2月2日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	8	平成16年12月27日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	9	平成17年1月25日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	10	平成17年1月25日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	11	平成17年2月8日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	12	平成17年2月4日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	13	平成17年2月17日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	14	平成17年3月8日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	15	平成17年3月8日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	16	平成17年3月8日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	17	平成17年3月14日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	18	平成17年4月13日	汚泥(釉薬カス)
32	島根県	19	平成17年5月27日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	20	平成17年5月18日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	21	平成17年5月27日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	22	平成17年5月30日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	23	平成17年7月13日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	24	平成17年7月13日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	25	平成17年7月13日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	26	平成17年7月13日	木くず(チップ化された木くずに限る)

表 2-31 再生利用指定制度の指定状況 (2/4)

調査票 番号	自治体名	No	指定年月	品目
32	島根県	27	平成17年7月13日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	28	平成17年7月13日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	29	平成17年7月13日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	30	平成17年8月1日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	31	平成17年8月9日	ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず(消波ブロックの破損したものに限り)
32	島根県	32	平成17年8月18日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	33	平成17年8月19日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	34	平成17年9月22日	汚泥(地盤改良工事によって排出されるセメントと真砂土の混合物に限る)
32	島根県	35	平成17年9月26日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	36	平成17年9月26日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	37	平成17年10月6日	汚泥(生コンクリートに限る)
32	島根県	38	平成17年10月7日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	39	平成17年10月21日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	40	平成17年10月21日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	41	平成17年10月21日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	42	平成17年10月21日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	43	平成17年10月28日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	44	平成17年10月28日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	45	平成17年10月28日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	46	平成17年11月4日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	47	平成17年11月11日	汚泥(生コンクリートに限る)
32	島根県	48	平成17年11月11日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	49	平成17年11月29日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	50	平成17年11月29日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	51	平成17年12月7日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	52	平成17年12月13日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	53	平成17年12月21日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	54	平成17年12月21日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	55	平成18年1月18日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	56	平成18年1月23日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	57	平成18年2月10日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	58	平成18年2月16日	がれき類
32	島根県	59	平成18年2月16日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	60	平成18年2月27日	がれき類
32	島根県	61	平成18年3月7日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	62	平成18年3月7日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	63	平成18年3月7日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	64	平成18年3月17日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	65	平成18年3月27日	汚泥(浄水場濾過廃砂に限る)
32	島根県	66	平成18年3月27日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	67	平成18年6月14日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	68	平成18年7月20日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	69	平成18年8月1日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	70	平成18年8月1日	汚泥(瓦製造用釉薬カス)
32	島根県	71	平成18年10月20日	汚泥(生コンクリートに限る)
32	島根県	72	平成18年10月20日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	73	平成18年10月20日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	74	平成18年11月7日	木くず(チップ化された木くずに限る)

表 2-31 再生利用指定制度の指定状況 (3/4)

調査票 番号	自治体名	No	指定年月	品目
32	島根県	75	平成18年11月14日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	76	平成18年11月15日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	77	平成18年12月5日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	78	平成18年12月5日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	79	平成18年12月5日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	80	平成18年12月19日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	81	平成18年12月19日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	82	平成18年12月19日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	83	平成19年1月10日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	84	平成19年1月30日	木くず(チップ化された木くずに限る)
33	岡山県	1	平成15年12月	がれき類
33	岡山県	2	平成16年2月	鋳さい
33	岡山県	3	平成16年3月	動植物性残さ
33	岡山県	4	平成16年3月	動植物性残さ
33	岡山県	5	平成16年3月	廃プラスチック
33	岡山県	6	平成16年5月	廃プラスチック
33	岡山県	7	平成16年3月	廃プラスチック
33	岡山県	8	平成16年5月	廃プラスチック
33	岡山県	9	平成16年3月	廃プラスチック
35	山口県	1	平成14年5月	がれき類
35	山口県	2	平成14年5月	がれき類
35	山口県	3	平成14年12月	がれき類
35	山口県	4	平成15年5月	がれき類
35	山口県	5	平成15年10月	がれき類
35	山口県	6	平成16年8月	汚泥
35	山口県	7	平成16年8月	汚泥
35	山口県	8	平成16年9月	汚泥
35	山口県	9	平成16年12月	汚泥
35	山口県	10	平成17年3月	ガラ陶・がれき類
35	山口県	11	平成17年3月	木くず
35	山口県	12	平成17年5月	汚泥
35	山口県	13	平成17年6月	がれき類
35	山口県	14	平成17年7月	木くず
35	山口県	15	平成17年8月	汚泥
35	山口県	16	平成17年8月	汚泥
35	山口県	17	平成17年9月	汚泥
35	山口県	18	平成17年10月	がれき類
35	山口県	19	平成17年12月	汚泥
35	山口県	20	平成17年12月	汚泥
35	山口県	21	平成18年3月	がれき類
35	山口県	22	平成18年5月	汚泥
35	山口県	23	平成18年5月	汚泥
35	山口県	24	平成18年5月	がれき類
35	山口県	25	平成18年6月	汚泥
35	山口県	26	平成18年6月	がれき類
35	山口県	27	平成18年7月	がれき類
35	山口県	28	平成18年8月	汚泥、がれき類
35	山口県	29	平成18年9月	がれき類
35	山口県	30	平成18年10月	汚泥

表 2-31 再生利用指定制度の指定状況 (4/4)

調査票 番号	自治体名	No	指定年月	品目
35	山口県	31	平成18年11月	がれき類
35	山口県	32	平成18年11月	汚泥
35	山口県	33	平成19年1月	がれき類
35	山口県	34	平成19年1月	汚泥
36	徳島県	1	平成16年1月	動植物性残さ
36	徳島県	2	平成16年7月	汚泥、動植物性残さ、家畜ふん尿
36	徳島県	3	平成17年6月	汚泥
38	愛媛県	1	平成15年11月	汚泥
38	愛媛県	2	平成16年3月	汚泥
38	愛媛県	3	平成17年5月	汚泥
38	愛媛県	4	平成18年4月	がれき類
41	佐賀県	1	平成18年2月	廃油、木くず、動植物性残さ
42	長崎県	1	平成19年1月	建設汚泥
44	大分県	1	平成18年11月	木くず
47	沖縄県	1	平成17年3月28日	燃え殻
47	沖縄県	2	平成7年5月19日	燃え殻、汚泥
50	旭川市	1	平成18年5月	廃油
52	函館市	1	平成17年3月	浄水汚泥
66	大阪市	1	平成18年2月1日	動植物性残さ
66	大阪市	2	平成17年6月12日	動植物性残さ
66	大阪市	3	平成17年6月1日	廃油(廃食用油)
66	大阪市	4	平成17年7月7日	廃油(動植物性油脂)
66	大阪市	5	平成18年6月7日	廃油(動植物性油脂)
66	大阪市	6	平成16年8月19日	廃油(動植物性油脂)
66	大阪市	7	平成18年3月26日	廃油(動植物性油脂)
66	大阪市	8	平成18年10月29日	廃油(動植物性油脂)、動植物性残さ、動物系固形不要物
66	大阪市	9	平成15年4月1日	がれき類
66	大阪市	10	平成16年8月23日	動植物性残さ
66	大阪市	11	平成16年11月25日	動植物性残さ
66	大阪市	12	平成15年7月24日	※FAX用紙がとぎれていたため確認不能
66	大阪市	13	平成16年1月24日	廃酸
67	堺市	1	平成18年7月	廃油
75	下関市	1	平成17年9月	木くず
83	岡山市	1	平成16年3月	動植物性残さ
85	富山市	1	平成18年5月	廃プラスチック
90	豊田市	1	平成16年3月	汚泥
90	豊田市	2	平成14年2月	汚泥
90	豊田市	3	平成16年3月	汚泥
100	倉敷市	1	平成16年4月	動植物性残さ
100	倉敷市	2	平成16年4月	動植物性残さ
100	倉敷市	3	平成17年1月	廃酸・廃アルカリ
101	さいたま市	1	平成16年11月	汚泥

(2) 建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定状況の整理

今回の全都道府県、政令市（103）から回収されたアンケートから、過去5年間の建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定状況を表 2-32 に示す。

なお、建設汚泥について再生利用指定制度の指定を行った以下の7自治体の制度活用内容の詳細については、「3.3.6 建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用事例」に示す。

表 2-32 建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定状況

調査票番号	自治体名	No	指定年月	発生工事				利用工事				指定パターン	指定を受けた者	運搬管理方法	手続き期間	備考				
				発注者	工事名	工事期間	官民別	汚泥発生工法	発注者	工事名	工事期間						官民別	処理物の利用用途	処理物の利用量	処理物の品質
2	青森県	1	H16.12	鉄道運輸機構	東北新幹線三本木原トンネル工事	H13.3~H19.3	官	泥土圧シールド	国交省	国道4号バイパス工事	H16.10~H17.3	官	路体盛土	9,100m3	第3種	2	利用工事発注者(許可なし)	排出時の品質確認、搬出入管理伝票	2週間	発注者も制度対象であると誤解し、指定した。発注者も制度対象であると誤解し、指定した。
2	青森県	2	H16.12	鉄道運輸機構	東北新幹線三本木原トンネル工事	H13.3~H19.3	官	泥土圧シールド	天間林村	村道坪・坪川線道路改良工事	H16.12~H17.3	官	路体盛土	3,346m3	第3種	2	利用工事発注者(許可なし)	排出時の品質確認、搬出入管理伝票	2週間	指定後、土工期が合わず、工事終了で実績ゼロ。
2	青森県	3	H17.11	鉄道運輸機構	東北新幹線三本木原トンネル工事	H13.3~H19.3	官	泥土圧シールド	七戸町	町道榎林・上北線整備工事	H17.10~H18.1	官	路体盛土	0m3	第3種	2	利用工事施工業者(業許可なし)	排出時の品質確認、搬出入管理伝票	1.5ヶ月	指定後、土工期が合わず、工事終了で実績ゼロ。
2	青森県	4	H17.11	鉄道運輸機構	東北新幹線三本木原トンネル工事	H13.3~H19.3	官	泥土圧シールド	七戸町	町道榎林・上北線整備工事	H17.10~H18.1	官	路体盛土	0m3	第3種	2	利用工事施工業者(業許可なし)	排出時の品質確認、搬出入管理伝票	1.5ヶ月	指定後、土工期が合わず、工事終了で実績ゼロ。
32	島根県	1	H16.12	日本道路公団	山陰自動車道神庭工区道路工事	H16.4~H17.11	官工事	トンネル工事の濁水処理	日本道路公団	山陰自動車道神庭工区道路工事	H16.12~H17.3	官工事	道路路体用盛土	1,000m3	第2種	パターン2	・利用工事施工業者(業許可なし)	搬入処理物を確認	2週間	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
32	島根県	2	H17.9	大東町水道局	配水池設置工事	H17.6~H18.3	官工事	地盤改良	島根県土木部	県道道路改良工事	H17.9~H18.3	官工事	道路路体用盛土	690m3	第2種	パターン2	・利用工事施工業者(業許可なし)	搬入処理物を確認	1週間	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	1	H16.8	山口県柳井土木建築事務所	一般県道平生港田布施線交通安全施設整備一種事第1		官工事	地盤改良	山口県柳井土木建築事務所	同左		官工事	道路盛土	350m3		パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		2週間	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	2	H16.8	山口県柳井土木建築事務所	田布施川周防高潮対策工事第2工区		官工事	地盤改良	山口県柳井土木建築事務所	同左		官工事	道路盛土	540m3		パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	3	H16.9	山口県岩国土木建築事務所	平成15年度都計画街路半野谷線緊急地方道路整備工事		官工事	プレボーリング工法	山口県岩国土木建築事務所	同左		官工事	道路路体盛土	462m3		パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		2週間	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	4	H16.12	山口県柳井土木建築事務所	一般県道平生港田布施線交通安全施設整備一種事		官工事	地盤改良(浅層混合処理)	山口県柳井土木建築事務所	同左		官工事	道路盛土	470m3		パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	5	H17.5	山口県岩国土木建築事務所	都市計画街路今津川線緊急地方道路整備工事		官工事	地盤改良(二重管方式超高压喷射かく拌工法)	山口県岩国土木建築事務所	同左		官工事	道路路体盛土	900m3	第2種	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	6	H17.8	山口県宇部土木建築事務所	一般県道岩崎岡小野田線単独道路改良工事		官工事		山口県宇部土木建築事務所	同左		官工事	道路路体盛土	1,033m3		パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	7	H17.8	山口県岩国土木建築事務所	都市計画街路半野谷線緊急地方道路整備工事		官工事	プレボーリング工法	山口県岩国土木建築事務所	同左		官工事	道路路体盛土	495m3	第2種	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		2ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	8	H17.9	山口県周南土木建築事務所	山口県周南土木建築事務所		官工事	地盤改良(浅層混合処理工法)	山口県周南土木建築事務所	同左		官工事	裏埋盛土材	1,710m3		パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		2ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	9	H17.12	山口県岩国土木建築事務所	都市計画街路今津川線地方特定道路整備工事		官工事	地盤改良(二重管方式超高压喷射かく拌工法)	山口県岩国土木建築事務所	同左		官工事	道路路体盛土	520m3	第2種	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	10	H17.12	山口県柳井土木建築事務所	田布施川周防高潮対策工事第2工区		官工事	地盤改良	山口県柳井土木建築事務所	同左		官工事	道路盛土	200m3		パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		3週間	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	11	H18.5	岩国市	向今津幹線管きよ工事		官工事	泥土圧シールド工法	日本下水道事業団	岩国市尾津浄化センター建設工事		公共工事	工作物の埋戻し	7,600m3	第3種	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	12	H18.5	日本下水道事業団	岩国市尾津1号汚水幹線建設工事		公共工事	泥土圧シールド工法	日本下水道事業団	岩国市尾津浄化センター建設工事		公共工事	工作物の埋戻し	7,600m3	第3種	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	13	H18.6	山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所	宇部都市幹線道路橋りょう整備工事		官工事	掘削工	山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所	同左		官工事	道路路体盛土	6,500m3			工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	
35	山口県	14	H18.8	岩国市	し尿処理施設敷地造成工事		官工事	中掘工法	岩国市	同左		官工事	盛土	940m3	第4種	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	15	H18.10	岩国市	岩国市新庁舎建設主体工事		官工事	掘削工	岩国市	同左		官工事	建築物の埋戻し	13,000m3		パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		3週間	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	16	H18.12	岩国土木建築事務所	都市計画街路今津川線地方特定道路整備工事		官工事	グラフト注入工法	岩国土木建築事務所	同左		官工事	道路路体盛土	200m3	第2種	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	17	H19.1	岩国市	岩国市尾津1号汚水幹線建設工事		官工事	泥土圧ミニシールド工法	日本下水道事業団	岩国市尾津浄化センター建設工事		公共工事	工作物の埋戻し	3,534m3	第3種	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		10日間	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
36	徳島県	1	H17.6	徳島県県土整備部	旧吉野川流域下水道建設事業	H17.6~H20.9	官工事	泥土圧シールド工法	西日本高速道路(株)	四国横断自動車道建設事業		民間工事	道路路体用盛土	28,000m3	第4種	パターン3	発注者	管理伝票による運搬管理	2ヶ月	
38	愛媛県	1	H15.11	中国四国農政局	志河川ダム付着道路(その10)建設工事	H14.12~H15.12	官工事	泥水シールド工法	中国四国農政局	志河川ダム付着道路(その10)建設工事	H14.12~H15.12	官工事	農地造成における盛土材	96ト	第4種	パターン2	利用工事施工業者(業許可なし)	特になし	1ヶ月	
38	愛媛県	2	H16.3	中国四国農政局	志河川ダム仮排水路工事	H15.5~H16.3	官工事	泥水シールド工法	中国四国農政局	志河川ダム仮排水路工事	H15.5~H16.3	官工事	道路路体用盛土材	48ト	第4種	パターン2	利用工事施工業者(業許可なし)	特になし	1ヶ月	
38	愛媛県	3	H17.5	中国四国農政局	志河川ダム建設工事	H16.8~H20.3	官工事	泥水シールド工法	中国四国農政局	志河川ダム建設工事	H16.8~H20.3	官工事	農地造成における盛土材	10ト	第4種	パターン2	利用工事施工業者(業許可なし)	特になし	1ヶ月	
42	長崎県	1	H19.1	長崎県(長崎土木事務所)	浦上川線道路改良工事		官工事	高圧噴射攪拌工法	長崎県土地開発公社	時津第10工区埋立造成事業	H9~H34	官工事	水面埋立	12,000m3	第2種	パターン3	発生工事発注者	搬出入管理伝票による運搬管理	2ヶ月	
90	豊田市	1	H16.3	豊田市(豊田浄水特定土地区画整理組合)	区画整理事業	H11.10~H18.3	官	掘削(以前農地に利用していた「キラ汚泥」のみ)	豊田市(豊田浄水特定土地区画整理組合)	宅地造成(区画整理事業)	H11.10~H25.3	官	豊田市浄水町地内の豊田浄水特定土地区画整理事業の宅地造成の埋戻し土として使用	190,400m3	第4種	その他(3)	収集運搬:産業廃棄物処理業者 再生利用者:豊田浄水特定土地区画整理組合	性状が単一のため、配合比率の検査試験を1回実施	2ヶ月	
90	豊田市	2	H16.3	国・県等公共団体	道路、下水工事等32現場(最終排出事業者、別紙参照)	H14.3~H18.3	官	シールド工事ほか	田初財産管理組合	造成工事(鉱山跡地の埋戻し)	H14.3~H18.3	民	土地造成用資材として利用	142,900m3	第5種	1-②	収集運搬:産業廃棄物処理業者 再生利用者:田初財産管理組合	コーン指数の検査:1回/200m3(200m3/日に満たない場合、1回/日) 土壌汚染に係る環境基準項目検査:1回(ただし、性状が変化した場合はその都度) 溶出水の検査:pH及びCODを2回/月	2ヶ月	現在終了
101	さいたま市	1	H16.11	さいたま市北部建設事務所	大門・浅間6号幹線下水道築造工事	H16.12~H17.11	官工事	泥土圧シールド工法	独立行政法人都市再生機構	浦和東部第二地区特定土地区画整理事業	H16.12~H18.2	民工事	宅地造成	19,695m3	第3種	パターン2	申請者である発生工事の発注者をはじめ、元請業者から利用工事の施工事業者まで関係するすべての事業者(業許)	処理工程からの排出時に処理物の品質を確認	65日	

註:表 2-30 に含まれる汚泥のうち回答のあったもののみを記載した。

第3章 アンケートデータの解析

3. 1 自治体への補足ヒアリング

アンケート調査により把握された全国の自治体による再生利用指定制度の活用状況を見ると、全体では制度を活用している自治体は少ないものの、過去5年間に10件以上の指定を行っている自治体が8あり、特定の自治体で制度の活用が進んでいる状況にある。このため、こういった積極的に制度を活用している自治体へ、その背景や、制度を活用するにあたってとっている体制、しくみ等について、電話によるヒアリング調査を行った。

ヒアリング調査の結果、建設汚泥についての指定を積極的に行っている自治体は、自治体の建設部局と廃棄物部局との連携が密なこと、建設部局が率先して制度活用を図っている状況にあることが窺えた。

また、指定は、ほとんどが公共工事で行われているが、民間工事の指定を行った豊田市、さいたま市の事例では、民間工事で指定後に、処理施設への検査や利用工事現場での確認といった点に留意しており、廃棄物混入や品質面等での不具合は発生していない。次頁以下に、自治体への電話による補足ヒアリング結果を示す。

山口県への補足ヒアリング結果

日時：平成19年3月14日（廃棄物部局）

1) 建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用について

- ・ 現場内利用を個別指定しているが、これは、県の土木工事担当者が、入札前に個別指定による現場内利用を条件化して仕様書にし、元請け業者が受注後に、個別指定の申請をする流れになっている。土木セクションでは、指定制度の運用通知を作成し、個別指定の活用を推進している。

日時：平成19年3月14日（建設部局）

1) 個別指定制度を積極的に活用している背景

- ・ 建設汚泥を廃棄物として処理すると経済的に不利になる場合が多く、再利用を推進している。
- ・ 再利用を進めるための方策としては、「自ら利用」もあるが、適正利用に関する担保をとることが難しく、県の廃棄物・リサイクル対策課と相談し、個別指定制度を活用した再利用を進めている。

2) 個別指定制度活用の流れ

- ・ 個別指定制度の活用にあたっては、工事発注前に事前に、土木事務所（建設部局）と保健所（廃棄物部局）が調整し、個別指定制度を活用した建設汚泥の再利用を行うことを取り決めて、工事発注仕様書に個別指定制度を活用した再利用を明記している。また、建設汚泥の利用にあたっての品質基準について仕様書に明記している。

さらに、工事を受注した元請け会社は、工事仕様書に則り、個別指定の申請を県に行うという流れになっている。

- ・ 建設汚泥の再利用にあたっての品質管理等は、建設部局が責任を負っている。
- ・ したがって基本的に建設汚泥の適正処理に関する担保を県の工事発注部局でとっている。
- ・ 市町村へも、県の方針を通知している。県のやり方に準じて市町村独自の制度で、建設汚泥の再利用をしている市町村もある。
- ・ 建設汚泥を工事間で流用するための調整組織は特にないが、今後そういった組織を設置することを検討している。

3) 個別指定工事の状況

- ・ これまでに個別指定により建設汚泥を活用した工事で、建設汚泥再利用による不具合等は発生していない。

島根県への補足ヒアリング結果

日時：平成19年3月14日（廃棄物部局）

1) 建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用について

- ・ 個別指定の担当者が土木部局の担当経験者であることから、①建設汚泥の利用者側での計画段階からのチェック等の知見がある。②県の土木部局と廃棄物部局の連携が密である。③個別指定の申請後のチェックが、1～2週間程度で可能である。
- ・ 再生利用のチェックポイントは、受け側工事で技術的な根拠を有しているか否か。
- ・ 工事着手後は、地元保健所が立入りに入ることもあるが、基本的には発注部局によるチェックが基本となっている。
- ・ 県の土木部では、国土交通省の動きを受けて、「建設副産物処理要領」の改訂版を4月1日に出し、建設汚泥の原則化ルールを盛り込むこととしている。
- ・ 島根県で出る建設汚泥は、基礎杭、ボーリング、下水道シールド等の非常に小規模なものが多い。（一部にはトンネル、ダム等の大規模なものもあるが。）このような小規模なものについて、国土交通省の動きに準じて土木部局から、廃棄物対策課へリサイクルについての相談がなされる。
- ・ これを受けて、廃棄物担当部局は、個別指定での利用を促し、適切な利用についての計画段階からチェックを行う。

青森県への補足ヒアリング結果

日時：平成19年4月20日

1) 建設汚泥の再生利用に係る流用調整等について

- ・ 民間工事で発生した汚泥を公共工事の盛土材として利用している。県では発生側と利用側の調整機関は設けておらず、発生工事側と利用工事側の当事者間で流用調整がなされたものと考えられる。
- ・ 県は個別指定申請書の確認や実績報告の確認等の事務的確認を行い、再生利用にあたっての品質確認は受け入れ側の公共工事の発注機関が行った。

豊田市への補足ヒアリング結果

日時：平成19年4月17日（廃棄物部局）

1) 建設汚泥の民間工事利用について

- ・ 一件は建設汚泥の発生工事と利用工事が同一発注者（土地区画整理組合）で自ら利用である。
- ・ 以前に農地として利用していた耕作土のキラ汚泥で、性状を検査し利用している。
- ・ もう一件は公共工事で発生した建設汚泥を利用工事発注者が鉱山跡地の土地造成資材として活用してされている。
- ・ 豊田市では、処理業者施設での処理状況（物理性状等）の検査、土壌汚染に係る事項（有害物等）について定期的に検査しており、問題は発生していない。
- ・ なお、建設汚泥の処理方法は利用事業者が改良剤添加量や改良品質等を確認し定めたものであり、事業期間中も利用業者が継続的に同一の処理方法による処理がなされることを確認している。
- ・ この場合の申請者は利用工事発注者である。

さいたま市への補足ヒアリング結果

日時：平成19年4月17日 16:00（廃棄物部局）

1) 建設汚泥の民間工事利用について

- ・ 申請者である発生工事の発注者（さいたま市北部建設事務所）が、民間工事（独立行政法人都市再生機構）の宅地造成に活用しているが、利用上の不具合は発生していない。
- ・ 指定を受けた者は、建設汚泥の改良を行った事業者である。
- ・ 申請者に対する技術的な確認は北部建設事務所が行った。
- ・ さいたま市発注工事の請負会社が建設汚泥の排出場所に改良プラントを設置し、建設汚泥の改良を行った。

3. 2 代表的事業者へのヒアリング

建設汚泥の適正処理やリサイクルを促進するためには、排出事業者である建設業者の役割が大きいことから、再生利用指定制度についての活用の意向や、制度の活用促進方法、制度活用上の問題点等について、代表的事業者（3社）へのヒアリング調査を行った。

ヒアリング調査の結果、いずれの事業者からも、事業者側から工事の発注者側へ制度活用を申し入れることは、事業者側に経済的なメリットが無い限り考えにくいとの回答があった。

また、制度上の問題点としては、自治体によって制度運用に関する考え方が異なるため行政へ統一的な対応を求めていること、審査に時間がかかること、申請書の添付書類が多いといったことがあげられた。

次頁以下に、代表的事業者へのヒアリング結果を示す。

代表的事業者（A社）への補足ヒアリング結果

日時：平成19年3月16日 13:00～15:00

- ・ 国交省の建設汚泥の再生利用に関するガイドラインについては土公協の最終案を建設汚泥再生利用指針検討委員会にあげている。ガイドラインと環境省通知の突き合わせが必要である。
- ・ 再生利用指定制度の運用に係る環境省通知にはゼネコン側はさほど関心がない。あるいは混乱しているように思える。場外搬出の場合は許可業者委託、マニフェスト使用を徹底指導している。自ら利用の場合はガイドラインの定めるリサイクル伝票を使用している。
- ・ 再生利用制度を活用するに当たって、元請業者が建設汚泥処理土の受け入れ先を確保することは困難である。ガイドラインでは、処理土の受け入れ先を含めた処理方法を発注者が決定すると位置づけられている。ゼネコンは発注者の指示に従う。特記仕様書に記載があればその通りに行く。再生利用指定制度を活用するためには発注側が利用工事と調整する必要がある。
- ・ 発注者側から指定制度の活用事例を示して欲しい。現場に判断させるのは難しすぎる。自治体に相談に行くことは考えられない。
- ・ 審査に時間がかかる、申請書の添付書類が多い、利用工事側の書類について揃えられない、といった問題がある。

代表的事業者（B社）への補足ヒアリング結果

日時：平成19年3月16日 16:00～17:00

- ・ 地方自治体によって指導がマチマチである。再生利用指定制度を活用するのか、廃掃法の業の許可、許可業者委託で処分するのか、対応に差がありすぎる。自ら利用で申請を相談しても事例がないという対応もある。
- ・ ゼネコンから見ると、利用工事とのタイミングが合わない、審査に時間がかかる、といったことで積極的な活用は難しい。したがって、元請側から自治体に相談に行くことはあまり考えられない。
- ・ 廃棄物行政サイドは自ら利用と称した建設汚泥の不適正処理に対する懸念があるのではないか、発注者が積極的に再生指定制度の活用を図るように国交省から指示することが望ましい。
- ・ 廃棄物行政サイドよりむしろ建設行政サイドの方が利用意向はある。発注者が制度の利用を指定すれば費用がかかっても元請業者はそれに従う。再生指定制度の活用は発注者の意向次第である。
- ・ 民間工事において再生利用指定制度をゼネコンが積極的に活用するのは難しい。自治体も再生利用されることの確実性の担保や確認が難しいだろう。

代表的事業者（C社）への補足ヒアリング結果

日時：平成19年3月19日 15:00～16:00

- ・ 建設汚泥の再生指定制度の活用は発注者サイドが積極的でなければ進まない。元請業者は発注者の指示に従う。特記仕様書に記載があればその通りに行う。
- ・ ある自治体担当者の話では指定制度の利用はなじまない、業の許可で対応という意見もある。また、建設汚泥に下水汚泥と同様に有害物が含まれているという認識を持つところもある。再生利用されることの確実性の担保や確認に不安を持っているのではないかと。したがって、業の許可と同様に2～3ヶ月の審査をするということも聞く。わざと審査を長引かせられる。性状・品質について分からないのが「審査できない」理由ではないかと考えられる。
- ・ 建設汚泥の発生工事と利用工事の調整が事前に行われ、行政の土木サイドの判断が入れば、指定に係る審査も安心ではないか。
- ・ 環境行政サイドには土の性状を理解してほしい。環境省は自治体の担当者に対しブロック別に説明会を行う必要がある。担当者の異動もあり、つぎはぎの通知では経緯を承知していないと判断が難しいのではないかと。
- ・ 管理型処分場での処分より、指定制度の活用が望ましいが、最終処分業者がいる自治体では指定制度の活用はその業者の利権を損なうことに繋がりがねないので積極的でないのではないかと。
- ・ 建設汚泥に関する通知の発出等のあるなかで「建設廃棄物処理マニュアル平成13年7月」が古くなってきている。建設廃棄物についての考え方を整理しないと混乱を生じるおそれがあり、同マニュアルの改訂が必要。

3. 3 アンケートデータの解析

アンケートデータを解析することにより、建設汚泥に係る再生利用指定制度を活用しているところとそうでないところの相違点や活用している自治体の制度運用方法等について調べた、また、3. 1、3. 2に示した自治体及び代表的事業者へのヒアリング結果とあわせて、再生利用指定制度の活用を促進するための方向性について検討した。

3.3.1 建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用について

(1) 再生利用指定の利用の有無、今後の再生利用指定制度の活用意向等

過去5年間ならびに過去3年間の再生利用指定の有無、建設汚泥に係る再生利用指定の有無、今後の再生利用指定制度の活用意向、事業者からの再生利用指定に係る相談の有無等を表3-1のとおり整理した。

表3-1 再生利用指定の有無等による自治体の整理 (1/2)

番号	自治体名	グループ	利過 用去 指5 定年 指3 定年 あり 再生	利過 用去 指3 定年 指3 定年 あり 再生	定汚 あり の5 再 生 間 に 用 建 指 設	定汚 あり の3 再 生 間 に 用 建 指 設	い 定 今 きた 後 を 再 活 生 利 用 指 定	き 制 度 を 再 活 生 利 用 指 定	今 後 、 建 設 汚 泥 に 関 し た 再 生 利 用 指 定	た あ 事 業 者 が 指 か ら の 相 談	付 請 を 基 本 的 に 受 け 申 す
1	北海道	B	○	○							
2	青森県	A	○	○	◎	◎	○	○			
3	岩手県	D					○				
4	宮城県	D									
5	秋田県	D									
6	山形県	D									
7	福島県	D								△	
8	茨城県	A	○	○	◎	◎	○				
9	栃木県	D									
10	群馬県	D					○	○			▲
11	埼玉県	D									
12	千葉県	D					○			△	
13	東京都	A	○	○	◎	◎	○	○			
14	神奈川県	D									
15	新潟県	D								△	
16	富山県	D									▲
17	石川県	D					○	○			
18	福井県	D					○	○			
19	山梨県	D					○				▲
20	長野県	B	○	○							
21	岐阜県	C	○				○	○			
22	静岡県	D									
23	愛知県	B	○	○	◎		○				
24	三重県	D								△	
25	滋賀県	B	○	○							
26	京都府	D					○	○			
27	大阪府	D									
28	兵庫県	D					○	○		△	
29	奈良県	B	○	○							
30	和歌山県	D									
31	鳥取県	D									
32	島根県	A	○	○	◎	◎	○	○			
33	岡山県	C	○								
34	広島県	D									
35	山口県	A	○	○	◎	◎	○	○			
36	徳島県	A	○	○	◎	◎					
37	香川県	D									▲
38	愛媛県	A	○	○	◎	◎	○	○			
39	高知県	D					○				

表 3-1 再生利用指定の有無等による自治体の整理 (2/2)

番号	自治体名	グループ	過去5年間に再生利用指定あり	過去3年間に再生利用指定あり	過去5年間に建設再生利用指定あり	過去3年間に建設再生利用指定あり	今後、再生利用したい	制度を活用したい	今後、建設汚泥に係る再生利用指定	事業者からの相談が行ったことがない	再生利用指定の申請を基本的な受け
40	福岡県	D									
41	佐賀県	B	○	○							
42	長崎県	A	○	○	◎	◎					
43	熊本県	D									
44	大分県	B	○	○			○	○			
45	宮崎県	D									
46	鹿児島県	D									
47	沖縄県	B	○	○			○				
50	旭川市	B	○	○							
51	札幌市	D									
52	函館市	B	○	○							
54	仙台市	B	○	○							
55	千葉市	D					○	○			
56	横浜市	D					○	○	△		
57	川崎市	D							△		
58	横須賀市	D								▲	
59	新潟市	D							△		
60	金沢市	D								▲	
61	岐阜市	D							△		
62	静岡市	D									
63	浜松市	D							△		
64	名古屋市	D							△		
65	京都市	C	○								
66	大阪市	B	○	○	◎						
67	堺市	B	○	○							
68	東大阪市	B	○	○				○			
69	神戸市	D					○	○			
70	姫路市	D									▲
71	尼崎市	D									▲
72	和歌山市	D									▲
73	広島市	C	○		◎		○	○			
74	呉市	D									
75	下関市	B	○	○							
76	北九州市	D									
77	福岡市	D					○	○	△		
78	大牟田市	D									
79	長崎市	D					○	○			
80	佐世保市	D							△		
81	熊本市	D					○	○	△		
82	鹿児島市	D							△		
83	岡山市	D									
84	宇都宮市	D									▲
85	富山市	B	○	○							
86	秋田市	D					○				
87	郡山市	D							△		
88	大分市	B	○	○			○				
89	松山市	D									▲
90	豊田市	A	○	○	◎	◎					
91	福山市	D									
92	高知市	D									
93	宮崎市	D					○	○	△		
94	いわき市	D							△		
95	長野市	D							△		
96	豊橋市	D							△		
97	高松市	D							△		
98	相模原市	D							△		
99	西宮市	D									▲
100	倉敷市	B	○	○							
101	さいたま市	A	○	○	◎	◎	○				
102	奈良市	D							△		
103	川越市	D									▲
104	船橋市	D							△		
105	岡崎市	D							△		
106	高槻市	D									
合計			32	28	13	10	30	21	25	13	

自治体を過去5年間ならびに過去3年間の再生利用指定の有無、建設汚泥に係る再生利用指定の有無、今後の再生利用指定制度の活用意向、事業者からの再生利用指定に係る相談の有無等でグループ分けすると、以下のように分類できる。

- (A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定を行った自治体（10自治体）
- (B) 過去3年間に再生利用指定は行ったが建設汚泥の指定を行ったことがない自治体（18自治体）
- (C) 過去3年間では再生利用指定を行ってはいないが、過去5年間には再生利用指定を行った自治体（4自治体）
- (D) 過去5年間に再生利用指定を行ったことがない自治体（71自治体）

(A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定を行った自治体については、建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用状況や今後の活用意向について、「**3.3.2**」及び「**3.3.6**」に整理した。

(B) 過去3年間に再生利用指定は行ったが建設汚泥の指定を行ったことがない自治体についてはも建設汚泥に係る再生指定制度の指定を行わない要因について、「**3.3.3**」に整理した。

(C) 過去3年間では再生利用指定を行ってはいないが、過去5年間には再生利用指定を行った自治体については、建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用にあたっての問題点等について、「**3.3.4**」に整理した。

(D) 過去5年間に再生利用指定を行ったことがない自治体については、再生指定制度の指定を行わない要因について、「**3.3.5**」に整理した。

3.3.2 建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用自治体の状況

(A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定を行った自治体の回答について、以下のとおりに整理した。

(1) 建設汚泥に係る再生利用指定活用自治体の今後の活用意向

今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方をみると「活用していきたい」が50%、「その他」が40%である。その他については回答内容から判断して、すべて適切に「活用していきたい」との意見であり、うち2自治体では公共工事において活用していくこととしている。

表 3-2 今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方

(A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定による指定を行った自治体

今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方について	回答母数	1	2	3	無回答
		し指建て定設 い制汚 き度泥 たをに い積係 極る 的再 に生 活利 用用	し指建て定設 い制汚 く度泥 考をに え積係 は極る な的再 いに生 活利 用用	そ の 他	
全体	10 100.0	5 50.0	1 10.0	4 40.0	0 0.0

<その他の回答内容>

茨城県	県内で発生する建設汚泥発生量を考慮して活用する事になると推測される。
長崎県	相談、申請に対しては適切に対応していく。
豊田市	公共工事における再生利用個別指定は建設汚泥に限り指定を継続する。民間事業者については、第2種処理土と同品質まで改良させ自ら利用をさせている。今後検討していく。
さいたま市	公共関与の工事においては活用していく。

(2) 建設汚泥に係る再生利用指定活用自治体の条例、指針の策定状況

建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用について規定した条例、指針等の策定状況について、(A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定を行った自治体についてみると「策定している」が40%である。

表 3-3 再生利用指定制度に関連するの条例、指針の策定状況について

(A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定による指定を行った自治体

建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用について規定した条例、指針等の策定状況について	回答母数	1	2	無回答
		策定している	策定していない	
全体	10 100.0	4 40.0	6 60.0	0 0.0

(3) 施工中及び施工後に建設汚泥の再生利用の確実な実施の確認

施工中及び施工後に建設汚泥の再生利用の確実な実施の確認の方法について、主に実績報告の確認や立入検査があげられている。

表 3-4 施工中及び施工後に建設汚泥の再生利用の確実な実施の確認の方法

(A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定による指定を行った自治体

青森県	排出側と利用側での数量確認。
茨城県	無通告の立入検査を実施するが、建設現場であるため、指摘事項は建設廃棄物の取り扱いが主となる。 事業が完了した際には、実績報告をしてもらっている。
東京都	これまでは公共工事等について指定を行ってきたため、指定審査の段階で利用方法等についてチェックし、再生利用が確実に実施されていることを確認してきた。 都規則改正により指定対象が民間工事にも拡大するため、今後は、必要に応じて利用現場の現地調査を実施する。
島根県	利用工事側についても個別指定を行うこととしている。
山口県	基本的に公共事業における指定であるため、発注者としての施工管理の中で確認している。
徳島県	施工現場ごとに立入検査を実施している。
愛媛県	本県で定める規則第8条により、毎年6月30日までに再生輸送又は再生活用に関する実績報告書により確認している。
長崎県	必要に応じて立ち入り検査を行い施工状況について確認を行う。
豊田市	公共工事に限っているため、担当部局で管理監督を行ってもらうことで対応している。
さいたま市	定期的な報告書の提出及び立入検査の実施。

(4) 建設汚泥に係る指定制度の運用にあたって判断に苦慮した点

建設汚泥に係る指定制度の運用にあたって判断に苦慮した点として、いずれも適正処理を確保するための品質や利用状況の確認に関する事項があげられている。

表 3-5 建設汚泥に係る指定制度の運用にあたって判断に苦慮した理由

(A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定による指定を行った自治体

青森県	これまでの指定は全て公共工事に係るものであった。 当該制度の利用にあたって、元請業者が申請者であり、指定を受けるわけだが、公共工事の場合、管理しているのは発注者であり、発注者の指示の下、申請が行われている。 実際は発注者が申請書の大部分を作成しているようでありその方が管理しやすいようであるため発注者主体で手続き、工事が進んだ。 そのため指定された業者がそもそも制度の内容を理解しているのか、廃棄物に係る知識・技術が十分なのか判断に苦慮した。
茨城県	基本的に自ら利用に該当する部分について、個別指定という形で実施している。 自ら利用であっても、建設汚泥の取り扱いが適切でないケースが見受けられるため、一連の再生利用計画（排出場所、処理を行う場所、使用する場所）を明確にした上でそれぞれの段階で配慮すべき点を明確にしている。
東京都	「再生活用が営利を目的としないこと。」を個別指定の指定基準としていたが、適正な費用の一部であることが明らかな料金の範囲について明確な判断基準がなかったため、民間工事を指定対象としてよいのか対応に苦慮した。これまで東京都では、民間工事は営利目的事業であると判断し指定を行ってこなかった。 なお、都規則改正により「再生活用が営利を目的としないこと。」という指定基準を削除したため、平成19年2月以降は民間工事も指定の対象となった。
島根県	本県においては、再生利用の用途先での利用方法や汚泥処理物の強度等が再生利用先によって異なることから、確実に再生利用されることを確認する必要があるため、最終的な用途行為についても個別指定の対象とするよう、土木部と調整を行っている。
山口県	建設汚泥の利用の用途とその品質の妥当性の判断が難しい。
徳島県	建設汚泥処理土の品質基準の判断に苦慮する。
愛媛県	建設汚泥処理物の品質が、その用途に再生利用できるという客観的な価値を確認するための判断基準（物性値）に苦慮する。
長崎県	生活環境保全上の対策については慎重に判断を行った。
豊田市	利用用途を造成目的としているが、盛土又は埋立資材としての利用となるため、一見汚泥の不法投棄と変わらない。今後、国の指針どおりの解釈とする場合、再生利用個別指定で指定し利用した汚泥については廃棄物でなくなるため、利用する品質、防災上での責任、指定した自治体の責任について検討する必要がある。現在は、公共事業に準ずる事業においてのみ指定を行い、あくまでも廃棄物を再生利用しているもので、不要になれば再度廃棄物として処理する考えに立っていたので品質については特に考慮していなかった。（参考：当市では、建設汚泥については第2種処理土と同等の品質に改質することで自ら利用を認めている。）
さいたま市	申請者を誰にすべきか（発生工事の発注者か元請業者かなど）。 利用工事での利用状況の確認。

(5) 指定を認めることが考えにくい適用工事

建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定を認めることが考えにくい工事についてみると、「農地での民間利用事業」が80%、「民間宅地造成工事」が50%、「法令等による認可された民間工事」と「公益工事」がともに30%の自治体であげている。

表 3-6 指定を認めることが考えにくい適用工事

(A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定による指定を行った自治体

事業者から指定の申請があった場合、指定を認めることが考えにくい適用工事について	回答母数	1	2	3	4	5	6	無回答
		民間宅地造成工事	業農地での民間利用事業	区れ法画整事等(土地)	区れ法画整事等(土地)	港公益電力、(ガ鉄道、空)	公共工事	
全体	10 100.0	5 50.0	8 80.0	3 30.0	3 30.0	0 0.0	2 20.0	0 0.0

(6) 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用、指定にあたっての問題点等

過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定制度を活用した自治体では、制度の活用を促進するための方策として、発注者が指定を受けることができること、審査期間を短くできること、公共工事の発注者に広く周知して促すこと、といったことをあげている。

表 3-7 建設汚泥に係る再生利用指定制度の問題点及び活用促進策

(A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定による指定を行った自治体

青森県	<p>現状の制度は利用側が指定を受けるものであるため、利用側に優位な制度とならないと利用者は増加しない。</p> <p>公共工事での利用が多いため、一定の条件を満たして発注者が監督できる場合、<u>発注者が指定を受けることができるようになれば良いと思う（その要望が多い）</u></p> <p>県レベルの工事は汚泥処理物を再利用できる量も少なく工事期間も短かいいため、工時間の土木期をうまく調整できない。そのため<u>審査期間を短かくできる制度</u>であって容易に活用できる内容の制度でなければ、難しい。</p> <p><u>公共工事の発注者に広く周知して利用を促す。</u></p>
茨城県	<p>利用される側の内容を明確してからの運用が必要。</p> <p>建設汚泥が発生する工事の設計の際に再生利用計画を綿密に作る。</p> <p>ベースは廃棄物を排出現場外へ持ち出すことを最初に考えるのではなく、場内再生利用に努める事に排出事業者側の配慮が必要。</p>
東京都	<p><u>再生活用工事に関する責任の所在が明確になるなどの利点もあり、</u>都では建設汚泥の利用工事を指定対象としている。</p> <p><u>都県市をまたぐ広域的な再生利用を行う場合は、上記を含め各自自治体で指定制度の運用に関し共通化を図る必要がある。</u></p>
島根県	<p>本県においては、建設汚泥の場合1工事現場あたりの排出量が少量（10t以下）の工事が多く、再生利用を行う場合、埋立処分より高額となることから再生利用にまわらず埋立処分されている状況にある。</p>
山口県	<p>利用資材としての品質を確保し、またその品質を確認する方法が一般化されていない。そのため、再生利用指定を受けて造成した土地や農地が工事施工後利用できない事態も起こりうる。</p> <p>さらに、廃棄物である汚泥の不法埋立を行うために、再生利用指定制度が悪質な事業者によって利用されるおそれがある。</p>
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ・処理土の品質確保が不十分な可能性がある。 ・再生利用現場の確保ができず、不適正処理の恐れがある。
愛媛県	<p>本制度が進まない理由</p> <p>○個別指定制度で指定された排出場所及び活用場所等に変更が生じれば、<u>随時その旨記載した変更届出を提出する必要があり、書類の提出頻度が多く、煩雑である。</u></p> <p>○個別指定制度により指定された業者は、法上、処理基準が適用されないことから、処理物の適正な再生利用を担保するため、本県では対象となる産業廃棄物を排出する事業、及び処理物を再生利用する事業を「公共が関与する事業」に限定している。</p>
豊田市	<p>公共事業であれば特に問題はあるとは考えていない。</p>

3.3.3 過去3年間に再生利用指定は行ったが建設汚泥の指定を行ったことがない自治体の状況

(B) 過去3年間に再生利用指定は行ったが建設汚泥の指定を行ったことがない自治体の回答について以下のとおりに整理した。

(1) 今後の再生利用指定制度の活用について

今後の再生利用指定制度の活用の考え方をみると、「活用していきたい」が22%と少なく、「その他」が50%である。「その他」の回答は概ね、相談に対し個別に判断という内容である。

表 3-8 今後の再生利用指定制度の活用の考え方

(B) 過去3年間に再生利用指定は行ったが建設汚泥の指定を行ったことがない自治体

今後の再生利用指定制度の活用の考え方について	回答母数	1	2	3	無回答
		活再生し利用指定制度を	ない活再生し利用指定制度を	その他	
全体	18 100.0	4 22.2	5 27.8	9 50.0	0 0.0

<その他の回答内容>

北海道	指定者に処理基準がかからないなど運用が難しいため慎重に対応していきたく
長野県	相談内容に応じて対応してゆきたい。
滋賀県	今後の動向を踏まえつつ、個々の事例に対応していききたい。
佐賀県	積極的に活用していく考えはない。
旭川市	相談があれば応じる。
仙台市	現在、厨芥類に限り指定を行っているが、再生利用の現状を把握し、制度の適用を検討していききたい。
堺市	現行どおり活用していく。
下関市	再生利用の内容等により個別に検討していく。
富山市	事業者の要望に応じて対応できるものは対応していく。

(2) 建設汚泥の指定を行ったことがない理由

(B) 過去3年間に再生利用指定は行ったが建設汚泥の指定を行ったことがない自治体では、建設汚泥の指定を行ったことがない理由として、「事業者からの相談がない」としているところが多い。ただし、2自治体からは手続きの煩雑さや業許可取得を促している等の理由があげられた。

表 3-9 建設汚泥の指定を行ったことがない理由

(B) 過去3年間に再生利用指定は行ったが建設汚泥の指定を行ったことがない自治体

長野県	事業者からの相談がなかったため。
奈良県	事業者からの相談がないから。
佐賀県	事業者からの相談がない。
大分県	・建設部局と建設汚泥の指定制度について、詳細の協議を行い有効利用をしていく予定である。 ・事業者からの相談はあったが、少量であったため、指定制度を利用しなかった。
沖縄県	事業者から、相談も申請もない。
旭川市	事業者から相談を受けた事例がない。
函館市	事業者から建設汚泥の利用の相談がないため。
仙台市	①手続きがはん雑すぎて、事業者が断念する。 ②排出先と利用先の工事期間の調整がつかない。 ③利用先において「建設汚泥」というイメージをきらう。 ④利用先がメインになって手続きをする必要がある。
堺市	建設汚泥については、処理を受託する業者に対しては業許可取得を指導している。
東大阪市	再生利用指定制度等が示されている「建設汚泥リサイクル指針(平成11年10月)」については、環境省から、その取扱いについて正式な答えが平成18年7月4付(環産産発第060704001)の通知まで得られなかったため。
下関市	事業者からの相談がない。
富山市	事業者からの相談がない。
大分市	事業者からの申請がない為、指定したことはない。
倉敷市	現段階では、事業者から個別、具体的な相談がない。

3.3.4 過去3年間の再生利用の指定はないが過去5年間には行ったことがある自治体の状況

(C) 過去3年間の再生利用の指定はないが過去5年間には行ったことがある自治体の回答について以下のとおりに整理した。

(1) 今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用についての考え方

今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用について、「積極的に活用していきたい」が2自治体、「積極的に活用していく考えはない」が1自治体である。「その他」が1自治体である。「その他」の回答内容は、具体的な相談等があれば、審査方法等の整備も含め、対応を検討したいとするものである。

表 3-10 今後の再生利用指定制度の活用の考え方

(C) 過去3年間の再生利用の指定はないが過去5年間には行ったことがある自治体

今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方について	回答母数	1	2	3	無回答
		活用建設指定汚泥の処理を促進する再生利用	活用建設指定汚泥の処理を促進する再生利用	その他	
全体	4 100.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0

<その他の回答内容>

岡山県	具体的な相談等があれば、審査方法等の整備も含め、対応を検討したい。
-----	-----------------------------------

表 3-11 過去3年間に建設汚泥の指定を行ったことがない理由

(C) 過去3年間の再生利用の指定はないが過去5年間には行ったことがある自治体

岐阜県	業者からの申請がなかったため。
岡山県	①事業者からの具体的な相談事例がない。 ②仮に相談があっても、現行の指定基準の見直しも含め、審査方法等の整備が必要であり、直ちには指定を行うのは困難。
京都市	事業者からの相談がないため。

建設汚泥に係る再生利用指定制度の問題点及び活用促進策について、積極的に活用したいとする自治体では、利用工事の確保や処理業者の処理段階での確認が必要としている。積極的に活用していく考えはない自治体では、建設汚泥は再生利用指定制度に適さないとしている。その他と回答した自治体では、現行の審査体制を見直す必要があるとしている。

表 3-12 建設汚泥に係る再生利用指定制度の問題点及び活用促進策

(C) 過去3年間の再生利用の指定はないが過去5年間には行ったことがある自治体

広島市	(積極的に活用していきたいと回答) 建設汚泥の排出事業者が、汚泥を再利用できる工事現場を探すことができる体制が必要である。 建設汚泥の中間処理を産業廃棄物処理業者受託した場合、利用工程の段階で、指定対象の汚泥と指定対象外の汚泥の区別ができない可能性がある。
岡山県	(その他と回答) 建設汚泥処理物が確実に再生利用されることの確認等を行うには土木技術面からの審査も必要であり、現行の審査体制を見直す必要がある。
京都市	(積極的に活用していく考えはないと回答) 建設汚泥の再生は、廃油や木屑などに比べて再利用が難しく、また不法投棄やリサイクル偽装等も度々おきていることなどを考えると、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を行う者を指定する当制度の運用は、現時点においては適さないと考えます。

3.3.5 過去5年間に再生利用指定制度を活用したことがない自治体の状況

(D) 過去5年間に再生利用指定を行ったことがないとする自治体の回答について以下のとおり整理した。

(1) 相談の有無等別の今後の再生利用指定制度の活用の考え方

建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定を行ったことない自治体について事業者からの再生利用指定に係る相談の有無等でグループ分けすると、以下のように分類できる。

(D-1) 建設汚泥に係る再生利用指定の申請を基本的に受け付けないが 12 自治体

(D-2) 事業者からの相談はあるが指定を行ったことがないが 25 自治体

(D-3) 事業者からの相談がないが 34 自治体であった。

今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用について、(D-1) 建設汚泥に係る再生利用指定の申請を基本的に受け付けない 12 自治体では「活用していきたい」が 8%、「活用していく考えはない」が 42%、「その他」が 42%であった。

(D-2) 事業者からの相談はあるが指定を行ったことがない自治体では「活用していきたい」が 24%、「活用していく考えはない」が 20%、「その他」が 56%であった。(D-3) 事業者からの相談がない自治体では「活用していきたい」が 29%、「活用していく考えはない」が 12%、「その他」が 59%であった。

「その他」の回答内容を見ると「相談を受け判断する」が 6 自治体、「基準等に適合しているものについては指定を行う」が 4 自治体、「積極的に活用を検討する」が 4 自治体、「検討中」が 4 自治体、「利用基準が判断しやすく示された場合に活用する」が 2 自治体である。

表 3-13 今後の再生利用指定制度の活用の考え方

(D) 過去5年間の再生利用の指定を行ったことがない自治体

今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方について	回答母数	1	2	3	無回答
		し指建てい制汚き度泥たをに積極る的再生活利用	し指建てい制汚く度泥考をにえ積極るな再生生活利用	その他	
全体	71 100.0	17 23.9	14 19.7	39 54.9	1 1.4
基本的に受けつけていない。	12 100.0	1 8.3	5 41.7	5 41.7	1 8.3
事業者からの相談はあるが指定を行ったことがない	25 100.0	6 24.0	5 20.0	14 56.0	
事業者からの相談はない	34 100.0	10 29.4	4 11.8	20 58.8	2 5.9

<その他の回答内容>

(D-1) 基本的に受けつけていない。

検討中	金沢市	再生利用指定制度の審査体制について石川県と協議中。
活用考えていない	姫路市	本市では既に産業廃棄物処分業許可を取得して建設汚泥の再生利用を行っている事業者もあり、原則として廃棄物処理法に基づく業の許可を取得して事業を行うよう指導しているため、現在のところ再生利用指定制度の積極的な活用は考えていない。

(D-2) 事業者からの相談はあるが指定を行ったことはない。

検討中	和歌山県	必要に応じて検討。
相談をうけ判断	鹿児島県	事業者から相談があった際に指定制度の活用を判断する。
	鳥取県	個別事例ごとに制度適用を判断する。
基準に従い対応	大阪府	工事期間や再生利用先・利用方法が限定される条件でのみ活用を検討したい。
	広島県	再生利用業個別指定の申請があれば、申請内容を審査し、指定基準を満たすものであれば、指定を行う。

(D-3) 事業者からの相談はない。

積極的に検討	栃木県	県の公共工事指導部局の建設汚泥の再生利用に係る指導等連携し活用等と検討していきたい。
	神奈川県	制度の運用については、今後、土木部局等の公共工事発注部局、県内政令市等の動向を踏まえ、検討していく予定。
	山梨県	事業者側からの相談があれば、活用していきたい。
	高知県	事業者から相談があれば、積極的に対応していきたい。
検討中	札幌市	再生利用指定制度の活用については、全国的な状況を見ながら検討していきたい。
	北九州市	現在、検討中である。
相談をうけ判断	宮崎県	事業者からの要望や必要性があれば検討する。
	静岡市	相談があれば対応する。
	岡山市	事業者からの相談を受け個別に判断していく。
	秋田市	相談があった場合には活用していく。
基準に従い対応	岩手県	事業者から相談があれば、岩手県が定めている条例に基づいて審査し、基準等に適合しているものについては指定を行う。
	宮城県	「再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者」という法の趣旨を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和53年3月1日宮城県規則第7号)第6条に定める「再生利用業者の指定に係る基準」に従い対応することとしている。
その他	山形県	指定制度については今後とも活用していくが、建設汚泥に特化して行うものではない。また、一般指定については考えていない。
	埼玉県	公共事業に係る建設汚泥以外は認めていない。
	横須賀市	法に則り対応したい。

(2) 事業者からの相談はあるが、指定を行ったことがない理由

(D-2) 事業者からの相談はあるが指定を行ったことがない 25 自治体について、指定を行ったことがない理由をみると (表 3-14)、「相談はあるが制度の条件に合うような事例がない」が 9 自治体、「審査体制が十分でない」が 5 自治体、「再生利用の判断基準明確でない」が 1 自治体、「既存業者への影響懸念」が 1 自治体、「工事規模が小さく排出量が少ないが」1 自治体である。また、「業の許可を指導している」が 5 自治体である。

さらに、このグループについて、指定制度の運用にあたっての判断に苦慮した点をみると「不適正処理の懸念」が 5 自治体、「品質保証の懸念」が 5 自治体、「審査体制が不十分」が 5 自治体、「制度が未整備」が 5 自治体、「利用工事の確保」が 1 自治体、「業許可による対応が可能」が 2 自治体であった。

表 3-14 事業者からの相談はあるが指定を行ったことがない理由

(D-2) 事業者からの相談はあるが指定を行ったことがない自治体

相談はあるが申請なし	福島県	指定の対象は、再生されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者であり、基準的には営利を目的としないことが基準となっており事業者からの申請がないため。 また、産業廃棄物の処理施設に係る設置許可等は必要であることも理由と考えられる。
	新潟県	申請まで至る事例がない。
	兵庫県	※事業者からの簡易な相談はあるが、審査を行うに至る具体的な事例はない。 ※県においては、再生利用の個別指定の基準を県施行細則で規定しているが、この中で産業廃棄物を原則無償で引き取ることにしていることが、具体的な相談がないことの原因の一つとも考えられる。 ※相談があれば、審査のうえ、指定に向けて前向きに検討していく。
	川崎市	これまで、事業者から制度についての問い合わせはあっても、具体的に申請したいという段階までの相談を受けていない。 なお、この制度は、法第15条の4の2の再生利用認定制度、法第15条の4の3の広域認定制度から外れるような地域性のある産業廃棄物が対象となり、再生利用が確実であることが条件となるので、指定の要件を満たす場合はかなり限られるのではないかと思われる。
	新潟市	相談を受けた事例はあったが、「利益を目的としない」等の説明をしたところ指定の申請までに至らなかった。
	佐世保市	指定制度の説明をしたが事業者からの申請がなかった。
	いわき市	本市の要件に適合する事例がなかったため。
	船橋市	事業者から再生利用指定制度について説明を求められたことがある程度で具体的な申請に係る相談は受けたことがない。
岡崎市	指定の基準に合致する者がいないため。	
再生利用の担保	千葉県	「再生利用が確実である」とする判断基準が明確でない(例えば埋立用材として使用する場合など、処分と再生利用のいずれに該当するか判断が困難である)。
審査体制が不十分	福岡市	再生利用指定制度の審査体制が整っていない。
	熊本市	審査体制が整っていない。 個別に再生利用の相談を受け、実際に再生利用されたことはある(建設汚泥)。
	鹿児島市	具体的な審査基準が示されていない。
	福山市	再生利用指定制度の審査体制が整っていない。
高松市	1. 相談件数が少ないこと。 2. 人員等の審査体制が整っていない。	
既存業者への影響	豊橋市	指定をおこなったことにより既存の産業廃棄物処分業者に与える影響や新たに指定を受けようとする(似非指定業者)の介入が予想される。このことを理由に、再生利用個別指定業の審査基準は設けているものの、指定を行うことには極めて消極的である。
工事規模が小さい	奈良市	事業者が労力に見合う、排出量(大きな工事)がないようである。
業の許可を指導	三重県	事業者の計画では利益追求しないことや廃棄物の継続的な供給等の条件をクリアすることが困難である。 廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導している。
	横浜市	廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導しているため。
	岐阜市	事業者からの相談はあるが、廃棄物が確実に再生利用されるか疑問であるため。廃棄物処理法に基づく処分業の許可を取得するよう指導している。
	浜松市	産業廃棄物に関しては、処分業許可で対応できる場合は指定制度を運用していない。
	名古屋市	事業者からの相談があるが、処分業の許可を取るようすすめており、指定を行った事例はない。

表 3-15 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用にあたって判断に苦慮した点

(D-2) 事業者からの相談はあるが指定を行ったことがない自治体

不適正処理の懸念	千葉県	「再生利用」の具体的な判断基準がなく、再生利用と称する不適正処分につながりかねない。 再生利用施設については、設置許可や生活環境保全対策の実施と現地確認等の施設設置に係る手続きが必要であり、申請から指定までに相当の期間を要するため、工期の短い工事には対応できない。 中間処理業者の施設を利用する場合は、他の発生場所の汚泥の困窮防止対策が担保できないため、指定の対象とするのは困難である。 発生工事の土壌が土壌環境基準を満たさないなど、再生利用に適さない例も多くある。 また、建設汚泥処理物の環境に対する安全性の確保も必要である。 発生時期と利用時期のずれにより、仮置き(保管)をする場合の指導基準(保管方法、許容される保管期間等)を定める必要がある。
	三重県	建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される。 第三者期間による審査体制及び建設汚泥処理物についての統一した基準が必要。
	郡山市	万一、指定された業者が不適正な処理を行ったとしても、廃棄物処理法上の罰則規定がない。
品質保証の懸念	新潟市	建設業者等で汚泥を取り扱う業者は既に収運業、処分業の許可を取得しており、再生土として販売している実態があること及び指定すれば行政がその品質について保障しなければならないというリスクを感じている。 現在、北陸地方建設副産物対策連絡協議会等と連携して「建設汚泥利用マニュアル」の作成を行っているところである。
	岡崎市	再生物の品質保証、当市にける再生物に対する需要を考慮すると、指定制度の導入は急務ではないと考える。
	いわき市	建設汚泥の再生利用に係る品質の基準等の法的な整備がなされていない。
品質保証や不適正処理懸念	鹿児島市	(例) (1)利用工事側の求める品質を満足できない可能性がある。 (2)建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される。 の懸念があるためより具体的な審査基準等の指針が必要である。
	豊橋市	・利用工事側の求める品質を満足できない可能性がある。 ・建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される。 ・第三者機関による審査体制が必要ではないか。 ・公共用地での一時保留が有効であるが、廃棄物処理法との適合が問題である。 ・指定を行った後の指定業者に対する監視体制が必要。 ・産業廃棄物処分業者と指定を受けた業者との違いが理解しにくい。
審査体制が不十分	浜松市	指定要件の審査・確認が困難。 厳格に審査するには現体制では対応が困難。
	兵庫県	建設汚泥は発生工程等により性状・成分等が千差万別であり、それに伴い再生活用方法も多種多様なものとなり、それに応じた高レベルな審査体制を確立することが必要である。
	佐世保市	処理業許可の審査体制で再生利用指定制度の審査が行うことになるが現体制では人数が不足している。 処理業認可業務に専念しているため再生利用を制度の運用を細かく検討していない。
利用工事の確保	横浜市	再生利用指定制度を運用するにあたっては、排出事業者は多いが、実際の受け入れ先(利用場所)が確保されにくいいため、この制度が進まないと思います。 また、この制度を運用する場合、審査体制(人員確保)が必要であり、現状での増員は難しい。
制度が未整備	川崎市	再生利用指定する規定はあっても、指定を取消す規定が整備されていない。このため、一度指定してしまうと、指定を認めるにあたって事業者から提出されたデータに誤りがあることが判明しても、指定を容易に取消すことができない。 都道府県や政令市の区域を越える再生利用が行われる場合にあっては、関係自治体と調整しないと制度が有効に機能しない。
	熊本市	法第15条の4の2(産業廃棄物の再生利用に係る特例)と同じように、再生利用に関する具体的な基準等について国が定めることで、少しはこの制度が進むのではないか。 ※指針ではなく、関係省庁協議の上、具体的な基準(共同命令etc)を定めるべき。
	相模原市	再生利用指定制度の指定の申請者は「利用工事の元請施工者」と考えるが、「利用工事の発注者」の関与も重要であり申請対象者の検討が必要である。
業許可による対応が可能	福島県	指定の対象は、再生されることが確実である産業廃棄物のみを処理を業として行う者であり、基準的には営利を目的としないことが基準となっており事業者からの申請がないため。 また、産業廃棄物の処理施設に係る設置許可等は必要であることも理由と考えられる。
	長野市	・産業廃棄物処理業許可による対応が可能であり、許可に比べ再生利用指定制度はメリットが少ない。 ・指定区域を越える広域的な移動への対応が難しい。
その他	奈良市	本市では、建設汚泥を再生までして利用しようとするような大きな工事(地下鉄・下水道本管・トンネル等)がないこと、小さな工事で、制度を利用しようとしたときの労力が業者側には、負担になっていると思われる。
	船橋市	個別指定を行う場合産業廃棄物処理業の許可を得た処理業者の施設において処理する場合にあっては個別指定外の複数の排出事業者からの汚泥が混入するおそれがある。
	福岡市	・排出側の工事で発生する汚泥量の算出が難しい。 ・排出側工事業者が、建設汚泥の定義を正確に認識していない。

3.3.6 建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用事例

再生利用指定制度の活用促進のため参考となるように、積極的な制度活用を行っている自治体の状況を以下に示す。

(1) 建設汚泥に係る再生利用指定事例の内容

①青森県

青森県では、鉄道運輸機構で発生した建設汚泥を町村の工事の盛土に利用するなど異なる機関の工事間で流用している。申請は利用工事の発注者や施工業者が行っている。

表 3-16 <青森県の事例>

指定年月	発生工事			利用工事			指定パターン	指定を受けた者	手続き期間
	発注者	官民別	汚泥発生工法	発注者	官民別	処理物の利用用途			
H16.12	鉄道運輸機構	官	泥土圧シールド	国交省	官	路体盛土	2	利用工事発注者(許可なし)	2週間
H16.12	鉄道運輸機構	官	泥土圧シールド	天間林村	官	路体盛土	2	利用工事発注者(許可なし)	2週間
H17.11(注)	鉄道運輸機構	官	泥土圧シールド	七戸町	官	路体盛土	2	利用工事施工業者(業許可なし)	1.5ヶ月
H17.11(注)	鉄道運輸機構	官	泥土圧シールド	七戸町	官	路体盛土	2	利用工事施工業者(業許可なし)	1.5ヶ月

注：指定後、土工期が合わず、工事終了で実績ゼロ。

②島根県

島根県内の工事現場で発生する建設汚泥は、基礎杭、ボーリング、下水道シールド等の非常に小規模なものが多い。これらは県土木部等から廃棄物対策課へ相談がなされる。審査は廃棄物対策課に配属された土木技術者が行う。手続き期間が1～2週間と短い。審査のチェックポイントは、受け側工事で技術的な根拠を有しているか否かで、工事着手後は、地元保健所が立入に入ることもあるが、基本的には発注部局によるチェックが基本になっている。

表 3-17 <島根県の事例>

指定年月	発生工事			利用工事			指定パターン	指定を受けた者	手続き期間
	発注者	官民別	汚泥発生工法	発注者	官民別	処理物の利用用途			
H16.12	日本道路公団	官工事	トンネル工事の濁水処理	日本道路公団	官工事	道路路体用盛土	パターン2	・利用工事施工業者(業許可なし)	2週間
H17.9	大東町水道局	官工事	地盤改良	島根県土木部	官工事	道路路体用盛土	パターン2	・利用工事施工業者(業許可なし)	1週間

③山口県

山口県における指定事例の多くは発生工事と利用工事が同一であり、搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が行う現場内流用である。申請は発生工事の元請け業者が行っている。建設部局で工事発注前に指定制度による活用を条件化した工事の発注が行われている。

再生利用指定制度の活用にあたっては、工事発注前に事前に、土木事務所（建設部局）と保健所（廃棄物部局）が調整し、再生利用指定制度を活用した建設汚泥の再利用を行うことを取り決めて、工事発注仕様書に再生利用指定制度を活用した再利用を明記している。

さらに、工事を受注した元請け会社は、工事仕様書に則り、再生利用指定の申請を県に行うという流れになっている。

建設汚泥を工事間で流用するための調整組織は特にないが、今後そういった組織を設置することを検討している。建設部局（技術管理課）では、指定制度の運用通知を作成し、市町村へ、県の方針を通知している。

このように建設部局が主導で、再生利用指定制度を活用している。

表 3-18 <山口県の事例>

指定年月	発生工事			利用工事			指定パターン	指定を受けた者	手続き期間
	発注者	官民別	汚泥発生工法	発注者	官民別	処理物の利用用途			
H16.8	山口県柳井土木建築事務所	官工事	地盤改良	山口県柳井土木建築事務所	官工事	道路盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	2週間
H16.8	山口県柳井土木建築事務所	官工事	地盤改良	山口県柳井土木建築事務所	官工事	道路盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H16.9	山口県岩国土木建築事務所	官工事	ブレポーリング工法	山口県岩国土木建築事務所	官工事	道路路体盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	2週間
H16.12	山口県柳井土木建築事務所	官工事	地盤改良(浅層混合処理)	山口県柳井土木建築事務所	官工事	道路盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H17.5	山口県岩国土木建築事務所	官工事	地盤改良(二重管方式超高压喷射かく拌工法)	山口県岩国土木建築事務所	官工事	道路路体盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H17.8	山口県宇部土木建築事務所	官工事		山口県宇部土木建築事務所	官工事	道路路体盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H17.8	山口県岩国土木建築事務所	官工事	ブレポーリング工法	山口県岩国土木建築事務所	官工事	道路路体盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	2ヶ月
H17.9	山口県周南土木建築事務所	官工事	地盤改良(浅層混合処理工法)	山口県周南土木建築事務所	官工事	裏埋盛土材	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	2ヶ月
H17.12	山口県岩国土木建築事務所	官工事	地盤改良(二重管方式超高压喷射かく拌工法)	山口県岩国土木建築事務所	官工事	道路路体盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H17.12	山口県柳井土木建築事務所	官工事	地盤改良	山口県柳井土木建築事務所	官工事	道路盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	3週間
H18.5	岩国市	官工事	泥土圧シールド工法	日本下水道事業団	公共工事	工作物の埋戻し	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H18.5	日本下水道事業団	公共工事	泥土圧シールド工法	日本下水道事業団	公共工事	工作物の埋戻し	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H18.6	山口県宇部小野田湾岸道路建設事務	公共工事	掘削工	山口県宇部小野田湾岸道路建設事務	公共工事	道路路体盛土		工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H18.8	岩国市	官工事	中掘工法	岩国市	官工事	盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H18.10	岩国市	官工事	掘削工	岩国市	官工事	建築物の埋戻し	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	3週間
H18.12	岩国土木建築事務所	官工事	グラフト注入工法	岩国土木建築事務所	官工事	道路路体盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H19.1	岩国市	官工事	泥土圧ミニシールド工法	日本下水道事業団	公共工事	工作物の埋戻し	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	10日間

④徳島県

徳島県の再生利用指定の事例では、公共工事で発生した建設汚泥を民間工事（西日本高速道路株式会社）の盛土に活用している。申請者は発注工事の発注者である。

表 3-19 <徳島県の事例>

指定年月	発生工事			利用工事			指定パターン	指定を受けた者	手続き期間
	発注者	官民別	汚泥発生工法	発注者	官民別	処理物の利用用途			
H17.6	徳島県県土整備部	官工事	泥土圧シールド工法	西日本高速道路(株)	民間工事	道路路体用盛土	パターン3	発注者	2ヶ月

⑤愛媛県

愛媛県の再生利用指定の事例では、発生工事と利用工事が同一発注者であり、基本的には現場内流用である。申請は利用工事の元請け業者が行っている。手続き期間は1ヶ月と短い。

表 3-20 <愛媛県の事例>

指定年月	発生工事			利用工事			指定パターン	指定を受けた者	手続き期間
	発注者	官民別	汚泥発生工法	発注者	官民別	処理物の利用用途			
H15.11	中国四国農政局	官工事	泥水シールド工法	中国四国農政局	官工事	農地造成における盛土材	パターン2	利用工事施工業者(業許可なし)	1ヶ月
H16.3	中国四国農政局	官工事	泥水シールド工法	中国四国農政局	官工事	道路路体用盛土材	パターン2	利用工事施工業者(業許可なし)	1ヶ月
H17.5	中国四国農政局	官工事	泥水シールド工法	中国四国農政局	官工事	農地造成における盛土材	パターン2	利用工事施工業者(業許可なし)	1ヶ月

⑥長崎県

長崎県の再生利用指定の事例では公共工事で発生した建設汚泥を水面埋立に活用している。申請者は発注工事の発注者である。

表 3-21 <長崎県の事例>

指定年月	発生工事			利用工事			指定パターン	指定を受けた者	手続き期間
	発注者	官民別	汚泥発生工法	発注者	官民別	処理物の利用用途			
H19.1	長崎県(長崎土木事務所)	官工事	高圧噴射攪拌工法	長崎県土地開発公社	官工事	水面埋立	パターン3	発生工事発注者	2ヶ月

⑦豊田市

豊田市の再生利用指定の事例では、建設汚泥の発生工事と利用工事が同一発注者(土地区画整理組合)で、この発注者が申請し宅地造成資材として活用している。また、公共工事で発生した建設汚泥を利用工事発注者が鉱山跡地の土地造成資材として活用しているが土壤汚染等の問題はないとしている。

表 3-22 <豊田市の事例>

指定年月	発生工事			利用工事			指定パターン	指定を受けた者	手続き期間
	発注者	官民別	汚泥発生工法	発注者	官民別	処理物の利用用途			
H16.3	豊田市(豊田浄水特定土地区画整理組合)	官	掘削(以前農地に利用していた「キラ汚泥」のみ)	豊田市(豊田浄水特定土地区画整理組合)	官	豊田市浄水町地内の豊田浄水特定土地区画整理事業の宅地造成の埋戻し土として使用	その他①	再生利用者:豊田浄水特定土地区画整理組合	2ヶ月
H16.3	国・県等公共団体	官	シールド工事ほか	田畑財産管理組合	民	土地造成用資材として利用	1-②	収集運搬:産業廃棄物処理業者 再生利用者:田畑財産管理組合	2ヶ月

⑧さいたま市

さいたま市の再生利用指定の事例では、公共工事で発生した建設汚泥を申請者である発注者が民間工事(独立行政法人都市再生機構)の宅地造成に活用しているが、利用上の不具合は発生していない。指定を受けた者は申請者をはじめ、元請業者から利用工事の施工事業者まで関係するすべての事業者である。

表 3-23 <さいたま市の事例>

指定年月	発生工事			利用工事			指定パターン	指定を受けた者	手続き期間
	発注者	官民別	汚泥発生工法	発注者	官民別	処理物の利用用途			
H16.11	さいたま市北部建設事務所	官工事	泥土圧シールド工法	独立行政法人都市再生機構	民工事	宅地造成	パターン2	申請者である発生工事の発注者をはじめ、元請業者から利用工事の施工事業者まで関係するすべての事業者(業許	65日

第4章 調査結果のまとめ

1) 再生利用指定制度の活用状況

過去5年間に再生利用指定制度の指定を行った自治体は、18都道県14市の計32自治体。うち、建設汚泥について、再生利用指定制度の指定を行った自治体は、9都道県4市の計13自治体であった。

過去5年間に再生利用指定制度の指定を行っていない自治体は、71で全都道府県・政令市の69%を占める。

2) 再生利用指定制度を活用していない自治体の状況

アンケートの結果、再生利用指定制度を活用していない71自治体におけるその理由として、事業者からの相談がないとするところが25自治体、廃棄物処理法に基づく業の許可を取得するよう指導しているが12自治体。相談がない理由としては、小規模工事しかないという理由をあげているところが多い。

また、建設汚泥に関して再生利用指定制度を活用していない理由として、処理物の品質に対する危惧や廃棄物混入等の不適切な処理に対する危惧、審査体制が未整備といったことをあげた自治体が多かった。

3) 建設汚泥に関する再生利用指定制度を積極的に活用している自治体の特徴

建設汚泥に係る再生利用指定制度を積極的に活用している自治体は、主に公共工事を対象とし、工事発注前に建設汚泥発生工事と利用工事との調整や指定制度の活用を特記仕様書に明記するなど、ほとんどで建設部局側が利用工事の確保や調整を行い、利用の確実性を担保している。

また、山口県の例のように、小規模工事でも建設部局が主導して指定を積極的に行っている自治体もある。さらに、建設部局担当経験者により、指定に関する審査がスムーズに行われている例もある。

なお、自治体へのアンケート結果では、過去3年間に建設汚泥について再生利用指定制度による指定を行った10自治体のうち9自治体は今後も公共工事を主とするなどして建設汚泥の指定を行っていく旨の回答をしている。

4) 再生利用指定制度の活用促進に関する課題

再生利用指定制度を活用していない理由と活用促進に関する課題について主なものを列挙すると次のとおり。

①制度が利用されない主な理由

(自治体；アンケート回答結果より)

- ・ 小規模工事が多い等のことから同制度活用に関する相談がそもそも少ない。
- ・ 相談に来る事業者へ廃棄物処理法に基づく業の許可を取るよう指導している。

- ・ 再生利用指定に関する審査体制が未整備。
(事業者；ヒアリング結果より)
- ・ 施工業者は基本的に発注者の意向に沿って工事を実施するため、施工業者に相当の経済的なメリットがない限り、自らの意志で建設汚泥の再利用を行うことは考えにくい。

②自治体における制度運用面の課題

(アンケート結果及び補足ヒアリング結果より)

- ・ 建設汚泥処理物の利用工事側での利用基準への適合等の品質確保
- ・ 廃棄物混入抑止等の適正処理の確保
- ・ 書類等の事務手続きを効率的に進めるためのしくみの構築
- ・ 適切な指定対象（範囲）の設定
- ・ 処分業としての事業と個別指定の事業の明確な区分と管理
- ・ 建設汚泥処理物の受け皿の確保（需要拡大）

5) 再生利用指定制度の活用促進について

建設汚泥の再利用にあたっては、処理物の品質や廃棄物の混入等の不適切な処理に対する危惧が大きいなかで、再生利用指定制度は、建設汚泥処理物の適正な利用の促進に結びつくものであり、適用がしやすい公共工事等で同制度が活用され、建設汚泥の適切な再利用が進むことへの期待は大きい。自治体において同制度の活用を促進するための具体的方策としては、積極的に活用している自治体の例から次のようなことがあげられる。

- ・ 自治体の工事発注部局と廃棄物部局の事前調整による個別指定制度の活用を前提とした工事発注の実施。
- ・ 建設部局による建設汚泥処理物の受入品質基準への適合確認、現場管理の実施等、適切な利用の担保。
- ・ 個別指定制度の担当者に建設部局担当経験者を登用することにより技術面の審査を迅速に行うなど、指定の認定までの期間短縮。
- ・ 公共工事での事例蓄積等に基づく公益工事、民間工事への適用拡大。

資料 1 自治体へのアンケート依頼状、アンケート調査票

依頼状（環境省）

事 務 連 絡
平成 19 年 1 月 26 日

都道府県・政令市
産業廃棄物担当課 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

平成18年度再生利用基準等検討調査（依頼）

日頃より廃棄物行政の推進にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

建設汚泥の再生利用については、平成18年7月4日付け環廃産第060704001号本職通知「建設汚泥の再生利用認定制度の運用における考え方について」をお示しめし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用に係る指定制度の適切な運用と積極的な活用をお願いしているところです。

今後、更なる建設汚泥に係る指定制度の活用に向けた課題等の解決のための基礎資料とするため、指定制度の活用状況等についてアンケート調査を実施することとしましたので御協力をお願い申し上げます。なお、結果につきましては、後日調査結果を皆様に情報提供させていただきます。

記

1. 調査内容

指定制度の活用状況等

2. 調査票の回収期限

平成19年2月13日（火）

3. 問い合わせ先・調査票の提出先

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 担当 山脇
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-6-1 堀内ビルディング3階
電話 03(3526)0155 FAX 03(3526)0156
E-mail: yamawaki@sanpainet.or.jp

4. 調査主体

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 担当 築地原、山田

依頼状（産業廃棄物処理事業振興財団）

適セ第 号

平成19年1月26日

各都道府県・政令市
産業廃棄物担当課 御中

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 樋口 成彬

建設汚泥に係る再生利用指定制度に関するアンケート調査の実施について（依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当財団の業務運営につきまして、平素より種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設汚泥に関しましては、環境省から「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方」（平成18年7月4日）が発出されるなど、再生利用に向けた取組が官民で行われているところです。

このようななかで、当財団では、環境省からの委託事業として、建設汚泥の再生利用を促進するための基礎情報を得ることを目的に、都道府県及び政令市における建設汚泥に係る再生利用指定制度の認定状況を把握することとなりました。

つきましては、全国の都道府県・政令市へ建設汚泥に係る再生利用指定制度の認定状況に関するアンケート調査を以下のとおり行うこととさせて頂きましたので、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、何卒ご協力くださるようお願い申し上げます。

なお、アンケート調査の結果につきましては、検討結果と併せて、後日送付させて頂くこととしております。

記

○アンケートの回答期限

平成19年2月13日（火）（ファックスによる送信可）

○アンケート調査票の返送先及び問い合わせ先

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 山脇 敦

住 所 東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 堀内ビルディング3階

F A X 03-3526-0156

T E L 03-3526-0155

Eメール yamawaki@sanpainet.or.jp

アンケート調査票

【建設汚泥に係る再生利用指定制度に関する実態調査票】

【記入上のご注意】

1. 質問は、該当する選択肢に○をつけるもの、数値を記入するもの、具体的に記載いただくものがあります。
2. ○をつけていただく質問では、回答が明確に分かるように○をつけてください。
例：

1. 指定したことがある
2. 指定したことがない
3. ○をつけていただく質問には、選択肢からひとつを選んでいただくものと、複数の該当する回答を選んでいただく質問とがあります。
4. 回答期限
平成18年2月13日（火）（ファックスによる送信可）
5. 提出先
財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 FAX 03-3526-0156
以上、よろしくお願いいたします

問1 ご回答いただく方についてお答えください。

貴自治体名	
貴部署名	
ご担当者名	
ご連絡先	電話
	FAX
	E-メールアドレス：

※ご回答頂いた回答書について、不明な点等があった場合はご質問させて頂きたく存じますので、ご回答者自身について、上記の項目のご記入をお願いいたします。

問 2 再生利用指定制度^{注)}の実施状況等についてお答え下さい。

※問 2-1～問 2-6 については、建設汚泥を含めてすべての品目における再生利用指定制度の実施状況等についてお答え下さい。

注) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 9 条第 2 号及び第 10 条の 3 第 2 号に基づく再生利用に係る指定制度

問 2-1 貴自治体における再生利用指定制度の実施状況についてお答え下さい（平成 19 年 1 月末現在）。

1. 指定を行ったことがある。
→問 2-2 及び問 2-3 にご回答の後、問 2-6 にお進みください。
2. 事業者からの相談はあるが、指定を行ったことがない。
→問 2-4 にご回答の後、問 2-6 にお進みください。
3. 再生利用指定制度による申請を基本的に受け付けていない。
→問 2-5 にご回答の後、問 2-6 にお進みください。

問 2-2 問 2-1 で「1. 指定を行ったことがある」と回答した場合、過去 5 年間ににおける再生利用指定制度の指定件数についてお答え下さい。

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
全 数	件	件	件	件	件
内 建設汚泥	件	件	件	件	件

※平成 18 年度については、平成 19 年 1 月末現在の件数をご記入願います。

問 2-3 問 2-1 で「1. 指定を行ったことがある」と回答した場合、過去 3 年間（平成 16 年度～平成 18 年度）の指定内容について別紙 1 にお答え下さい。

問 2-4 問 2-1 で「2. 事業者からの相談はあるが、指定を行ったことがない」と回答した場合、その理由についてお答え下さい（自由回答）。

（例）再生利用指定制度の審査体制が整っていない 等

問 2-5 問 2-1 で「3. 再生利用指定制度による申請を基本的に受け付けていない」と回答した場合、その理由についてお答え下さい（自由回答）。

（例）廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導しているため 等

問 2-6 貴自治体における今後の再生利用指定制度の活用の考え方についてお答え下さい。

1. 再生利用指定制度を活用していきたい。（指定を検討している廃棄物： ）
2. 再生利用指定制度を活用していく考えはない。
3. その他（ ）

問 3 建設汚泥に係る再生利用指定制度の実施状況等についてお答え下さい。

問 3-1 貴自治体における建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定状況についてお答え下さい（平成 19 年 1 月末現在）。

- | |
|--|
| <p>1. 建設汚泥の指定を行ったことがある。
→問 3-2 及び問 3-3 にご回答の後、問 3-5 以降のすべての設問にお答えください。</p> <p>2. 建設汚泥の指定を行っていない。
→問 3-4 及び問 3-5 にご回答の後、問 5 にお進みください。</p> |
|--|

問 3-2 問 3-1 で「1. 建設汚泥の指定を行ったことがある」と回答した場合、過去 3 年間（平成 16 年度～平成 18 年度）の建設汚泥に係る指定内容について別紙 2 にお答え下さい。

問 3-3 問 3-1 で「1. 建設汚泥の指定を行ったことがある」と回答した場合、建設汚泥に係る指定制度の運用にあたって判断に苦慮した点について、自治体側の立場からお答え下さい（自由回答）。

<p>（例）建設汚泥の再生利用用途としてどこまで認めて良いか判断に困る 等</p>

問 3-4 問 3-1 で「2. 建設汚泥の指定を行ったことがない」と回答した場合、その理由について、自治体側の立場からお答え下さい（自由回答）。

（例）事業者からの相談はあるが、〇〇の理由で指定したことはない 等

問 3-5 貴自治体における今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方についてお答え下さい。

1. 建設汚泥に係る再生利用指定制度を積極的に活用していきたい。
2. 建設汚泥に係る再生利用指定制度を積極的に活用していく考えはない。
3. その他()

問 4 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用に関してお答え下さい。

※問 4-1～4-3 については、問 3-1 で「1. 建設汚泥の指定を行ったことがある」と回答した自治体の方のみお答え下さい。

問 4-1 事業者から指定の申請があった場合、指定を認めることが考えにくい適用工事についてお答え下さい（複数回答）。また、その理由についても合わせてお答え下さい。

1. 民間宅地造成工事 (理由:)
2. 農地での民間利用事業 (理由:)
3. 法令等による認可された民間工事（土地区画整理事業等） (理由:)
4. 公益工事（鉄道、空港、電力、ガス等） (理由:)
5. 公共工事 (理由:)
6. その他 () (理由:)
7. その他 () (理由:)

問 4-2 問 4-1 に関連して、事業者から指定の申請があった場合に指定を認めることが考えにくい適用工事について、その利用を促進するための方策についてお答え下さい（自由回答）。

(例) 工事区分（民間宅地造成工事） (方 策:)

問 4-3 施工中及び施工後に建設汚泥の再生利用が確実に実施されていることを確認するために、貴自治体で実施している方法についてお答え下さい（自由回答）。

(例) 施工中は〇ヶ月に1回程度の立入検査を行い、また土木技術者とともに完成検査への立会いを行っている。

問 5 その他の事項として以下にお答え下さい。

※問 5-1～5-3 については、いずれの自治体の方もお答え下さい。

問 5-1 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用について規定した条例、指針等の策定状況についてお答えください。また、策定している場合には、同運用を明記した部分（できましたら全文）の複写を同封願います。

1. 策定している。 (策定年月 年 日)
2. 策定していない。

問 5-2 貴自治体における再生利用指定制度の審査体制についてお答え下さい（複数回答）。

1. 審査担当者の人数は十分である。 (現担当者 人)
2. 審査担当者の人数が不足している。(現担当者 人、不足人員数 人)
3. 審査対応は廃棄物担当者のみで行っている。
4. 審査対応は、廃棄物担当者と土木技術者で行っている。
5. 部署には土木技術者はいないが、審査時に土木担当課と連携を図り対応している。
6. その他()
()

問 5-3 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用、指定にあたっての問題点等（再生利用指定制度の適用が進まない理由等）についてお答え下さい（自由回答）。

(例) 利用工事側の求める品質を満足できない可能性がある
建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される
第三者機関による審査体制が必要ではないか
公共用地での一時保管が有効であるが、廃棄物処理法との適合が問題である
など

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

資料2 アンケート回答データ一覧

調査票 番号	自治体名	問2-1	問2-2						内						問2-6
			全数	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	建設汚泥	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	
1	北海道	1	3	4	2	5	1	0	0	0	0	0	3		
2	青森県	1	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	1		
3	岩手県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
4	宮城県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
5	秋田県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
6	山形県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
7	福島県	2											3		
9	栃木県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
10	群馬県	3											1		
11	埼玉県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
13	東京都	1	5	6	3	3	3	0	3	2	2	2	1		
14	神奈川県												3		
15	新潟県	2											3		
16	富山県	3													
17	石川県												1		
18	福井県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
19	山梨県	3											1		
20	長野県	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3		
21	岐阜県	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
22	静岡県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
23	愛知県	1	2	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1		
24	三重県	2											3		
25	滋賀県	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3		
26	京都府	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
27	大阪府	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
28	兵庫県	2											1		
29	奈良県	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2		
30	和歌山県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
31	鳥取県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
32	島根県	1	7	4	17	50	18	0	0	1	1	0	1		
33	岡山県	1	0	7	2	0	0	0	0	0	0	0	3		
34	広島県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
35	山口県	1	3	2	6	10	13	0	0	4	6	7	1		
36	徳島県	1	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	2		
37	香川県	3											2		
38	愛媛県	1	0	2	0	1	1	0	2	0	1	0	1		
39	高知県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
40	福岡県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
41	佐賀県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3		
42	長崎県	1	5	1	0	0	1	0	0	0	0	1	3		
43	熊本県	1											3		
44	大分県	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1		
45	宮崎県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
46	鹿児島県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
47	沖縄県	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1		

調査票 番号	自治体名	問2-1	問2-2	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	内	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	問2-6
			全数 H14年度					建設汚泥 H14年度					
50	旭川市	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
51	札幌市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
52	函館市	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
54	仙台市	1	12	12	10	10	9	0	0	0	0	0	3
55	千葉市												1
56	横浜市	2											1
57	川崎市	2											3
58	横須賀市	3											3
59	新潟市	2											3
60	金沢市	3											3
61	岐阜県	2											3
62	静岡市	2											3
63	浜松市	2											2
64	名古屋市	2											2
65	京都市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
67	堺市	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3
68	東大阪市	1	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	2
69	神戸市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
70	姫路市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
71	尼崎市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
72	和歌山市	3											2
73	広島市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
74	呉市												3
75	下関市	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
76	北九州市												3
77	福岡市	2											1
78	大牟田市	3											2
79	長崎市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
80	佐世保市	2											3
81	熊本市	2											1
82	鹿児島市	2											3
83	岡山市												3
84	宇都宮市												3
85	富山市	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
86	秋田市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
87	郡山市	2											2
88	大分市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
89	松山市	3											2
90	豊田市	1	0	2	0	1	0	0	2	0	1	0	3
91	福山市	2											2
92	高知市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
94	いわき市	2											3
95	長野市	2											2
96	豊橋市	2											3
98	相模原市	2											3
99	西宮市	3											2
100	倉敷市	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2
101	さいたま市	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
103	川崎市	3											3
104	船橋市	2											3
105	岡崎市	2											3
106	高槻市	2											2

調査票 番号	自治体名	問3-1	問3-5	問4-1				問5-1	策定年月 (1の場合)			問5-2				現担当者 (1の場)	現担当者 (2の場)	不足人員 (2の場)
										年	月	日						
1	北海道	2	3					1	10	年	10	日	6					
2	青森県	1	1 2					2		年		日	1 6				2	
3	岩手県	2	3					2		年		日	3					
4	宮城県	2	3					2		年		日	3					
5	秋田県	2	3					2		年		日	4					
6	山形県	2	3					2		年		日	3					
7	福島県	2	3					1	12	年	4	日	1 5					
9	栃木県	2	3					2		年		日	3					
10	群馬県	2	1					2		年		日	6					
11	埼玉県	1	3 1 2					2		年		日	4					
13	東京都	1	1 2					1	19	年	2	日	2 3				1	
14	神奈川県	2	3					2		年		日	6					
15	新潟県	2	3					2		年		日	6					
16	富山県	2	2					2		年		日	3					
17	石川県	2	1					2		年		日	2					2
18	福井県	1	1 1 2 3 4					1	11	年	7	日	3					
19	山梨県	2	3					2		年		日	6					
20	長野県	2	3					2		年		日	1 3 6				4	
21	岐阜県	2	1					2		年		日	2 4				2	
22	静岡県	2	2					2		年		日	3					
23	愛知県	1	3 1 2					2		年		日	1 3				1	
24	三重県	2	2					2		年		日	3					
25	滋賀県	1	3					2		年		日	4					
26	京都府	2	1					2		年		日	2 3				14	14
27	大阪府	2	3					2		年		日	3 6					
28	兵庫県	2	1					1	12	年	3	日	6					
29	奈良県	2	2					2		年		日	3					
30	和歌山県	2	3					2		年		日	6					
31	鳥取県	2	3					2		年		日	3					
32	島根県	1	1 2					2		年		日	4					
33	岡山県	2	3					2		年		日	1 3				7	
34	広島県	1	3					1	7	年	4	日	3					
35	山口県	1	1 1 2 3 4					1	16	年	6	日	3					
36	徳島県	1	2 1 2 3 4					2		年		日	3					
37	香川県	2	2					2		年		日	2					0
38	愛媛県	1	1 6					1	12	年	9	日	1 5				2	
39	高知県	2	3					2		年		日	4					
40	福岡県	2	2					2		年		日	3					
41	佐賀県	2	2					1	17	年	3	日	3					
42	長崎県	1	3 6					2		年		日	2 3 6				1	
43	熊本県	2	2					2		年		日	3					
44	大分県	2	1					2		年		日	4					
45	宮崎県	2	3					2		年		日	3					
46	鹿児島県	2	3					2		年		日	6					
47	沖縄県	2	3					2		年		日	3					

調査票 番号	自治体名	問3-1	問3-5	問4-1				問5-1	策定年月 (1の場合)			問5-2				現担当者 (1の場)	現担当者 (2の場)	不足人員 (2の場)
										年	月	日						
50	旭川市	2	3					2	年	日	1	3			2			
51	札幌市	2	3					2	年	日	6							
52	函館市	2	2					2	年	日	3							
54	仙台市	2	3					2	年	日	3							
55	千葉市	2	1					2	年	日	6							
56	横浜市	2	1					1	4	年	9	日	6					
57	川崎市	2	3					2	年	日	6							
58	横須賀市	2	3					2	年	日	4	6						
59	新潟市	2	3					1	53	年	10	日	1	6				
60	金沢市	2	3					2	年	日	6							
61	岐阜県	2	3					2	年	日	3							
62	静岡市	2	3					2	年	日	3							
63	浜松市	2	2					1	13	年	8	日	1	4	3			
64	名古屋市	2	2					2	年	日	3							
65	京都市	2	2					2	年	日	4							
67	堺市	2	2					2	年	日	3							
68	東大阪市	2	1					2	年	日	2				2		2	
69	神戸市	2	1					2	年	日	1			7				
70	姫路市	2	3					2	年	日	6							
71	尼崎市	2	2					2	年	日	3							
72	和歌山市	2	2					2	年	日	6							
73	広島市	1	1	6				2	年	日	3							
74	呉市	2	2					2	年	日	3	6						
75	下関市	2	2					2	年	日	3							
76	北九州市	2	3					2	年	日	6							
77	福岡市	2	1					2	年	日	4							
78	大牟田市	2	2					2	年	日	6							
79	長崎市	1	1					1	11	年	3	日						
80	佐世保市	2	3					2	年	日	2	4			4		2	
81	熊本市	2	1					2	年	日	3							
82	鹿児島市	2	3					2	年	日	6							
83	岡山市	2	3					2	年	日	4							
84	宇都宮市	2	2					2	年	日								
85	富山市	2	3					2	年	日	3							
86	秋田市	2	2					2	年	日	1	3						
87	郡山市	2	3					2	年	日	3							
88	大分市	2	2					2	年	日	4							
89	松山市							2	年	日	3							
90	豊田市	1	3	1	2	4		1	10	年	7	日	3					
91	福山市																	
92	高知市	2	3					1	16	年	2	日	4					
94	いわき市	2	2					2	年	日	3							
95	長野市	2	2					2	年	日	1	3						
96	豊橋市	2	2					2	年	日	6							
98	相模原市	2	3					2	年	日	6							
99	西宮市	2	2					2	年	日	6							
100	倉敷市	2	2					2	年	日	1	3		2				
101	さいたま市	1	3	1	2	3		2	年	日	3							
103	川越市	2	2					2	年	日	5							
104	船橋市	2	3					2	年	日	3							
105	岡崎市	2	3					2	年	日	6							
106	高槻市	2	2					2	年	日								

調査票 番号	自治体名	問2-4 「事業者からの相談はあるが、指定を行ったことがない」と回答した場合の理由
7	福島県	指定の対象は、再生されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者であり、基準的には営利を目的としないことが基準となっており事業者からの申請がないため。また、産業廃棄物の処理施設に係る設置許可等は必要であることも理由と考えられる。
12	千葉県	「再生利用が確実である」とする判断基準が明確でない。(例えば埋立用材として使用する場合など、処分と再生利用のいずれに該当するか判断が困難である。)
15	新潟県	申請まで至る事例がない。
24	三重県	事業者の計画では利益追求しないことや廃棄物の継続的な供給等の条件をクリアすることが困難である。 廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導している。
28	兵庫県	※事業者からの簡易な相談はあるが、審査を行うに至る具体的な相談はきていない。 ※県においては、再生利用の個別指定の基準を県施行細則で規定しているが、この中で産業廃棄物を原則無償で引き取ることとしていることが、具体的な相談がないことの原因の一つとも考えられる。
56	横浜市	廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導しているため。
57	川崎市	これまで、事業者から制度についての問い合わせはあっても、具体的に申請したいという段階までの相談を受けていない。 なお、この制度は、法第15条の4の2の再生利用認定制度、法第15条の4の3の広域認定制度から外れるような地域性のある産業廃棄物が対象となり、再生利用が確実であることが条件となるので、指定の要件を満たす場合はかなり限られるのではないかとと思われる。
59	新潟市	相談を受けた事例はあったが、「利益を目的としない」等の説明をしたところ指定の申請までに至らなかった。
61	岐阜市	事業者からの相談はあるが、廃棄物が確実に再生利用されるか疑問であるため、廃棄物処理法に基づく処分業の許可を取得するよう指導している。
63	浜松市	産業廃棄物に関しては、処分業許可で対応できる場合は指定制度を運用していない。
64	名古屋市	事業者からの相談があるが、処分業の許可を取るようすすめており、指定を行った事例はない。
77	福岡市	再生利用指定制度の審査体制が整っていない。
80	佐世保市	指定制度の説明をしたが事業者からの申請がなかった。
81	熊本市	審査体制が整っていない。 個別に再生利用の相談を受け、実際に再生利用されたことはある(建設汚泥)。
82	鹿児島市	具体的な審査基準が示されていない
87	郡山市	再生利用指定制度はあるものの、事業者からの相談等がないのが実情である。 また、様々な要因により、「再生利用されることが確実」である状態を継続的に担保することは困難であると考え。
91	福山市	再生利用指定制度の審査体制が整っていない
93	宮崎市	相談の事例なし。
94	いわき市	本市の要件に適合する事例がなかったため。
95	長野市	審査体制は整っているが、事業者からの相談がない。
96	豊橋市	指定をおこなったことにより既存の産業廃棄物処分業者に与える影響や新たに指定を受けようとする(似非指定業者)の介入が予想される。このことを理由に、再生利用個別指定業の審査基準は設けているものの、指定を行うことには極めて消極的である。
97	高松市	1. 相談件数が少ないこと。 2. 人員等の審査体制が整っていない。
98	相模原市	問2の回答が「1」「3」に該当しないため2とした。 産業廃棄物の再生利用指定制度(個別指定)について相談はなく(H18.2.1現在)指定を行ったことがない。
102	奈良市	事業者が労力に見合う、排出量(大きな工事)がないようである。
104	船橋市	事業者から再生利用指定制度について説明を求められたことがある程度で具体的な申請に係る相談は受けたことがない。
105	岡崎市	指定の基準に合致する者がいないため。

調査票 番号	自治体名	問2-5 「再生利用指定制度による申請を基本的に受け付けていない」と回答した場合の 理由
10	群馬県	廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導しているため。
16	富山県	指定すべき案件がない。
19	山梨県	具体的な相談が無い。
37	香川県	再生利用されることが確実であると判断することが難しいため。
58	横須賀市	相談がないので指定したことがない。
60	金沢市	再生利用指定制度の審査要綱(指針)が制定されていない等、審査体制が整っていないため。
70	姫路市	産業廃棄物の処理については適正な料金を徴収し、適正な処理をなすべきものと考えており、廃棄物処理法の業許可の取得を原則として指導しているため、現在のところ再生利用指定制度(個別指定)の積極的な活用は考えていない。
71	尼崎市	個別指定を行うには処理業並みの審査が必要なので本市では処理業の許可を取るよう指導している。 現在、再生利用指定を行っているのは一般指定で「風呂屋の木屑」と「農家の糞尿肥料」の2品のみ(昭和63年指定)。
72	和歌山市	相談がないため。
84	宇都宮市	再生利用指定制度を利用する建設汚泥が発生していないため。
89	松山市	廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導しているため。
99	西宮市	廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導しているため。
103	川越市	業許可取得を基本としている。 具体的な相談がない。

調査票 番号	自治体名	問2-6 「3. その他」の内容
1	北海道	指定者に処理基準がかからないなど運用が難しいため慎重に対応していきたい。
4	宮城県	「再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者」という法の趣旨を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和53年3月1日宮城県規則第7号)第3条に定める「再生利用業者の指定に係る基準」に従い対応することとしている。
5	秋田県	積極的に活用していく考えはない。
6	山形県	個別指導についてはいろんな制限がつくため、処理業として行うのが一般的であり、活用が難しいと思われる。一般指定については検討していない。
7	福島県	活用しやすい制度に見直しがあれば、活用していきたい。
9	栃木県	事業者からの相談等に応じ、必要に応じて活用を検討していきたい。
11	埼玉県	公共事業に係る建設汚泥以外は認めていない。
14	神奈川県	制度の運用については、今後、土木部局等の公共工事発注部局、県内政令市等の動向を踏まえ、検討していく予定。
15	新潟県	個々の事例により判断する。
20	長野県	相談内容に応じて対応していきたい。
22	静岡県	制度は導入しているが、20年ほど実績はない。
24	三重県	条件に適合するものについては、制度を活用していきたい。
25	滋賀県	今後の動向を踏まえつつ、個々の事例に対応していきたい。
27	大阪府	建設汚泥について、限定的な条件の下でのみ活用を検討したい。
30	和歌山県	必要に応じて検討。
31	鳥取県	個別事例ごとに制度適用を判断する
33	岡山県	当県では個別指定のみを行っており、指定に当たっては、基準(県告示)への適否により判断している。今後についても、引き続き同様の運用をしていく予定である。
34	広島県	再生利用業個別指定の申請があれば、申請内容を審査し、指定基準を満たすものであれば、指定を行う。))
41	佐賀県	積極的に活用していく考えはない。
42	長崎県	相談、申請に対しては適切に対応していく。
43	熊本県	事前相談により個別に判断する予定。
45	宮崎県	事業者からの要望や必要性があれば検討する。
46	鹿児島県	積極的に指定することは考えていないが、事業者の申し出に応じて対応していく予定である。
50	旭川市	相談があれば応じる。
51	札幌市	適正処理を監督・指導する観点から、基本的には許可制度を、活用していくこととしているが、再生利用指定制度については、今後、全国的な状況等を見ながら、検討していきたい。
54	仙台市	現在、厨芥類に限り指定を行っているが、再生利用の現状を把握し、制度の適用を検討していきたい。
58	横須賀市	法に則り対応したい
59	新潟市	汚泥については検討中
60	金沢市	再生利用指定制度の審査体制について石川県と協議中。
61	岐阜市	検討中。
62	静岡市	相談があれば対応する。
67	堺市	現行どおり活用していく。
70	姫路市	問2-5の回答に示すとおり。
74	呉市	1次的には、業の許可で対応。
75	下関市	再生利用の内容等により個別に検討していく。
76	北九州市	現在、検討中である。
80	佐世保市	相談があった場合に検討する。
82	鹿児島市	具体的な審査基準等が示されれば活用を検討する。
84	宇都宮市	必要があれば再生利用指定制度を検討する。
85	富山市	事業者の要望に応じて対応できるものは対応していく。
86	秋田市	事業者からの相談を受け個別に判断していく。
90	豊田市	公共工事における再生利用個別指定は建設汚泥に限り指定を継続する。民間事業者については、第2種処理土と同品質まで改良させ自ら利用をさせている。今後検討していく。
92	高知市	相談事例があれば活用していく。
94	いわき市	引続き相談があれば個別対応予定。
96	豊橋市	活用することには消極的である。
98	相模原市	神奈川県及び横浜市・川崎市・横須賀市・相模原市の政令市で「再生利用指定制度」の活用についての統一見解が出せるよう検討していきたい。
102	奈良市	認定にかかる労力(費用も含む)と、外注することとを比較し、より良い方法を採用してもらうことになると思う。
103	川越市	事業ごとに活用するか検討します。
104	船橋市	建設汚泥の再生利用指定制度の運用について検討中。
105	岡崎市	検討中。

調査票 番号	自治体名	問3-3 建設汚泥に係る指定制度の運用にあたって判断に苦慮した点について
2	青森県	これまでの指定は全て公共工事に係るものであった。 当該制度の利用にあたって、元請業者が申請者であり、指定を受けるわけだが、公共工事の場合、管理しているのは発注者であり、発注者の指示の下、申請が行われている。 実際は発注者が申請者の大部分を作成しているようでありその方が管理しやすいようであるため発注者主体で手続き、工事が進んだ。 そのため指定された業者がそもそも制度の内容を理解しているのか、廃棄物に係る知識・技術が十分なのか判断に苦慮した。
8	茨城県	基本的に自ら利用に該当する部分について、個別指定という形で実施している。 自ら利用であっても、建設汚泥の取り扱いが適切でないケースが見受けられるため、一連の再生利用計画(排出場所、処理を行う場所、使用する場所)を明確にした上でそれぞれの段階で配慮すべき点を明確にしている。
12	千葉県	再生利用場所における環境影響(高アルカリ排水、地下水汚染)防止対策の指導。
13	東京都	「再生活用が営利を目的としないこと。」を個別指定の指定基準としていたが、適正な費用の一部であることが明らかな料金の範囲について明確な判断基準がなかったため、民間工事を指定対象としてよいのか対応に苦慮した。これまで東京都では、民間工事は営利目的事業であると判断し指定を行ってこなかった。 なお、都規則改正により「再生活用が営利を目的としないこと。」という指定基準を削除したため、平成19年2月以降は民間工事も指定の対象となった。
18	福井県	指定した実績が少ないため、判断に苦慮した点は特になし(近年は実質運用していない状況である)。
23	愛知県	有価物か否かの判断に困る。
25	滋賀県	平成6年12月に「無機汚泥」を1件指定を行ったが、古い事例のため不明です。
32	島根県	本県においては、再生利用の用途先での利用方法や汚泥処理物の強度等が再生利用先によって異なることから、確実に再生利用されることを確認する必要があるため、最終的な用途行為についても個別指定の対象とするよう、土木部と調整を行っている。
34	広島県	不明。
35	山口県	建設汚泥の利用の用途とその品質の妥当性の判断が難しい。
36	徳島県	建設汚泥処理土の品質基準の判断に苦慮する。
38	愛媛県	建設汚泥処理物の品質が、その用途に再生利用できるという客観的な価値を確認するための判断基準(物性値)に苦慮する。
42	長崎県	生活環境保全上の対策については慎重に判断を行った。
73	広島市	特になし。
79	長崎市	本市において該当事例が平成10年度の1件のみであるため、詳細については現在判断できません。
90	豊田市	利用用途を造成目的としているが、盛土又は埋立資材としての利用となるため、一見汚泥の不法投棄と変わらない。今後、国の指針どおりの解釈とする場合、再生利用個別指定で指定し利用した汚泥については廃棄物でなくなるため、利用する品質、防災上での責任、指定した自治体の責任について検討する必要がある。現在は、公共事業に準ずる事業においてのみ指定を行い、あくまでも廃棄物を再生利用しているもので、不要になれば再度廃棄物として処理する考えに立っていたので品質については特に考慮していなかった。(参考:当市では、建設汚泥については第2種処理土と同等の品質に改質することで自ら利用を認めている。)
101	さいたま市	申請者を誰にすべきか(発生工事の発注者か元請業者かなど) 利用工事での利用状況の確認

調査票 番号	自治体名	問3-4 建設汚泥の指定を行ったことがない理由
3	岩手県	建設汚泥の指定について、事業者から相談を受けていない。
4	宮城県	事業者からの相談がない。
5	秋田県	・公共工事での活用に関して相談はあったが、管轄外の地域であった。
6	山形県	申請がなかったため。
7	福島県	問2-4の回答に同じ。
9	栃木県	公共工事をはじめ、県内の建設工事から発生する建設汚泥はわずかであり、事業者からの相談等もなく、早急に再生利用指定制度の活用を図らなければならない緊急性はうかがえない。
10	群馬県	事業者からの相談に対しては、処理業をとるよう指導してきたため、建設汚泥の指定を行ったことがない。
12	千葉県	「再生利用」の定義・判断基準・指導基準等が整備されていない。 安易に指定すると、処分のための利用を再生利用として認めることとなりかねず、不適正な処分につながりかねない。 例えば、建設汚泥処理物を再生利用と称して埋め立てた後、掘り起こし残土として処分することも考えられるが、再生利用後の土地の用途や掘り起こしを制限する手だてがない。 そもそも、建設残土が余剰状態にあり、建設汚泥処理物の利用先がない。
14	神奈川県	事業者からの具体的相談がない。
15	新潟県	申請までに至る事例がない
16	富山県	指定するべき案件がない。
17	石川県	現在のところ事業者からの相談はない
19	山梨県	事業者からの相談が無い。
20	長野県	事業者からの相談がなかったため
21	岐阜県	業者からの申請がなかったため。
22	静岡県	これまで相談事例なし。
24	三重県	建設汚泥の有用物の判断基準が明確でない。
26	京都府	指定について相談はあるが、許可を取得することができるケースが多い。(指定の要件をみたしていない)
27	大阪府	事業者からの相談はあるが、具体の事業計画までは示されていない。 産業廃棄物処理業の許可事務が機関委任事務から法定受託事務となって以降、法制度やその運用方法が未整備であることから、実態として運用していない
28	兵庫県	今のところ、事業者からの具体的な相談がない。
30	和歌山県	「自ら利用」については、事業者からの相談があったことがあるが、個別具体的に利用形態、汚泥の性状等を勘案しながら対応した。
31	鳥取県	平成6年4月1日付衛産第42号厚生省通知の指定基準があいまいであり処理業者との線引きが困難なため。 (上記通知では指定基準として「営利を目的としないこと」とされているにもかかわらず平成18年7月4日付環産発第06070400/号環境省通知別添3.5(2)では建設汚泥の場合のみ営利を目的としないとする必要はない等指定基準が一定していないため運用が困難)
33	岡山県	①事業者からの具体的な相談事例がない。 ②仮に相談があっても、現行の指定基準の見直しも含め、審査方法等の整備が必要であり、直ちには指定を行うのは困難。
37	香川県	・再生利用されることが確実であると判断することが難しい。 ・今のままでも十分建設汚泥の再生利用が行われており、許可を不要としてまで指定する必要性がない。
39	高知県	事業者からの相談がない。
40	福岡県	事業者からの相談がない。
41	佐賀県	事業者からの相談がない。
43	熊本県	現在までのところ事業者からの申請も事前相談もあっていない。
44	大分県	・建設部局と建設汚泥の指定制度について、詳細の協議を行い有効利用をしていく予定である。 ・事業者からの相談はあったが、少量であったため、指定制度を利用しなかつ
45	宮崎県	事業者からの相談がない。
46	鹿児島県	相談はあったが、具体的内容が不明のため審査まで至っていない。
47	沖縄県	事業者から、相談も申請もない。

調査票 番号	自治体名	問3-4 建設汚泥の指定を行ったことがない理由
50	旭川市	事業者から相談を受けた事例がない。
51	札幌市	建設汚泥の再生処理については、適正処理の監督・指導の観点から許可制度を活用することとしている。なお、 ①市内の建設汚泥処理業者は、3社有り、その処理能力に余裕がある。 ②「札幌市建設汚泥の現場内自己処理に係る指導要領」を定め、これに基づき、現場内自己処理を行っている。 により、市内発生 of 建設汚泥については、適正に再生処理を推進している状況
52	函館市	事業者から建設汚泥の利用の相談がないため。
54	仙台市	①手続きがはん雑すぎて、事業者が断念する。 ②排出先と利用先の工事期間の調整がつかない。 ③利用先において「建設汚泥」というイメージをきらう。 ④利用先がメインになって手続きをする必要がある。
55	千葉市	千葉市規制において「再生利用業申請書」等の様式を定めているが、現在まで、事業者からの問合せや相談などはない。
56	横浜市	廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導しているため。 平成18年7月4日付通知「建設汚泥の再生利用認定制度の運用における考え方について」以前についての解釈では、条件がきびしく(費用面等)活用しづらかつ
57	川崎市	事業者からの指定に関する具体的な相談がない。
58	横須賀市	相談がない。
59	新潟市	相談の事例がない。
60	金沢市	建設汚泥に係る再生利用指定制度の審査要綱(指針)が制定されていない等、審査体制が整っていないため。
61	岐阜県	建設汚泥については今のところ事業者からの相談がない
62	静岡市	相談がない。
63	浜松市	過去において事業者から1件の相談はあったが、本市の方針で処分業許可で対応することとしているため、指定したことはない。
65	京都市	事業者からの相談がないため。
68	東大阪市	再生利用指定制度等が示されている「建設汚泥リサイクル指針(平成11年10月)」については、環境省から、その取扱いについて正式な答えが平成18年7月4日付(環産産発第060704001)の通知まで得られなかったため。
70	姫路市	本市では既に産業廃棄物処分業許可を取得して建設汚泥の再生利用を行っている事業者もあり、原則として廃棄物処理法に基づく業の許可を取得して事業を行うよう指導しているため、現在のところ再生利用指定制度の積極的な活用は考
71	尼崎市	建設汚泥について個別指定を行わない理由は問2-5と同様の理由からである。 また、建設汚泥は性状が多様なので一般指定には向かないと考える。 さらに、当刻制度は、大規模工事かつ大規模な再生汚泥の利用先が存在しないと、導入するメリットは小さい。尼崎市では大規模な利用先が見込めないので当刻制度を活用する考えはありません。
72	和歌山市	相談がないため。
74	呉市	事業者から具体的な相談がない。
75	下関市	事業者からの相談がない。
77	福岡市	発注者からの事前相談がなく、工事着手時になって排出者である元請業者が相談するケースが多々で、工事着手までの期間が短く、指定するにあたっての諸条件の整理ができない。

調査票 番号	自治体名	問3-4
		建設汚泥の指定を行ったことがない理由
78	大牟田市	自業者からの相談がない。
80	佐世保市	事業者からの相談はあったが申請がなかった。
81	熊本市	法に基づく指定を行ったことはないが、個別に判断し、再生利用を認めたことは
82	鹿児島市	具体的な審査基準等が示されていない
85	富山市	事業者からの相談がない。
86	秋田市	相談事例なし。
86	秋田市	事業者からの相談がない。
87	郡山市	様々な要因により、法に定める「再生利用されることが確実」である状態を継続的に担保することが困難であると考えたため。
88	大分市	事業者からの申請がないため指定したことはない。
89	松山市	廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導しているため。
92	高知市	事業者からの相談がないため。
94	いわき市	事業者から相談がないため。
95	長野市	建設汚泥の処理については、基本的に産業廃棄物処分業の許可を取得するよう指導している。
96	豊橋市	既に建設汚泥の処分業の許可を取得している業者が複数ある。指定を行うことにより、業界での受注バランスが著しく変化する可能性があり、苦勞して許可を取得した業者の反発が予想される。
98	相模原市	建設汚泥に係る再生利用指定制度について相談はなく(～H19.2.1現在)建設汚泥の指定を行ったことはない。
99	西宮市	再生利用指定制度を基本的に受け付けていないため
100	倉敷市	現段階では、事業者から個別、具体的な相談がない。
103	川越市	事業者から相談がない。
104	船橋市	事業者から具体的な申請に係る相談を受けたことがない。
105	岡崎市	相談を受けたことがない。

調査票番号	自治体名	問3-5 「その他」の内容
1	北海道	建設汚泥等の土砂由来の無機性汚泥については、その適性かつ有効な利用を進めるため、従前より取扱いを制定し個別に判断してきたことから、この制度に今般示された基準等を盛り込むことで、従前と同様な取扱いとし、これを再利用指定としたい。
3	岩手県	事業者から相談があれば、岩手県が定めている条例に基づいて審査し、基準等に適合しているものについては指定を行う。
4	宮城県	「再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者」という法の趣旨を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和53年3月1日宮城県規則第7号)第6条に定める「再生利用業者の指定に係る基準」に従い対応することとしている。
5	秋田県	利用基準が判断しやすく示された場合には、活用していく。
6	山形県	指定制度については今後とも活用していくが、建設汚泥に特化して行うものではない。また、一般指定については考えていない。
7	福島県	活用しやすい制度に見直しがあれば、活用していきたい。
8	茨城県	県内で発生する建設汚泥発生量を考慮して活用する事になると推測される。
9	栃木県	県の公共工事指導部局の建設汚泥の再生利用に係る指導等連携し活用等と検討していきたい。
11	埼玉県	2-6と同様
12	千葉県	当面、県発注の公共工事に限って運用予定。
14	神奈川県	制度の運用については、今後、土木部局等の公共工事発注部局、県内政令市等の動向を踏まえ、検討していく予定。
15	新潟県	個々の事例により判断する。
19	山梨県	事業者側からの相談があれば、活用していきたい。
20	長野県	相談内容に応じて対応していきたい。
23	愛知県	産業廃棄物処理業の許可、再生利用指定制度の両制度を活用していきたい。
25	滋賀県	今後の動向を踏まえつつ、個々の事例と対応していきたい。
27	大阪府	工事期間や再生利用先・利用方法が限定される条件でのみ活用を検討したい。
30	和歌山県	必要に応じて検討。
31	鳥取県	個別事例ごとに制度適用を判断する。
33	岡山県	具体的な相談等があれば、審査方法等の整備も含め、対応を検討したい。
34	広島県	再生利用業個別指定の申請があれば、申請内容を審査し、指定基準を満たすものであれば、指定を行う。
39	高知県	事業者から相談があれば、積極的に対応していきたい。
42	長崎県	相談、申請に対しては適切に対応していく。
45	宮崎県	事業者からの要望や必要性があれば検討する。
46	鹿児島県	事業者から相談があった際に指定制度の活用を判断する。
47	沖縄県	事業者から申請があれば指定していく。
50	旭川市	相談があれば応じる。
51	札幌市	今後、問3-4の①・②により処理を基本に進めていくことを考えているが、再生利用指定制度の活用については、全国的な状況を見ながら検討していきたい。
54	仙台市	申請があれば、活用していきたい。
57	川崎市	検討中。
58	横須賀市	法にのっとり対応したい。
59	新潟市	検討中
60	金沢市	再生利用指定制度の審査体制について石川県と協議中。
61	岐阜市	検討中。
62	静岡市	相談があれば対応する。
70	姫路市	問3-4の回答に示すとおり。
76	北九州市	現在、検討中である。
80	佐世保市	相談があった場合に検討する
82	鹿児島市	具体的な審査基準等が示されれば活用を検討する
86	秋田市	事業者からの相談を受け個別に判断していく
86	秋田市	相談があった場合には活用していく。
88	大分市	事業者からの申請があった場合、再生利用指定制度を活用していきたい。
90	豊田市	2-6と同じ。
92	高知市	相談があれば活用する。
98	相模原市	問2-6と同じ
101	さいたま市	公共関与の工事においては活用していく。
102	奈良市	なるべく、中間処理業者への搬入を薦めることになるだろう。
104	船橋市	個別指定制度等の運用について現在検討中。
105	岡崎市	検討中。

調査票 番号	問4-1 1の理由 (民間宅地造成工事)
8	建設汚泥の改良土が将来にわたり不特定多数の人にふれる機会となるため。
11	民間工事の場合把握・監視が困難なため。
12	不適正処理につながりかねない。
18	本県の現行指針では、公共工事に伴うものに限定しているため(今後見直しを検討)。
23	安定した品質管理が難しいこと、施工状況の監視・指導が難しいこと。
35	造成資材としての品質と施工方法が適切であるかの確認が困難。
36	民間工事の場合、処理士の品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される。
90	方針が決まっていないため現在の枠組みの中では指定できない。ただし、事業者の自ら利用については条件を付して認めている。
101	民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい。

調査票 番号	問4-1 2の理由 (農地)
2	隣接農地への安全性の確保(アルカリ溶出など)。
8	建設汚泥の改良土が農地には使用で出来ないため。
11	民間工事の場合把握・監視が困難なため。
12	不適正処理につながりかねない。
13	適正に再生利用されることが確認が難しいため。
18	民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい。
23	民間宅地造成工事の理由、農作物への安全性の確認が難しいこと。
32	性状、物性から農地には再生利用出来ないものが多い。また、農地に利用する場合は用途側が個人である場合が多いため。
35	資材の品質と利用の方法が適切であるかの確認が困難。
36	民間工事の場合、処理士の品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される。
90	方針が決まっていないため現在の枠組みの中では指定できない。ただし、事業者の自ら利用については条件を付して認めている。
101	民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい。

調査票 番号	問4-1 3の理由 (法令工事等)
11	個別に検討する。
18	民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい。
35	資材の品質と利用の方法が適切であるかの確認が困難。
36	民間工事の場合、処理士の品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される。
101	民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい。

調査票 番号	問4-1 4の理由 (公益工事)
18	民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい。
35	資材の品質と利用の方法が適切であるかの確認が困難。
36	民間工事の場合、処理士の品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される。
90	方針が決まっていないため現在の枠組みの中では指定できない。ただし、事業者の自ら利用については条件を付して認めている。

調査票 番号	問4-1 その他の内容	問4-1 その他の理由
38	公共が関与する工事以外のもの	公共工事は、設計・施行管理基準等が定められており、発注者による管理が十分機能すると考えられるが、民間工事では必ずしも同基準が定められていない場合があり、発注者による管理が十分ではなく、不適正処理を誘発するおそれがあるため。
42	想定していない	申請内容に基づき個別・具体的に判断していく。
73	小規模な造成工事などで、法令等の基準が定められていない工	造成工事の施工管理が十分行われない可能性がある。

調査票 番号	自治体名	問4-2 事業者から指定の申請があった場合に指定を認めることが考えにくい適用工事 について、その利用を促進するための方策
8	茨城県	民間宅地造成工事であった場合、造成工事内に築造される区画道路部分に使用されることを将来公共施設管理者が承諾している場合や大規模開発において(大型のショッピングセンターなどのケース)20年程度の定期借地権等が設定されていれば指定を認めることは可能かと考える(焼却灰の場合、廃棄物が安定するまでの期間が概ね20年程度であることを考慮すると、20年後の改良土を普通土砂として取扱う事が可能かどうかという議論は残したままである。
11	埼玉県	特になし。相談があれば個別に検討する。
12	千葉県	民間宅地造成工事・農地での民間利用事業。 再生利用として認定する場合の指針等を作成する。
13	東京都	国や都などのガイドライン等に基づいて行われる工事については、再生利用の妥当性をガイドライン等により判断できる。農地での民間利用事業においても同様にガイドラインが策定されれば、再生利用の妥当性について判断が容易となる。
18	福井県	問4-1の理由に記載のとおり、今後見直しを検討。
23	愛知県	大臣認定を積極的に行うとともに、その認定基準・内容を公開する。
32	島根県	基本的には、汚泥の性状、物性を考慮し公共事業で再生利用を図ることを基本とし、民間の開発事業についても逐次関係者と協議し、再生利用を図っていきたい。
35	山口県	知見なし。
36	徳島県	工事区分(公共工事以外) (方策:工事が適正に実施されることが確実であるなど管理体制が担保されることが必要。
38	愛媛県	特になし。
90	豊田市	現在、回答できる段階ではない。

調査票 番号	自治体名	問4-3
		施工中及び施工後に建設汚泥の再生利用が確実に実施されていることを確認 するために実施している方法
2	青森県	排出側と利用側での数量確保
8	茨城県	無通告の立入検査を実施するが、建設現場であるため、指摘事項は建設廃棄物の取り扱いが主となる。
11	埼玉県	事業が完了した際には、実績報告をしてもらっている。 最後に指定したのは平成11年度のため、現在は行っていない。
12	千葉県	施工中は適宜立入検査を行う。また、長期に及ぶ場合は、年度末の状況の報告を求める。 施工後は、実績報告を求め、再生利用の状況を把握する。
13	東京都	これまでは公共工事等について指定を行ってきたため、指定審査の段階で利用方法等についてチェックし、再生利用が確実に実施されていることを確認してきた。 都規則改正により指定対象が民間工事にも拡大するため、今後は、必要に応じて利用現場の現地調査を実施する。
18	福井県	再生品の適合状況報告書を提出させ、必要に応じて各保健所が立入調査を行う。
23	愛知県	現在、建設汚泥について再生利用指定を行っている事例はありません。
32	島根県	利用工事側についても個別指定を行うこととしている。
35	山口県	基本的に公共事業における指定であるため、発注者としての施工管理の中で確認している。
36	徳島県	施工現場ごとに立入検査を実施している。
38	愛媛県	本県で定める規則第8条により、毎年6月30日までに再生輸送又は再生活用に関する実績報告書により確認している。
42	長崎県	必要に応じて立ち入り検査を行い施工状況について確認を行う。
73	広島市	施工中に立入検査を実施する。
90	豊田市	公共工事に限っているため、担当部局で管理監督を行ってもらうことで対応している。
97	高松市	現在のところ、特に立入検査は行っていない。
101	さいたま市	定期的な報告書の提出及び立入検査の実施

調査票 番号	自治体名	問5-2 「その他」の内容
1	北海道	現状の指定内容であれば担当者の人数は十分であるが、国から示された方法が一般的かつ標準的になり、他の廃棄物の指定へ波及するようであれば、担当者人数は不足すると思慮。 また、審査対応は廃棄物担当者のみで行っているが、一部の品目の指定については、関係部局とともに協議して決めごとを定めている。
2	青森県	審査対応は土木技術者の廃棄物担当が行っている。
10	群馬県	現段階で再生利用指定制度の審査は行っていない。
14	神奈川県	審査した事例はなく、審査担当者は置かれていない。
15	新潟県	再生利用指定制度だけの特段の審査体制はなく、業及び施設の許可担当者が審査する。 必要に応じ土木担当課と連携を図る
19	山梨県	制度を運用するための体制は整備されていない。
20	長野県	必要に応じて関連するセクションと連携を図る
24	三重県	基本的に申請を受け付けていない。
27	大阪府	現在、審査体制は未整備である
28	兵庫県	審査においては、地方機関及び本庁の廃棄物担当者が連携を取って行う予定である
30	和歌山県	未定
42	長崎県	他の許可関係事務を兼任しながら審査を行っているため 今後の申請件数によっては対応困難な状況が想定される
46	鹿児島県	対応は5を想定しているが、これまで審査実績がない。
51	札幌市	庁内体制として「札幌市建設副産物対策連絡委員会」を設置しており、必要に応じ、協議・調整を行っている。
55	千葉市	今後、問5-1の運用規定を設けるなど先進的に取り組まれている自治体を参考としていきたい。
56	横浜市	行ったことがないので不明であるが、業許可の審査と同様に行うことを考えている。
57	川崎市	これまで具体的な相談がないので、審査対応をしていない。
58	横須賀市	産廃担当6名の内2名が兼務で対応
59	新潟市	相談の事例がほとんどないため、審査に至らない。
60	金沢市	審査体制(担当者、土木担当課との連携)が整っていない。
70	姫路市	廃棄物処理法に基づく業許可の取得を原則としているが、個々の案件の審査については、工事担当課と連携を図りつつ対応するものと考えている。
72	和歌山市	考えていないので体制をとっていない今後検討したい
74	呉市	審査体制は整っていないが、相談があれば現有体制で対応せざるを得ない。
76	北九州市	再利用制度活用について検討中であるため、審査体制も決定していない。
78	大牟田市	相談もないが基本的に受け付けていない。
82	鹿児島市	審査事例がない
93	宮崎市	審査事例は無いが、指定申請のあった場合は、土木担当部署と連絡を図り、対応していく予定である。
96	豊橋市	審査を行ったことはないが、時間を要するものではないと考える。
98	相模原市	再生利用指定制度の審査体制は土木担当課と連携を図っておらず、審査体制が整っているとはいいきれない。
99	西宮市	再生利用指定制度を基本的に受け付けていないため、審査体制は確立していない
102	奈良市	実施したことがないので、回答できない。
105	岡崎市	審査を行ったことがない。産業廃棄物担当及び土木担当課等と連携を図って対応することとなると思われる。

調査票 番号	自治体名	問5-3
2	青森県	現状の制度は利用側が指定を受けるものであるため、利用側に優位な制度とならないと利用者は増加しない。 公共工事での利用が多いため、一定の条件を満たして発注者が監督できる場合、発注者が指定を受けることができるようになれば良いと思う(その要望が多い) 県レベルの工事は汚泥処理物を再利用できる量も少なく工事期間も短いため、工時間の土木期をうまく調整できない。そのため審査期間を短かくできる制度であって容易に活用できる内容の制度でなければ、難しい。 公共工事の発注者に広く周知して利用を促す。
3	岩手県	現在、指定に係る審査等は廃棄物担当者のみで行っており、建設汚泥の再利用が確実であることを担保するためには、土木職員等による審査等も必要となり現体制では不十分である。公共以外の民間の事業に対して指定制度を適用するには、建設汚泥の排出から土質材料等への利用に係る管理が適正に行われるかどうか不明であり、不適正処理が懸念される。
4	宮城県	再生利用の対象となる産業廃棄物の処理のみを対象とし、営利を目的としないなどの点から、当該建設汚泥の再生利用を業として行う事業者がいないものと考えられる。 建設汚泥の再生を業として行うことを計画する場合、安定した事業を継続して行うため、産業廃棄物処分業の許可が必要となることが想定される。このため、通常は、産業廃棄物処分業の許可を取得し、処分業として汚泥の再生を行い、建設資材として有価で販売されているため、再生利用制度を活用する事業者が少ないものと考えられる。 また、中間処理業者が行う再生利用の事業を行う場合は、処分業に係る汚泥と再生事業に係る汚泥との明確な区分と管理が重要であり、課題と考える。
5	秋田県	利用予定の工事に法的な基準を根拠とした要求品質がなく、建設汚泥が適正に利用されているか否かを判断することが困難なケースが多い。
6	山形県	当該制度を利用しなくとも、処分業として幅広く行うことが一般的であるため、申請がこないと思います。
7	福島県	問2-4の回答に同じ
8	茨城県	利用される側の内容を明確してから運用が必要。 建設汚泥が発生する工事の設計の際に再生利用計画を綿密に作る。 ベースは廃棄物を排出現場外へ持ち出すことを最初に考えるのではなく、場内再生利用に努める事に排出事業者側の配慮が必要。
9	栃木県	再生利用と称した不適正処理、不法投棄まがいの行為が懸念される
10	群馬県	・適正に再生利用できるかどうかの確認・責任の担保ができない。 ・個別指定業者であっても、処理業者であっても廃棄物処理法の規制は適用され、特に施設を設置する場合の法規制や住民感情等は、実態としてほとんど差はなくメリットがない。 ・建設汚泥の再生利用については、性状管理や再生利用先の確保等、工事発注者が中心となり施工管理がしっかりしていれば処理業者であっても建設汚泥の再生利用は可能であると考えられる。
11	埼玉県	建設汚泥処理物の資材としての価値、品質、市場性等が、廃棄物由来でない資材と比較して有利であるということが明確にならない限り制度の適用が進まないのではないかと。
12	千葉県	「再生利用」の具体的判断基準がなく、再生利用と称する不適正処分につながりかねない。 再生利用施設については、設置許可や生活環境保全対策の実施と現地確認等の施設設置に係る手続きが必要であり、申請から指定までに相当の期間を要するため、工期の短い工事には対応できない。 中間処理業者の施設を利用する場合は、他の発生場所の汚泥の困窮防止対策が担保できないため、指定の対象とするのは困難である。 発生工事の土壌が土壌環境基準を満たさないなど、再生利用に適さない例も多くある。 また、建設汚泥処理物の環境に対する安全性の確保も必要である。 発生時期と利用時期のずれにより、仮置き(保管)をする場合の指導基準(保管方法、許容される保管期間等)を定める必要がある。

調査票 番号	自治体名	問5-3
13	東京都	再生活用工事に関する責任の所在が明確になるなどの利点もあり、都では建設汚泥の利用工事を指定対象としている。 都区市をまたぐ広域的な再生利用を行う場合は、上記を含め各自治体で指定制度の運用に関し共通化を図る必要がある。
16	富山県	再生利用されることが確実であるとは認められない汚泥が発生した場合、その処理にあたっては別途産業廃棄物処分業の許可を取得することが必要となり、事業者にとっては二度手間となる。
17	石川県	利用工事側の求める品質を満足できない可能性がある 建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事例が懸念される 品質を満足しない利用が行われていたことが後になって判明した場合、その責任の所在(発生工事の元請業者、再生利用者、利用工事の元請業者、土地所有者等)が不明確となる。
18	福井県	建設汚泥処理物の品質の確保に疑問があり、その品質によっては廃棄物の不法投棄につながるおそれが考えられる。
20	長野県	再生利用業の長所と短所を勘案すると、通常の業許可を取得した上で、当刻産業物として処理し、リサイクルする方が望ましい処理方法と思われる。 制度的な問題ではなく、建設汚泥再生品の市場性の問題ではないかと考える。
21	岐阜県	民間が行う工事において管理監督が十分に行われず、不適正処理を助長するおそれがある。
22	静岡県	建設汚泥については、他の産業廃棄物の再生利用に比べ一時に多量に排出され、そのため利用先も複数自治体にまたがることが多い性質を有しているものと考えられる。また処理方法も様々で、これまで管轄内で実績のない再生利用方法では「再生利用が確実であること」の確認について、各自治体毎に判断することは困難と思われる。業者毎、自治体毎に受ける指定制度より、「工法(建設汚泥の種類)+処理方法+再生利用方法」の組み合わせで、全国共通の認定とする大臣認定(国が直接、又は第三者機関による審査)の方が、再生利用の目的からすれば導入しやすく、広域的な認定が有効であると思われる。 指定制度について、再生利用の参考とすべき大臣認定において「・・・建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも・・・」とされているため、「取引価値を有すること」の判断がより困難となっている。 指定の判断基準は自治体毎となるため、ある自治体で指定されたものでも、利用場所を管轄する自治体が使用を認めない場合、処理困難な廃棄物となるおそれがある。
23	愛知県	①建設汚泥処理物の品質が確保できないなど、不適正処理事例が懸念される。 ②有価性が確保できないことが懸念される。
24	三重県	建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される。 第三者期間による審査体制及び建設汚泥処理物についての統一した基準が必要。
25	滋賀県	建設汚泥の取扱いについて一つの判断が示されたことで、今後の建設汚泥について指導がやりやすくなったほか、再生利用については進むと考えられる。 なお、建設汚泥の個別指定については、現在のところ問い合わせもなく今後の動向は不明である。
26	京都府	現状では、建設汚泥処理物の用途が限られている。 再生利用指定制度は廃棄物処理法の業許可を不要とする制度に過ぎず、それ以外の効力はない。 そもそも建設汚泥を一律に廃棄物として規制対象とする運用が適切であるかについて検討が必要であるとかんがえる
27	大阪府	○法における指定制度に係る手続きや指定業者へ規制等の明確化が必要 ・指定の有効期間の限定 ・指定の更新・変更手続きの明確化 ・指定の取消しの権限の付与 ・指定業者に対する処理基準の義務化 等 ○指定の対象範囲や対象者の明確化が必要 ・建設汚泥に係る国の通知では、汚泥の収集運搬や中間処理を行う者のほか、発注者や利用先の施工業者までを指定の対象とすることも可能である旨が示されているが、法律上の規定の整備が必要と考えられる。

調査票 番号	自治体名	問5-3
28	兵庫県	建設汚泥は発生工程等により性状・成分等が千差万別であり、それに伴い再生活用方法も多種多様なものとなり、それに応じた高レベルな審査体制を確立することが必要である。
30	和歌山県	・利用工事側の求める品質を満足できない可能性がある。 ・建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される。 特にこの部分が懸念される。
31	鳥取県	再生利用認定制度再生利用指定一般指定制度が入り乱れておりそれぞれの制度の線引きが不明確なため、積極的な運用が困難
32	島根県	本県においては、建設汚泥の場合1工事現場あたりの排出量が少量(10t以下)の工事が多く、再生利用を行う場合、埋立処分より高額となることから再生利用にまわらず埋立処分されている状況にある。
33	岡山県	○行政側の課題 建設汚泥処理物が確実に再生利用されることの確認等を行うには土木技術面からの審査も必要であり、現行の審査体制を見直しする必要がある。
34	広島県	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、再生利用業の指定について、罰則規定がないため、審査にあたっては、慎重にならざるを得ないと考えられる。
35	山口県	利用資材としての品質を確保し、またその品質を確認する方法が一般化されていない。そのため、再生利用指定を受けて造成した土地や農地が工事施工後利用できない事態も起こりうる。 さらに、廃棄物である汚泥の不法埋立を行うために、再生利用指定制度が悪質な事業者によって利用されるおそれがある。
36	徳島県	・処理士の品質確保が不十分な可能性がある。 ・再生利用現場の確保ができず、不適正処理の恐れがある。
37	香川県	・自治体ごとで差が生じる可能性がある。 ・再生利用されるかどうか疑問である。 ・一定の品質を確保できない可能性がある。 ・指定を受けたことが県のお墨付き＝優良事業者と思われることが懸念される。また逆に、関係のない営業に使われることが懸念される。 ・指定制度の活用が適正な再生利用の促進になるとは言えない。
38	愛媛県	本制度が進まない理由 ○個別指定制度で指定された排出場所及び活用場所等に変更が生じれば、随時その旨記載した変更届出を提出する必要があり、書類の提出頻度が多く、煩雑である。 ○個別指定制度により指定された業者は、法上、処理基準が適用されないことから、処理物の適正な再生利用を担保するため、本県では対象となる産業廃棄物を排出する事業、及び処理物を再生利用する事業を「公共が関与する事業」に限定している。
40	福岡県	○建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される。 ○継続的に再生利用可能と県が判断することは困難であり、少なくとも更新制度が必要である。 ○業者にとっても、処分業の申請の方が事務として容易と考えられる。
41	佐賀県	・収集運搬又は中間処理を行う許可業者は多数有り、個別指定を活用するよりも、許可業者に委託するケースが多いと思われる。 ・指定を受けるにあたり、処理業の許可を受ける場合と同等の書類や要件が必要なので、指定制度が進まない一因となっているのではないかとと思われる。
42	長崎県	特段になし。
43	熊本県	建設汚泥処理物の品質が一定でなく、確実に再生利用されるかどうか疑問が残る。
45	宮崎県	○建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される。 ○品質基準を満たすかどうか。 ○排出される建設汚泥の量に見合う処理能力をもった施設が県内に少ない。
46	鹿児島県	・現在の再生利用指定制度では、指定を受ける者は建設汚泥又は建設汚泥処理物の収集・運搬又は中間処理を行う者である。 しかしながら、建設汚泥が発生する工事とそれを利用する工事は別工事であり、その両方の工事内容を十分に把握できている者でなければ、申請時に十分な説明ができない。 従って、指定を受ける者は「収集・運搬又は中間処理業者」ではなく、再生利用促進について主体的な役割をもち、かつ、再生資源利用促進計画の内容及び建設汚泥処理土の利用用途ごとの要求品質など、技術的要件を十分理解し、説明責任を果たせる「排出事業者若しくは工事発注者」であることが望ましい。
47	沖縄県	建設汚泥に係る個別指定は、個々の工事現場ごと、建設汚泥の排出事業者が申請を行うことになるため、現場が変われば再度指定を受けなければならないなど、事業者にとっても、審査する側にとっても事務が繁雑となる。

調査票 番号	自治体名	問5-3
50	旭川市	なし
51	札幌市	産業廃棄物は、適正処理を進める必要があり、建設汚泥についても同様である。建設汚泥が間違いなく適正処理されるような状況になれば、指定制度の活用も考えられるが、現状では、まだ、難しい状況と考えているため。
54	仙台市	①コーン指数など性状が主体になっているが、含有物質・pHなどの基準が希薄である。 ②経年変化による性状に不安がある。
55	千葉市	①個別指定指定制度の申請者は汚泥を処理する者であり、公共工事の場合、請負者が決定しないと申請できない。(指定手続きに日時を要する) ②利用側工事の確保がむずかしい。(建設発生土と一体となって利用側工事を確保しなければならない) ③再生利用指定制度を利用するよりも、近隣の間処理施設へ搬入したほうが、手続きの煩わしさ及び経済性から有利である。したがって再生利用制度を利用することによるインセンティブの付与が必要ではないか。 ④制度の周知が必要ではないか。
56	横浜市	再生利用指定制度を運用するにあたっては、排出事業者は多いが、実際の受け入れ先(利用場所)が確保されにくいと、この制度が進まないと思います。 また、この制度を運用する場合、審査体制(人員確保)が必要であり、現状での増員は難しい。
57	川崎市	再生利用指定する規定はあっても、指定を取消す規定が整備されていない。このため、一度指定してしまうと、指定を認めるにあたって事業者から提出されたデータに誤りがあることが判明しても、指定を容易に取消すことができない。 都道府県や政令市の区域を越える再生利用が行われる場合にあっては、関係自治体と調整しないと制度が有効に機能しない。
58	横須賀市	再生物の利用用途がない
59	新潟市	建設業者等で汚泥を取り扱う業者は既に収運業、処分業の許可を取得しており、再生土として販売している実態があること及び指定すれば行政がその品質について保障しなければならないというリスクを感じている 現在、北陸地方建設副産物対策連絡協議会等と連携して「建設汚泥利用マニュアル」の作成を行っているところである
63	浜松市	指定要件の審査・確認が困難。 厳格に審査するには現体制では対応が困難。
65	京都市	建設汚泥の再生は、廃油や木屑などに比べて再利用が難しく、また不法投棄やリサイクル偽装等も度々おきていることなどを考えると、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を行う者を指定する当制度の運用は、現時点においては適さないと考えます。
67	堺市	○排出事業者が当該指定行政の別現場の確保が確実にできるかどうか？ 少なくとも「都道府県又は近畿、中部、中国等の区域レベル」での指定が必要ではないか？ ○一定規模以上の工事[大工事](←1年以上の土木工事などで、審査時期の確保があれば良い。)でなければ、運用しにくいのではないか？
68	東大阪市	平成18年7月4付(環産産発第060704001)通知以降、府下5行政(大阪府・大阪市・堺市・東大阪市・高槻市)でその運用について検討を始めた。
70	姫路市	・建設汚泥処理物の再生利用において、どこまでの品質を認めるか線引きが困難である。 ・建設汚泥処理物の再生利用用途毎の要求品質の適合性の確認が困難である。 ・建設汚泥に廃棄物が混入され不適正な処理が行われるおそれがある。 ・工事毎の指定が必要となり、指定のための審査期間に工事が停滞するおそれがある。 ・工事毎に指定の申請を行う手間がかかり、建設汚泥の処理について許可業者がある場合には工事業者のメリットが少ない。 ・個別指定では再生利用先が限定され、業許可を取得して事業を行うのに比べて事業拡大が困難である。
72	和歌山市	自治体によって判断の基準がまちまちである上それぞれの現場によって排出される汚泥の性状も様々である。国による明確な基準を定めてもらいたい。
73	広島市	建設汚泥の排出事業者が、汚泥を再利用できる工事現場を探すことができる体制が必要である。 建設汚泥の中間処理を産業廃棄物処理業者受託した場合(参考2のパターン1-②)、利用工程の段階で、指定対象の汚泥と指定対象外の汚泥の区別ができない可能性がある。

調査票番号	自治体名	問5-3
74	呉市	○排出場所、再生場所、使用場所が、複数の行政区域となる場合、行政間の調整に時間がかかる。 ○「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針」では、単に脱水・乾燥させたもの、固化剤の添加により安定化されたものは、建設資材としての広範な需要が認められる現状にはないとされているが、脱水・固化剤の添加により処理された物が、利用者側の求める品質を満足すると判断して良いのか。
75	下関市	品質を満足できない可能性や、不法投棄まがい等の不適正処理が懸念される。
76	北九州市	産業廃棄物との区別が難しく、不法投棄につながる可能性が生じる。
77	福岡市	・排出側の工事で発生する汚泥量の算出が難しい。 ・排出側工事業者が、建設汚泥の定義を正確に認識していない。
78	大牟田市	当市の担当地域が狭いので他自治体との協議調整が必要である。よって当市のみ指定制度は活用できない。
80	佐世保市	処理業許可の審査体制で再生利用指定制度の審査が行うことになるが現体制では人数が不足している 処理業認可業務に専念しているため再生利用を制度の運用を細かく検討していない。
81	熊本市	法第15条の4の2(産業廃棄物の再生利用に係る特例)と同じように、再生利用に関する具体的な基準等について国が定めることで、少しはこの制度が進むのではないか。 ※指針ではなく、関係省庁協議の上、具体的な基準(共同命令etc)を定めるべき。
82	鹿児島市	(例) (1)利用工事側の求める品質を満足できない可能性がある (2)建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される の懸念があるためより具体的な審査基準等の指針が必要である
86	秋田市	第三者機関による審査体制が必要ではないか。
87	郡山市	万一、指定された業者が不適正な処理を行ったとしても、廃棄物処理法上の罰則規定がない。
88	大分市	・事業者が、制度を活用するメリットが少なく、必要性がある現場に限られている。
89	松山市	廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導することにして、特に問題があるとは思われないため。
90	豊田市	公共事業であれば特に問題はあるとは考えていない。
92	高知市	申請どおりに再生利用が行われているか懸念がある。
94	いわき市	建設汚泥の再生利用に係る品質の基準等の法的な整備がなされていない
95	長野市	・産業廃棄物処理業許可による対応が可能であり、許可に比べ再生利用指定制度はメリットが少ない。
96	豊橋市	・利用工事側の求める品質を満足できない可能性がある。 ・建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される。 ・第三者機関による審査体制が必要ではないか。 ・公共用地での一時保留が有効であるが、廃棄物処理法との適合が問題である。 ・指定を行った後の指定業者に対する監視体制が必要。 ・産業廃棄物処分業者と指定を受けた業者との違いが理解しにくい。
98	相模原市	再生利用指定制度の指定の申請者は「利用工事の元請施工者」と考えるが、「利用工事の発注者」の関与も重要であり申請対象者の検討が必要である。
99	西宮市	・中間処理の内容によっては、性状等が一定に保たれず品質にばらつきが出る可能性がある ・建設資材と称して不法投棄される、また十分な改良をせず、土砂と称して残土処分場に搬出するなど、不適正処理の懸念がある ・元請業者による受け入れ先の確保が困難
100	倉敷市	再生利用が確実な建設汚泥と称して、産業廃棄物が混入されたり、同じ汚泥であっても環境基準を満たさない物も混入されたりする恐れがあるため。
102	奈良市	本市では、建設汚泥を再生までして利用しようとするような大きな工事(地下鉄・下水道本管・トンネル等)がないことと、小さな工事で、制度を利用しようとしたときの労力が業者側には、負担になっていると思われる。
104	船橋市	個別指定を行う場合産業廃棄物処理業の許可を得た処理業者の施設において処理する場合にあっては個別指定外の複数の排出事業者からの汚泥が混入するおそれがある
105	岡崎市	再生物の品質保証、当市にける再生物に対する需要を考慮すると、指定制度の導入は急務ではないと考える。

資料3 自治体の再生利用指定制度に関する運用基準等

福島県

○福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成六年二月四日

福島県規則第六号

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第八条第二項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第一号)とする。

2 知事は、法第八条第一項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第九条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証(様式第二号)を当該許可の申請をした者に交付する。

(平一六規則三二・全改)

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)第四条の四第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第三号)とする。

(平一六規則三二・全改)

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第三条 省令第五条の三第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第四号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第四条 省令第五条の四の二第一項及び省令第五条の九の二第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第五号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第五条 省令第五条の五第一項及び省令第五条の十第一項の届出書は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(様式第六号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第六条 省令第五条の五の二第一項及び省令第五条の十の二第一項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第七号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第七条 法第九条の三第一項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第八号)を知事に提出して行うものとする。

2 知事は、法第九条の三第一項又は第七項の規定による届出を受理したときは、受理書(様式第九号)を当該届出をした者に交付する。

(平一六規則三二・追加)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第八条 省令第五条の八第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第十号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第九条 省令第五条の十一第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設／譲受け／借受け／許可申請書(様式第十一号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(一般廃棄物処理施設に係る合併又は分割の認可の申請)

第十条 省令第五条の十二第一項の申請書は、合併・分割認可申請書(様式第十二号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(一般廃棄物処理施設に係る相続の届出)

第十一条 省令第六条第一項の届出書は、相続届出書(様式第十三号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(産業廃棄物再生輸送業の指定)

第十二条 省令第九条第二号の指定(以下「産業廃棄物再生輸送業の指定」という。)は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 産業廃棄物再生輸送業の指定(前項の規定による指定の更新を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物再生輸送業指定申請書(様式第十四号)を知事に提出しなければならない。

一 住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

二 事務所及び事業場の所在地

三 取り扱う産業廃棄物の種類

四 再生利用の目的

五 事業の用に供する施設の種類及び数量

六 取引先

七 再生により得られる製品の種類及び用途

八 業務に従事する人員

3 前項の申請書(第一項の規定による指定の更新の申請書を除く。)には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 事業計画の概要を記載した書類

二 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

三 申請者が前号に掲げる施設の所有権又は当該施設を使用する権原を有することを証する書類

四 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

五 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

六 省令第十条の三第二号の指定(以下「産業廃棄物再生活用業の指定」という。)を受けた者が申請する場合には、当該指定を受けたことを証する書類

七 前号に規定する者の委託を受けて再生輸送(再生利用されることが確実であると知事が認めた産業廃棄物のみ)の収集又は運搬をいう。以下同じ。)を業として行おうとする者が申請する場合には、同号に規定する者との委託関係を証する書類及び同号に規定する者が産業廃棄物再生活用業の指定を受けたことを証する書類

4 知事は、第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときは、産業廃棄物再生輸送業の指定をするものとする。

一 再生活用(再生利用されることが確実であると知事が認めた産業廃棄物のみ)の処分をいう。以下同じ。)を業として行う者が自ら再生輸送を行い、又は再生活用を業として行う者の委託に基づき再生輸送を行うこと。

二 再生輸送を確実に遂行するための施設、人員等を備えていること。

三 再生輸送において、生活環境保全上の支障が生じないこと。

5 産業廃棄物再生輸送業の指定には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

6 知事は、産業廃棄物再生輸送業の指定をしたときは、産業廃棄物再生輸送業指定

証(様式第十五号)を当該指定の申請をした者に交付する。

(平一二規則一七・一部改正、平一六規則三二・旧第三条繰下・一部改正、平一七規則一四・一部改正)

(産業廃棄物再生活用業の指定)

第十三条 産業廃棄物再生活用業の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 産業廃棄物再生活用業の指定(前項の規定による指定の更新を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物再生活用業指定申請書(様式第十六号)を知事に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- 二 事務所及び事業場の所在地
- 三 取り扱う産業廃棄物の種類
- 四 再生利用の目的
- 五 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力
- 六 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- 七 取引先
- 八 再生により得られる製品の種類及び用途
- 九 業務に従事する人員

3 前項の申請書(第一項の規定による指定の更新の申請書を除く。)には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 排出者との取引関係を記載した書類
- 二 再生活用の処理工程図
- 三 再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類
- 四 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 五 前条第三項第一号から第五号までに掲げる書類及び図面

4 知事は、第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときは、産業廃棄物再生活用業の指定をするものとする。

- 一 産業廃棄物を無償で引き取ること。
- 二 再生活用を確実に遂行するための施設、人員等を備えていること。
- 三 引き取られた産業廃棄物は、すべて再生活用の用に供されること。
- 四 排出者との取引関係が確立しており、かつ、その取引関係に継続性があること。
- 五 再生活用において、生活環境保全上の支障が生じないこと。
- 六 再生活用において生ずる廃棄物の処理を的確に遂行できること。

5 産業廃棄物再生活用業の指定には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

6 知事は、産業廃棄物再生活用業の指定をしたときは、産業廃棄物再生活用業指定証(様式第十七号)を当該指定の申請をした者に交付する。

(平一六規則三二・旧第四条繰下・一部改正)

(再生輸送(活用)業の変更の指定申請)

第十四条 産業廃棄物再生輸送業の指定を受けた者(以下「産業廃棄物再生輸送業者」という。)は、取り扱う産業廃棄物の種類を変更しようとするときは、変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の変更の指定を受けようとする者は、産業廃棄物再生輸送業変更指定申請書(様式第十八号)を知事に提出しなければならない。

3 第十二条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による指定の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第十四条第二項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十四条第二項」と読み替えるものとする。

4 産業廃棄物再生活用業の指定を受けた者(以下「産業廃棄物再生活用業者」とい

う。)は、取り扱う産業廃棄物の種類を変更しようとするときは、変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

5 前項の変更の指定を受けようとするときは、産業廃棄物再生活用業変更指定申請書(様式第十九号)を知事に提出しなければならない。

6 前条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による指定の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第十四条第四項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十四条第五項」と読み替えるものとする。

(平一六規則三二・旧第五条繰下・一部改正)

(再生輸送(活用)業の廃止又は変更の届出)

第十五条 産業廃棄物再生輸送業者又は産業廃棄物再生活用業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は次に掲げる事項を変更したときは、その廃止又は変更のあった日から十日以内に、産業廃棄物再生輸送(活用)業廃止(変更)届出書(様式第二十号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

一 第十二条第二項第一号、第二号又は第四号から第七号までに規定する事項

二 第十三条第二項第一号、第二号又は第四号から第八号までに規定する事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 事業の一部を廃止した場合には、第十二条第三項第一号に掲げる書類

二 第十二条第二項第一号又は第十三条第二項第一号に規定する事項の変更の場合には第十二条第三項第四号又は第五号に掲げる書類

三 第十二条第二項第四号若しくは第七号又は第十三条第二項第四号若しくは第八号に規定する事項の変更の場合には、第十二条第三項第一号に掲げる書類

四 第十二条第二項第五号に規定する事項の変更の場合には、第十二条第三項第二号及び第三号に掲げる書類及び図面

五 第十三条第二項第五号又は第六号に規定する事項の変更の場合には、第十二条第三項第二号及び第三号並びに第十三条第三項第二号に掲げる書類及び図面

六 第十二条第二項第六号又は第十三条第二項第七号に規定する事項の変更の場合には、第十二条第三項第一号に掲げる書類及び同項第七号又は第十三条第三項第一号に掲げる書類

(平一六規則三二・旧第六条繰下・一部改正)

(再生輸送(活用)業の指定の取消し)

第十六条 知事は、産業廃棄物再生輸送業者が第十二条第四項各号に適合しないと認めたととき、又は産業廃棄物再生活用業者が第十三条第四項各号に適合しないと認めたとときは、その指定を取り消すことができる。

(平一六規則三二・旧第七条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の設置に係る特例による届出)

第十七条 省令第十二条の七の七第二項の届出書は、一般廃棄物処理施設設置特例届出書(様式第二十一号)とする。

2 省令第十二条の七の七第四項の受理書は、特例届出受理書(様式第二十二号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(特例による一般廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設の種類の変更等の届出)

第十八条 省令第十二条の七の七第五項の規定による届出は、特例による一般廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設の種類の種類変更等届出書(様式第二十三号)を知事に提出して行うものとする。

(平一六規則三二・追加)

(設置の許可を受けた者の氏名等の変更の届出)

第十九条 省令第五条の四の二第一項又は第十二条の十の二第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 届出者が法人の場合であって、名称、住所又は代表者の氏名の変更にあつては、

定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 届出者が個人の場合であって、氏名又は住所の変更にあっては、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

(平九規則四四・平一二規則一一七・一部改正、平一六規則三二・旧第八条繰下、平一七規則一四・一部改正)

(届出台帳の様式)

第二十条 法第十九条の十第一項の台帳は、一般(産業)廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳(様式第二十四号。以下「届出台帳」という。)とする。

(平九規則四四・平一〇規則七一・一部改正、平一六規則三二・旧第九条繰下・一部改正)

(届出台帳の閲覧)

第二十一条 届出台帳の閲覧を請求しようとする者は、一般(産業)廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書(様式第二十五号)を地方振興局長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出台帳の閲覧は、当該地方振興局において行うものとする。

3 届出台帳の閲覧時間は、福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第七号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、毎日午前八時四十五分から午後五時までとする。

4 届出台帳を閲覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 届出台帳は、地方振興局の外に持ち出さないこと。

二 届出台帳は、丁寧に取り扱い、破損、汚損、加筆等をしないこと。

5 地方振興局長は、前項の規定に違反した者に対して、その閲覧を停止し、又は禁止するものとする。

(平九規則四四・一部改正、平一六規則三二・旧第十条繰下・一部改正)

(廃棄物再生事業者の登録)

第二十二条 法第二十条の二第一項に規定する登録を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録申請書(様式第二十六号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、事業場の図面並びに省令第十六条の三第一号から第五号までに規定する書類及び図面を添付するほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第十五条第一項第五号及び省令第十六条の三第六号に規定する資料及び書類として次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

二 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

三 事務所及び事業場の位置図

四 事業の用に供する施設の設計計算書

五 申請者が、事業の用に供する施設の所有権又は当該施設を使用する権原を有することを証する書類

3 知事は、法第二十条の二第一項の規定により登録をしたときは、当該登録の申請をした者に廃棄物再生事業者登録証明書(様式第二十七号)を交付する。

4 令第十八条の規定による変更の届出は、廃棄物再生事業者登録事項変更届出書(様式第二十八号)に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出することにより行わなければならない。

一 届出者が法人の場合であって、名称、住所又は代表者の氏名の変更にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 届出者が個人の場合であって、氏名又は住所の変更にあっては、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

三 事務所及び事業場の所在地の変更にあっては、その位置図

四 事業の内容の変更にあつては、事業計画の概要を記載した書類

五 事業の用に供する施設の変更にあつては、その変更内容を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

5 令第十九条の規定による廃止、休止又は再開の届出は、登録廃棄物再生事業者廃止(休止・再開)届出書(様式第二十九号)を知事に提出することにより行わなければならない。

(平一二規則一一七・一部改正、平一六規則三二・旧第十一条繰下・一部改正、平一七規則一四・一部改正)

(事故の状況等の届出)

第二十三条 法第二十一条の二第一項の規定による届出は、特定処理施設事故状況等届出書(様式第三十号)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、事故が発生した場所及びその影響範囲等を明らかにした図面を添付しなければならない。

(平一七規則一四・追加)

(書類の提出部数及び経由)

第二十四条 県内に主たる事務所及び事業場を有しない場合を除き、法、令、省令及びこの規則の定めるところにより知事に提出する書類は、正副二通とし、主たる事務所又は事業場の所在地を所轄する地方振興局長を経由しなければならない。

(平九規則四四・一部改正、平一六規則三二・旧第十二条繰下・一部改正、平一七規則一四・旧第二十三条繰下)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十三年福島県規則第十五号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 この規則の施行の際現に旧規則第二条第三項の規定により交付されている受理書は、第一条の規定により交付された受理書とみなす。

福井県

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成十三年三月三十日
福井県規則第二十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則を公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成四年福井県規則第三十九号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)の施行については、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。)および廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第二条 法第八条第二項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第一号)によるものとする。

- 2 知事は、法第八条第一項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、または法第九条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証(様式第二号)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第三条 省令第四条の四第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第三号)によるものとする。

(特定一般廃棄物処理施設の状況等の報告)

第四条 省令第四条の十七の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第四号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第五条 省令第五条の三第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第五号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第六条 省令第五条の四の二第一項および省令第五条の九の二第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第六号)によるものとする。

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第七条 省令第五条の五第一項および省令第五条の十第一項の届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第七号)によるものとする。

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第八条 省令第五条の五の二第一項および省令第五条の十の二第一項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第八号)によるものとする。

(市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第九条 法第九条の三第一項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第九号)によりするものとする。

(平一八規則九・一部改正)

(市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第十条 省令第五条の八第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第十号)によるものとする。

(平一八規則九・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第十一条 省令第五条の十一第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書(様式第十一号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設に係る合併または分割の申請)

第十二条 省令第五条の十二第一項の申請書は、合併・分割認可申請書(様式第十二号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設に係る相続の届出)

第十三条 省令第六条第一項の届出書は、相続届出書(様式第十三号)によるものとする。

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)

第十四条 省令第十二条の七の七第一項の届出書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(様式第十四号)によりするものとする。

2 省令第十二条の七の七第四項の受理書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書(様式第十五号)によるものとする。

3 省令第十二条の七の七第五項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書(様式第十六号)によりするものとする。

(平一六規則二二・追加)

(廃棄物再生事業者の登録の申請等)

第十五条 政令第十七条第一項の申請書は、廃棄物再生事業者登録申請書(様式第十七号)によるものとする。

2 政令第十九条の登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書(様式第十八号。以下「登録証明書」という。)によるものとする。

3 政令第二十条の規定による届出は、廃棄物再生事業者登録事項変更届出書(様式第十九号)によりするものとする。

4 政令第二十一条の規定による届出は、廃棄物再生事業者事業場廃止(休止・再開)届出書(様式第二十号)によりするものとする。

(平一六規則二二・旧第十四条繰下・一部改正、平一六規則七五・一部改正)

(許可証等の再交付の申請等)

第十六条 法第八条第一項、第十四条第一項および第六項、第十四条の四第一項および第六項ならびに第十五条第一項の規定により許可を受けた者または法第二十条の二第一項の登録を受けた者(以下これらを「許可等を受けた者」という。)は、それぞれ交付された許可証または登録証明書(以下「許可証等」という。)を破り、汚し、もしくは失ったとき、または当該許可証等に掲げる届出事項を変更したときは、許可証等再交付申請書(様式第二十一号)に当該許可証等を添えて(許可証等を失ったときを除く。)、その再交付を申請することができる。

2 許可等を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに許可証等(第三号の場合にあっては、発見した許可証等)を知事に返納(事業の休止または停止の場合は、休止または停止の期間中の一時返納)しなければならない。

一 法第八条第一項、第十四条第一項および第六項、第十四条の四第一項および第六項ならびに第十五条第一項の許可(以下この号において「許可」という。)ならびに法第二十条の二第一項の登録を取り消されたとき、または許可が失効したとき。

二 許可または登録に係る事業または施設の全部を廃止または休止したとき。

三 許可に係る事業または施設使用の停止を命ぜられたとき。

四 前項の再交付を受けた場合において、失った許可証等を発見したとき。

(平一六規則二二・旧第十五条繰下・一部改正)

(許可等の更新の申請時期)

第十七条 前条第一項に規定する許可等を受けた者は、当該許可等の有効期間の満了の後引き続き当該許可等に係る業を行おうとするときは、当該許可等の有効期間が満了する一月前までに、当該許可等の更新の申請書を知事に提出しなければならない。

(平一六規則二二・旧第十六条繰下)

(提出書類の部数および経由)

第十八条 法、政令、省令およびこの規則の規定により提出する書類の部数は、正

本一部および副本一部(政令第五条の二に規定する一般廃棄物処理施設に係る法第八条第一項の許可および法第九条第一項の許可の申請ならびに政令第七条の二に規定する産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可および法第十五条の二の五の許可の申請にあつては、正本一部および副本十部)とし、[別表](#)の上欄に掲げる書類についてそれぞれ[同表](#)の下欄に掲げる保健所長を経由して知事に提出するものとする。

(平一六規則二二・旧第十七条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)の規定により提出されている申請書および届出書は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則第七条第二項の規定により交付された廃棄物再生事業者登録証明書は、新規則第十四条第二項の規定により交付された廃棄物再生事業者登録証明書とみなす。

附 則(平成一六年規則第二二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により提出されている申請書および届出書は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成一六年規則第七五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成一八年規則第九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年三月三日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 改正前の児童福祉法施行細則、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則、行旅病人、行旅死亡人およびその同伴者の救護ならびに取扱規則、福井県団体営土地改良事業補助金交付規則、福井県立自然公園条例施行規則、身体障害者福祉法施行細則、福井県県税犯則事件取締執行規則、災害救助法施行細則、福井県県税条例施行規則、知的障害者福祉法施行細則、老人福祉法施行細則、福井県屋外広告物条例施行規則、福井県訓練手当支給規則、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則、福井県消防賞じゅつ金および殉職者特別賞じゅつ金規則、福井県市町村振興資金貸付基金条例施行規則、土地改良法施行細則、福井県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則、福井県営土地改良事業換地清算事務取扱規則、福井県自然環境保全条例施行規則、母子及び寡婦福祉法施行細則、生活保護法施行細則、福井県ふるさと海浜公園の設置および管理に関する条例施行規則、福井県青少年愛護条例施行規則、福井県福祉のまちづくり条例施行規則、特定非営利活動促進法施行細則、福井県環境影響評価条例施行規則、介護保険法施行細則、福井県介護保険財政安定化基金条例施行規則、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則、福井県土採取規制条例施行規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則、福井県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則、およ

び福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例の規定に基づき安全安心センターの指定の手続および特定住宅団地等を定める規則に定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

千葉県

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(略)

(再生利用業の指定申請等)

第十一条 省令第九条第二号又は第十条の三第二号の規定による指定（以下「指定」という。）の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した再生利用業指定申請書（別記[第五号様式](#)）を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業の範囲
- 三 事務所及び事業場の所在地
- 四 再生利用の目的
- 五 再生利用の方法
- 六 取引関係
- 2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 事業計画の概要を記載した書類
 - 二 産業廃棄物の取引関係を記載した書類
 - 三 業務の委託関係を記載した書類
 - 四 生活環境保全上の対策を記載した書類
 - 五 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - 六 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、当該施設の使用する権原を有すること）を証する書類
 - 七 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 八 申請者が個人である場合には、住民票の写し
 - 九 申請者の履歴を記載した書類（法人にあつては、業務の経歴及び役員の履歴を記載した書類）
 - 十 その他知事が必要と認めるもの

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔昭和五五年規則二一号・六一年一八号・平成五年一三号・一七年二五号〕

(再生利用業の事業範囲の変更の認定申請等)

第十二条 再生利用指定業者（指定を受けた者をいう。以下同じ。）は、指定に係る再生利用業の事業の範囲の変更をしようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする者は、再生利用業変更認定申請書（別記[第六号様式](#)）に前条第二項に掲げる書類及び図面で、変更後のものを添付して行うものとする。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔昭和五五年規則二一号・六一年一八号・平成五年一三号〕

(指定の期限等)

第十三条 指定及び前条の認定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

追加〔平成五年規則一三号〕

(指定証の交付)

第十四条 知事は、指定をしたとき、又は第十二条第一項の規定による認定をしたときは、再生利用業指定証（別記[第七号様式](#)。以下「指定証」という。）を交付するものとする。

追加〔平成五年規則一三号〕

(再生利用業に係る変更の届出)

第十五条 再生利用指定業者は第十一条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について変更をしたときは、再生利用業変更届出書（別記[第八号様式](#)）により、当該変更の日から十日以内に知事に届け出るものとする。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔平成五年規則一三号〕
（再生利用業の廃止の届出）

第十六条 再生利用指定業者は、その産業廃棄物の再生利用の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、再生利用業廃止届出書（別記[第九号様式](#)）により、当該廃止の日から十日以内に知事に届けるものとする。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔平成五年規則一三号〕
（再生利用業の実績の報告）

第十七条 再生利用指定業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物の再生利用業に係る実績を別に定める様式により知事に報告しなければならない。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔平成五年規則一三号〕
（一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る設置の届出）

横浜市

○横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

平成 5 年 2 月 25 日
規則第 5 号

(略)

(再生利用個別指定業)

第 32 条 省令第 2 条第 2 号若しくは第 2 条の 3 第 2 号又は第 9 条第 2 号若しくは第 10 条の 3 第 2 号の指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(第 29 号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 省令第 2 条第 2 号若しくは第 2 条の 3 第 2 号又は第 9 条第 2 号若しくは第 10 条の 3 第 2 号の規定により指定を受けた者(以下「指定業者」という。)で、その事業範囲を変更しようとするものは、再生利用個別指定業変更指定申請書(第 30 号様式)を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前 2 項に規定する申請書を受理した場合において、再生利用個別指定業の指定又は事業範囲の変更の指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証(第 31 号様式)を申請者に交付するものとする。
 - 4 指定業者は、第 1 項及び第 2 項の申請書に記載した事項(事業範囲の変更を除く。)を変更したときは、変更した日から 10 日以内に、再生利用個別指定業申請事項変更届出書(第 32 号様式)を市長に提出しなければならない。
 - 5 市長は、前項の規定により受理した再生利用個別指定業申請事項変更届出書が再生利用個別指定業指定証の記載事項に係るものであるときは、新たな再生利用個別指定業指定証を届出者に交付するものとする。
 - 6 指定業者は、再生利用個別指定業指定証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なく、再生利用個別指定業指定証再交付申請書(第 33 号様式)を市長に提出して、再生利用個別指定業指定証の再交付を受けなければならない。
 - 7 指定業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から 10 日以内に、再生利用個別指定業廃止(変更)届出書(第 34 号様式)を市長に提出しなければならない。
 - 8 市長は、指定業者が省令第 2 条第 2 号若しくは第 2 条の 3 第 2 号又は第 9 条第 2 号若しくは第 10 条の 3 第 2 号に該当しなくなったときは、再生利用個別指定業指定取消通知書(第 35 号様式)により、指定を取り消すことができる。
 - 9 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、再生利用個別指定業指定証を市長に返還しなければならない。
 - (1) 指定を取り消されたとき。
 - (2) 指定業を廃止したとき。
 - (3) 第 2 項の規定による事業範囲の変更の指定又は第 4 項の規定による指定申請事項の変更に伴う指定証の交付を受けるとき。
- (平 5 規則 102・一部改正)

高知市

○高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(平成 16 年 2 月 1 日規則第 10 号)

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成 10 年規則第 67 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第 2 条 法第 8 条第 2 項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(第 1 号様式)によるものとする。

[\[第 1 号様式\]](#)

(一般廃棄物処理施設の設置等の許可)

第 3 条 市長は、法第 8 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は第 9 条第 1 項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設(設置・変更)許可証(第 2 号様式)を交付するものとする。

[\[第 9 条第 1 項\]](#) [\[第 2 号様式\]](#)

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第 4 条 省令第 4 条の 4 第 1 項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(第 3 号様式)によるものとする。

[\[第 3 号様式\]](#)

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査等)

第 5 条 市長は、法第 8 条の 2 第 5 項(法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により使用前の検査をし、法第 8 条第 2 項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めるときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第 6 条 省令第 5 条の 3 第 1 項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(第 4 号様式)によるものとする。

[\[第 4 号様式\]](#)

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第 7 条 省令第 5 条の 4 の 2 第 1 項及び第 5 条の 9 の 2 第 1 項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(第 5 号様式)によるものとする。

[\[第 5 号様式\]](#)

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第 8 条 省令第 5 条の 5 第 1 項及び第 5 条の 10 第 1 項に規定する届出書は、一般廃棄物の最終処分場埋立処分終了届出書(第 6 号様式)によるものとする。

[\[第 6 号様式\]](#)

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第9条 省令第5条の5の2第1項及び第5条の10の2第1項に規定する申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(第7号様式)によるものとする。

[\[第7号様式\]](#)

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第10条 市長は、法第9条第5項の規定により一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準命令」という。)第1条第3項に規定する技術上の基準に適合していることについて確認したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第11条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(第8号様式)により行うものとする。

[\[第8号様式\]](#)

(市の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第12条 第10条の規定は、市の設置に係る一般廃棄物の最終処分場について準用する。この場合において、同条中「法第9条第5項」とあるのは「法第9条の3第10項において読み替えて準用する法第9条第5項」と読み替えるものとする。

[\[第10条\]](#)

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第13条 省令第5条の8第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(第9号様式)によるものとする。

[\[第9号様式\]](#)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第14条 省令第5条の11第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(第10号様式)によるものとする。

[\[第10号様式\]](#)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可)

第15条 市長は、法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けを許可したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(合併又は分割の認可の申請)

第16条 省令第5条の12第1項に規定する申請書は、合併・分割認可申請書(第11号様式)によるものとする。

[\[第11号様式\]](#)

(合併又は分割の認可)

第17条 市長は、法第9条の6第1項の規定により許可施設設置者である法人の合併又は分割を認可したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(相続の届出)

第18条 省令第6条第1項に規定する届出書は、相続届出書(第12号様式)によるものとする。

[\[第12号様式\]](#)

(再生利用業の指定申請等)

第19条 省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は省令第9条第2号若しくは第10条の3第2号に規定する指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、再生利用業指定申請書(第13号様式)

式)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

[\[第13号様式\]](#)

(再生利用業の事業範囲の変更の認定申請等)

第20条 指定を受けた者(以下「再生利用指定業者」という。)は、指定に係る事業の範囲の変更をしようとするときは、市長の認定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする者は、再生利用業変更認定申請書(第14号様式)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

[\[第14号様式\]](#)

(指定の期限等)

第21条 指定及び前条第1項の認定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(指定証の交付)

第22条 市長は、指定をし、又は第20条第1項の規定による認定をしたときは、再生利用業指定証(第15号様式。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

[\[第20条第1項\]](#) [\[第15号様式\]](#)

(再生利用業に係る変更の届出)

第23条 再生利用指定業者は、第19条の規定による申請の内容(事業の範囲を除く。)に変更が生じたときは、速やかに再生利用業変更届出書(第16号様式)により市長に届け出なければならない。

[\[第19条\]](#) [\[第16号様式\]](#)

(再生利用業の廃止の届出)

第24条 再生利用指定業者は、その産業廃棄物の再生利用の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、速やかに再生利用業廃止届出書(第17号様式)により市長に届け出なければならない。

[\[第17号様式\]](#)

(産業廃棄物処理施設に係る準用規定)

第25条 第5条、第10条及び第15条の規定は、産業廃棄物処理施設について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に定める字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第5条 第8条の2第5項 第15条の2第5項

第9条第2項 第15条の2の4第2項

第8条第2項 第15条第2項

第10条第9条第5項 第15条の2の4第3項において読み替えて準用する法第9条第5項

第1条第3項 第2条第3項

第15条第9条の5第1項 第15条の4において読み替えて準用する法第9条の5第1項

[\[第5条\]](#) [\[第10条\]](#) [\[第15条\]](#)

(埋立終了の最終処分場に係る届出台帳の閲覧等)

第26条 法第19条の10第1項に規定する最終処分場の台帳は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳(第18号様式)によるものとする。

[\[第18号様式\]](#)

2 法第 19 条の 10 第 3 項の規定による閲覧の請求は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書(第 19 号様式)により行うものとする。

[第 19 号様式]

(許可証等の書換えによる交付等)

第 27 条 一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証, 指定証, 産業廃棄物収集運搬業許可証(省令様式第 7 号), 産業廃棄物処分業許可証(省令様式第 9 号), 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証(省令様式第 13 号), 特別管理産業廃棄物処分業許可証(省令様式第 15 号)又は産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証(省令様式第 20 号)(以下「許可証等」という。)の交付を受けた者は, 次の各号のいずれかに該当し, かつ, 当該許可証等の記載事項に変更が生じたときは, 当該許可証等を市長に返納しなければならない。

(1) 法第 14 条の 2 第 3 項又は第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 3 項の規定による届出(事業の全部の廃止に係るものを除く。)をしたとき。

(2) 法第 9 条第 3 項(法第 15 条の 2 の 4 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により氏名又は住所(法人にあっては, その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更に係る届出をしたとき。

(3) 第 23 条の規定による届出をしたとき。

[第 23 条]

(4) 第 24 条の規定により事業の一部の廃止に係る届出をしたとき。

[第 24 条]

2 市長は, 前項の規定による返納を受けたときは, 当該変更に係る記載事項を書き換えた許可証等を当該返納した者に交付するものとする。

(許可証等の返納)

第 28 条 許可証等の交付を受けた者は, 次の各号のいずれかに該当したときは, 当該許可証等を市長に返納しなければならない。

(1) 法第 9 条第 3 項(法第 15 条の 2 の 4 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出をしたとき。

(2) 法第 9 条の 2 第 1 項又は法第 15 条の 3 の規定による許可の取消しがあったとき。

(3) 法第 14 条第 2 項若しくは第 5 項又は法第 14 条の 4 第 2 項若しくは第 5 項の規定により許可が効力を失ったとき。

(4) 法第 14 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 3 項又は法第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 3 項の規定による事業の全部の廃止の届出をしたとき。

(5) 法第 14 条の 3(法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しがあったとき。

(6) 第 21 条に規定する期限の到来により指定の効力を失ったとき。

[第 21 条]

2 許可証等の交付を受けた者は, 次の各号のいずれかに該当したときは, 変更前の許可証等を市長に返納しなければならない。

(1) 法第 9 条第 1 項, 第 14 条の 2 第 1 項, 第 14 条の 5 第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 4 第 1 項の規定による変更の許可を受け, かつ, 第 3 条の規定による一般廃棄物処理施設の設置(変更)許可証の交付を受け, 又は省令第 10 条の 2, 第 10 条の 6, 第 10 条の 14, 第 10 条の 18 若しくは第 12 条の 5 の規定による許可証の交付を受けたとき。

[第3条]

(2) 第20条第1項の規定による認定に係る指定証の交付を受けたとき。

[第20条第1項]

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)

第29条 法第15条の2の4の規定により産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を行おうとする者は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(第20号様式)により市長に届け出なければならない。

[第20号様式]

2 市長は、前項の届出を受理したときは、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書(第21号様式)を当該届出をした者に交付するものとする。

[第21号様式]

3 第1項の届出事項に変更等があったときは、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書(第22号様式)により市長に届け出なければならない。

[第22号様式]

(提出書類等の部数)

第30条 法、省令及びこの規則により市長に提出する書類及び図面の部数は、正副2通とする。

(その他)

第31条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

長崎市

○長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則

平成 6 年 5 月 31 日
規則第 42 号

(略)

(一般廃棄物処理施設の許可証の交付)

第 20 条 市長は、法第 8 条第 1 項又は法第 9 条第 1 項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証(第 27 号様式)を交付するものとする。(平 13 規則 60・追加、平 13 規則 87・旧第 19 条繰下)

(許可証の再交付)

第 21 条 第 18 条の規定による許可証の交付を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。)第 10 条の 2、第 10 条の 6、第 10 条の 14 若しくは第 10 条の 18 の規定による許可証の交付を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)又は第 20 条若しくは省令第 12 条の 5 の規定による許可証の交付を受けた者(以下「施設設置者」という。)は、当該交付を受けた許可証を汚損し、き損し、又は亡失したときは、許可証再交付申請書(第 28 号様式)を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。この場合において、許可証を汚損し、又はき損したときの許可証の再交付の申請をしようとする者は、当該許可証を添えなければならない。

(平 10 規則 43・旧第 15 条繰下・一部改正、平 12 規則 65・旧第 19 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 18 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 20 条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理業の廃止等の届出)

第 22 条 一般廃棄物処理業者は、法第 7 条の 2 第 3 項の規定により一般廃棄物処理業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他省令第 2 条の 6 第 1 項に定める事項を変更したときは、一般廃棄物処理業／廃止／変更／届出書(第 29 号様式)を市長に提出しなければならない。

(平 10 規則 43・旧第 16 条繰下・一部改正、平 12 規則 65・旧第 20 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 19 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 21 条繰下)

(許可証の返還)

第 23 条 一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者及び施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の期間が経過したとき。
 - (2) 一般廃棄物処理業者若しくは産業廃棄物処理業者が事業の全部を廃止したとき、又は施設設置者が処理施設を廃止したとき。
 - (3) 法第 7 条の 2 第 1 項、法第 9 条第 1 項、法第 14 条の 2 第 1 項、法第 14 条の 5 第 1 項又は法第 15 条の 2 の 5 第 1 項に規定する変更の許可に係る許可証の交付を受けたとき。
 - (4) 許可を取り消されたとき。
 - (5) 許可証を亡失したことにより第 21 条の規定による許可証の再交付を受けた一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者又は施設設置者が亡失した許可証を発見したとき。
- 2 一般廃棄物処理業者若しくは産業廃棄物処理業者が事業の停止を命ぜられたとき、又は施設設置者が処理施設の停止を命ぜられたときは、その期間中許可証を市長に返還しなければならない。

(平 10 規則 43・旧第 18 条繰下、平 11 規則 65・一部改正、平 12 規則 65・旧第 22 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 20 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 22 条繰下・一部改正、平 16 規則 7・一部改正)

(再生利用業の指定の申請等)

第 24 条 省令第 2 条第 2 号、省令第 2 条の 3 第 2 号、省令第 9 条第 2 号及び省令第 10 条の 3 第 2 号に規定する指定(以下「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(第 30 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証(第 31 号様式。以下「指定証」という。)を交付するものとする。この場合において、市長は、前項の指定に期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

3 指定証の交付を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)が、再生利用個別指定の事業の範囲の変更をしようとするとき(事業の一部の廃止であるときを除く。)は、市長に当該指定の範囲の変更の指定の申請をしなければならない。

4 前項の申請は、再生利用個別指定業変更指定申請書(第 32 号様式)により行うものとする。

5 第 2 項の規定は、第 3 項の事業の範囲の変更の指定について準用する。

(平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 23 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 21 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 23 条繰下)

(再生利用業の指定の基準)

第 25 条 前条第 1 項又は第 3 項に規定する指定を行う場合の基準は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 再生輸送(再生利用の目的となる廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。)を業として行う場合

ア 再生利用されることが確実な廃棄物(以下「再生対象廃棄物」という。)の排出事業者からその運搬の委託を直接受ける者であること。

イ 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分に応じ、省令第 2 条の 2 又は省令第 10 条に規定する基準に適合するものであること。

ウ 排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領する等再生輸送が営利を目的としないものであること。

エ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。

オ 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

(2) 再生活用(再生利用の目的となる廃棄物の処分を行うことをいう。以下同じ。)を業として行う場合

ア 再生対象廃棄物の排出事業者からその処分の委託を直接受ける者であること。

イ 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分に応じ、省令第 2 条の 4 又は省令第 10 条の 5 に規定する基準に適合するものであること。

ウ 引き取られた再生対象廃棄物の大部分が再生の用に供されること。

エ 排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領する等再生活用が営利を目的としないものであること。

オ 再生活用の過程において生じる廃棄物の処理を適切に遂行できること。

カ 排出事業者との間で再生対象廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。

キ 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。

ク 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

(平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 24 条繰上、平 13 規則 60・旧第 22 条繰下、平 13 規則 87・旧第 24 条繰下、平 16 規則 7・一部改正)

(再生利用業の廃止の届出等)

第 26 条 再生利用個別指定業者が、その廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、再生利用個別指定業廃止届出書(第 33 号様式)に指定証を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、事業の範囲の一部の廃止の届出があつたときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 25 条繰上、平 13 規則 60・旧第 23 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 25 条繰下)

(再生利用業に係る変更の届出等)

第 27 条 再生利用個別指定業者は、再生利用業に係る次に掲げる事項の変更をしたときは、再生利用個別指定業変更届出書(第 34 号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係

2 前項の場合において、指定証の書き換えを必要とするときは、市長は、指定証を書き換えて交付するものとする。

(平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 26 条繰上、平 13 規則 60・旧第 24 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 26 条繰下)

(指定証の再交付)

第 28 条 再生利用個別指定業者は、指定証を汚損し、き損し、又は亡失したときは、再生利用個別指定証再交付申請書(第 35 号様式)を市長に提出し、指定証の再交付を受けなければならない。この場合において、指定証を汚損し、又はき損したときの指定証の再交付をしようとする者は、当該指定証を添えなければならない。

(平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 27 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 25 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 27 条繰下)

(再生利用業の指定の取消し等)

第 29 条 市長は、再生利用個別指定業者が法又はこの規則に違反する行為をしたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 28 条繰上、平 13 規則 60・旧第 26 条繰下、平 13 規則 87・旧第 28 条繰下)

(指定証の返還)

第 30 条 再生利用個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 第 24 条第 5 項の規定により変更の指定を受けたとき。
- (2) 指定を取り消されたとき。
- (3) 指定証を亡失したことにより第 28 条の規定による指定証の再交付を受けた再生利用個別指定業者が、亡失した指定証を発見したとき。

(平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 29 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 27 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 29 条繰下・一部改正)

(報告)

第 31 条 一般廃棄物処理業者は、毎月の実績を記載し、翌月の 10 日までに、一般廃棄物収集運搬業務実績報告書(第 36 号様式)又は一般廃棄物処分業務実績報告書(第 37 号様式)を市長に提出しなければならない。

(平 10 規則 43・旧第 19 条繰下・一部改正、平 11 規則 65・旧第 23 条繰下・一部改正、平 12 規則 65・旧第 30 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 28 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 30 条繰下)

(身分証明書の携帯)

第 32 条 一般廃棄物処理手数料の徴収に従事する職員は、一般廃棄物処理手数料徴収員証(第 38 号様式)を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平 10 規則 43・旧第 20 条繰下、平 11 規則 65・旧第 24 条繰下・一部改正、平 12 規則 65・旧第 31 条繰上、平 13 規則 60・旧第 29 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 31 条繰下)

(委任)

第 33 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平 10 規則 43・旧第 21 条繰下、平 11 規則 65・旧第 25 条繰下、平 12 規則 65・旧第 32 条繰上、平 13 規則 60・旧第 30 条繰下、平 13 規則 87・旧第 32 条繰下)

資料 4 再生利用指定制度に係る関係法令・通知等

法第 14 条第 1 項（産業廃棄物処理業）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第 14 条の 3 の 3 まで、第 15 条の 4 の 2 及び第 15 条の 4 の 3 第 3 項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

施行規則第 9 条（産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

法第 14 条第 1 項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

（略）

- 2 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて都道府県知事の指定を受けたもの

（略）

施行規則第 10 条の 3（産業廃棄物処分業の許可を要しない者）

法第 14 条第 6 項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

（略）

- 2 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であつて当該都道府県知事の指定を受けたもの

（略）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条第 2 号及び第 10 条の 3 第 2 号に基づく再生利用業者の指定制度について」（平成 6 年 4 月 1 日、衛産第 42 号、最近改正平成 11 年 3 月 15 日）

標記再生利用業者の指定制度については、既に昭和 53 年 3 月 24 日付け環産第 9 号水道環境部参事官（産業廃棄物対策室）通知により指示されているところであるが、平成 4 年 7 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一

部を改正する法律(平成3年法律第95号)が施行され、それに伴い同法施行令及び同法施行規則も全面的に改正されたことを踏まえ、今般、標記について新たに通知するので、今後はこれに従って再生利用業者の指定事務の円滑な運用を図りたい。

なお、上記昭和53年3月24日付け環産第9号は廃止するが、同通知に従い本日(平成6年4月1日)より前に行われた指定については、なお有効であることに留意されたい。

記

第1 指定制度の趣旨及びその内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく指定(以下「指定」という。)は、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長。以下同じ。)が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とするものであり、これによりこれらの産業廃棄物の再生利用を容易に行えるようにするものであること。

なお、排出事業者等が指定に係る産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の委託基準が適用されるなど、都道府県知事の指定により法の規制の適用が除外されるものではないことに留意されたいこと。

第2 指定の対象

指定は、再生利用されることが確実である産業廃棄物を特定した上で行われるものであるが、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」(法第14条第1項ただし書及び第4項ただし書)、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む。)、あきびん類及び古繊維については、当該指定に係る産業廃棄物から除外されること。

第3 指定の種類

指定には、以下のように「個別指定」及び「一般指定」の2種類があること。

1 個別指定

個別指定は、指定を受けようとする者の申請に基づいて行われるものであること。指定の審査の結果、第4に示す基準に適合していると認めるときは、再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、その再生輸送(再生利用のために産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。)を業として行う者を「再生輸送業者」として、また、その再生活用(再生利用のために産業廃棄物の処分を行うことをいう。以下同じ。)を業として行う者を「再生活用業者」として指定し、再生利用個別指定業者指定証を交付すること。

2 一般指定

一般指定とは、都道府県(保健所設置市にあっては、当該市。以下同じ。)内において同一形態の取引が多数存在する場合等について、指定を受けようとする者の申請によらず、都道府県が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、当該産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う者を一般的に指定するものであるが、この一般指定には、都道府県知事の判断において独自に指定する場合のほか、厚生省の指示に基づき都道府県知事が指定する場合もあること。

なお、都道府県知事の判断において独自に指定する場合には、指定を受けた個々の業者の状況が把握できないといったことのないよう、業者団体等が当該産業廃棄物の再生利用を推進するための体制等を整備している場合に限り、当該業者団体等の同意を得た上で、その団体構成員等を一般的に指定すること。

第4 個別指定の基準

指定は、法に基づく産業廃棄物処理業の許可制度の例外となるものであることから、都道府県知事が審査を行い、再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物(以下「対象産業廃棄物」という。)について、次の要件を満たしている場合であつて、産業廃棄物処理業の許可を不要とすることが必要であり、かつ、適当であると判断される場合に限って、行われるものであること。

1 再生輸送業者

対象産業廃棄物の再生輸送を業として行おうとする者に対する個別指定の基準は、次のとおりとすること。

- ①対象産業廃棄物の排出事業者のみからその運搬の委託を受けることとされていること。したがって、対象産業廃棄物の運搬の再委託を受けることはないこと。
- ②再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が規則第10条各号に掲げる基準に適合するものであること。ただし、再生輸送を業として行おうとする者が再生輸送を的確に遂行するに足る知識及び技能を有すると都道府県知事が認めるときは、同条第2号イに掲げる要件に適合する者とみなすこと。
- ③排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生輸送が営利を目的としないものであること。
- ④再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。
- ⑤申請者が法第7条第3項第4号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

2 再生活用業者

対象産業廃棄物の再生活用を業として行おうとする者に対する個別指定の基準は、次のとおりとすること。

- ①対象産業廃棄物の排出事業者のみからその処分の委託を受けることとされていること。したがって、対象産業廃棄物の処分の再委託を受けることはないこと。
- ②再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が規則第 10 条の 5 各号に掲げる基準に適合するものであること。ただし、再生活用を業として行おうとする者が再生活用を的確に遂行するに足りる知識及び技能を有すると都道府県知事が認めるときは、同条第 1 号ロ (1) 又は同条第 2 号ロ (1) に掲げる要件に適合する者とみなすこと。
- ③排出事業者から引き取られた対象産業廃棄物はその大部分が再生の用に供されること。
- ④排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生活用が営利を目的としないものであること。
- ⑤再生活用の過程において生ずる産業廃棄物の処理を適切に遂行できること。
- ⑥排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
- ⑦申請者が法第 7 条第 3 項第 4 号イからチまでのいずれにも該当しないこと。
- ⑧再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。

第 5 個別指定の手続

個別指定に関する申請書、指定書、事業の範囲の変更の申請、事業の廃止の届出等については、別紙に掲げる準則を参考にして都道府県の規則を定めること。

第 6 指定を受けた者の責務等

- 1 都道府県知事の個別指定を受けた者又は一般指定に係る業者団体等(第 3 の 2 の同意を得た業者団体等)は、指定に係る産業廃棄物(以下「指定産業廃棄物」という。)の処理計画、処理状況等について、毎事業年度開始前に事業計画書を、また、毎事業年度終了後 3 月以内に事業報告書を、それぞれ都道府県知事に対し提出しなければならないこと。
- 2 再生輸送業者は運搬車その他の運搬施設に、また、再生活用業者は処理施設に、当該指定を受けたことを示す表示を行うこと。
- 3 再生輸送業者としての指定を受けた者は指定産業廃棄物の収集若しくは運搬を業とする者として、また、再生活用業者としての指定を受けた者は指定産業廃棄物の処分を業とする者として、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 6 条の 2 第 1 号に規定する他人の産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者に該当すること。
- 4 指定を受けた者は、法第 18 条に規定する報告徴収及び第 19 条に規定する立入検査の規定が適用されること。

第7 指定の取消し

都道府県知事は、個別指定を受けた再生利用業者が第4に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき又は個別指定若しくは一般指定を受けた再生利用業者が第6-1若しくは2の責務等を遵守していないと認めるときは、当該指定を取り消すことができること。

第8 経過措置

この通知が発出された日において現に一般指定の適用のある者が業者団体等に属している場合であって、当該業者団体等が指定産業廃棄物の再生利用を推進していないと認めるときは、当該業者団体等に対し、早急にその再生利用を推進するための体制等を整備するよう指導に努められたいこと。また、その者がいずれの業者団体等にも加入していない場合等にあつては、指定産業廃棄物の再生利用を推進するための組織への加入を適宜指導されたいこと。

別紙

再生利用個別指定業者に関する準則

(目的)

第1条

この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第9条第2号及び第10条の2第2号の規定に基づき、再生利用業者の個別の指定について必要な事項を定めることを目的とする。

(再生利用業の指定の申請等)

第2条

- 1 省令第9条第2号及び第10条の2第2号に規定する再生利用業の個別の指定（以下「再生利用個別指定」という。）を受けようとする者は、知事に対し再生利用個別指定業指定申請書（別記第1号様式）による再生利用業の指定の申請を行わなければならない。
- 2 知事は、前項の申請に基づき省令第9条第2号及び第10条の2第2号の規定による指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証（別記第2号様式。以下「指定証」という。）を交付するものとする。

- 3 再生利用個別指定を受けた者（以下「再生利用個別指定業者」という。）が、その産業廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲の変更をしようとするときは、知事に対し当該指定の範囲の変更の申請をしなければならない。ただし、その変更が業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 4 前項の申請は、再生利用個別指定業変更指定申請書（別記第3号様式）によって行わなければならない。
- 5 第2項は、第3項に規定する事業の範囲の変更の指定について準用する。

（再生利用業の廃止の届出等）

第3条

- 1 再生利用個別指定業者がその産業廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲の全部若しくは一部を廃止するときは、再生利用個別指定業廃止届出書（別記第4号様式）に指定証を添えて届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出が業の一部の廃止である場合は、指定証を書き換えて交付するものとする。

（再生利用業に係る変更の届出等）

第4条

- 1 再生利用個別指定業者の再生利用業に係る次に掲げる事項の変更は、再生利用個別指定業変更届出書（別記第5号様式）によつて届け出なければならない。
 - 1 住所
 - 2 氏名又は名称
 - 3 事務所及び事業場の所在地
 - 4 再生利用の目的
 - 5 再生利用の方法
 - 6 取引関係
- 2 知事は、前項の届出により指定証の書き換えを必要とする場合は、指定証を書き換えて交付するものとする。

（指定証の再交付申請等）

第5条

- 1 再生利用個別指定業者は、指定証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、再生利用個別指定証再交付申請書（別記第6号様式）に、き損し、又は汚損した指定証を添付して、その再交付を申請することができる。
- 2 再生利用個別指定業者は、指定証の再交付を受けた後、亡失した指定証を発見したときは直ちに知事に、これを返納しなければならない。

(指定証の返納)

再生利用個別指定業者は、指定を取り消されたとき、又は第2条第3項に規定する変更の指定を受けたときは、失効した指定証を直ちに知事に返納しなければならない。

〇〇県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 印

再生利用個別指定業指定申請書

〇〇県〇〇規則第2条第1項の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定業を次のとおり申請します。

事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事業所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類の、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要	
取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用により得られる有用物の利用方法	
事業開始予定年月日		

担当者名	
連絡先	電話

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 取引関係を記載した書類
- 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 6 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又はそれに代わる書類

第2号様式

番 号

再生利用個別指定業指定証

住 所
氏名又は名称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第9条第2号及び第10条の2第2号の規定により、次のとおり再生利用個別指定業の指定を受けたものであることを証明する。

年 月 日

〇〇県知事〇〇

印

記

- 1 指定年月日
- 2 指定番号
- 3 事業の範囲
 - (1) 再生活用及び再生輸送の別
 - (2) 取り扱う産業廃棄物の種類
- 4 再生利用の方法
- 5 取引関係

第3号様式

年 月 日

〇〇県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 印

再生利用個別指定業変更指定申請書

〇〇県〇〇規則第2条第3項の規定により、再生利用個別指定業の事業の範囲の変更の指定を次のとおり申請します。

指定年月日			
指定番号			
変更の内容	再生活用及び再生輸送の別	変更前	
		変更後	
	取り扱う産業廃棄物の種類	変更前	
		変更後	
変更の理由			
変更に係る再生利用の方法			
変更に係る取引関係			
変更予定年月日			

担当者名	
連絡先	電話

添付書類
(第1号様式と同一、略)

第4号様式

年 月 日

知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては
その代表者の氏名 印

再生利用個別指定業廃止届出書

〇〇県〇〇規則第3条第1項の規定により、再生利用個別指定業の(全部・一部)の廃止について、次のとおり届け出ます。

指定年月日	
指定番号	
(全部・一部)の廃止年月日	
廃止した事業の範囲	

第5号様式

年 月 日

知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては
その代表者の氏名 印

再生利用個別指定業廃止届出書

〇〇県〇〇規則第4条第1項の規定により、再生利用個別指定業の変更について、次のとおり届け出ます。

指定年月日		
指定番号		
変更年月日		
変更事項	変更前	変更後
住所		
氏名又は名称		
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法		
取引関係		

第6号様式

年 月 日

〇〇県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 印

再生利用個別指定業指定証再交付申請書

〇〇県〇〇規則第5条第1項の規定により、再生利用個別指定業指定証の再交付について、次のとおり申請します。

指定年月日		
指定番号		
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
再交付申請の理由		

平成 17 年通知

環廃産発第050725002号
平成 17 年 7 月 25 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について

工作物の建設工事に伴って大量に排出される産業廃棄物たる建設汚泥（「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成 13 年 6 月 1 日付け環廃産発第 276 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）で規定する建設汚泥をいう。以下同じ。）に中間処理を加えた後の物（ばいじん等他の廃棄物を混入している物は含まない。以下「建設汚泥処理物」という。）については、土地造成や土壌改良に用いる建設資材と称して不法投棄されたり、「土砂」と偽装されて残土処分場等に持ち込まれる事例が多発している。

建設汚泥処理物（※1）については、建設汚泥に人為的に脱水・凝集固化等の中間処理を加えたものであることから、中間処理の内容によっては性状等が必ずしも一定でなく、飛散・流出又は崩落の恐れがあることに加え、有害物質を含有する場合や、高いアルカリ性を有し周辺水域へ影響を与える場合もある等、不要となった際に占有者の自由な処分に任せると不適正に放置等され、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある。そのため、建設汚泥処理物であって不要物に該当するものは廃棄物として適切な管理の下におくことが必要である。その一方で、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない適正な再生利用については、積極的に推進される必要がある。

そこで、循環型社会形成推進のため、また、「規制改革・民間開放推進 3 年計画（改訂）」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）を受け、建設汚泥処理物について廃棄物に該当するかどうかを判断する際の基礎となる指針を以下のとおり示す。

※1 建設汚泥処理物の例

- ・建設汚泥にセメント等の固化剤を混練し、流動性を有する状態で安定化させたもの
- ・建設汚泥に石灰等の固化剤や添加剤を加え脱水させたもの
- ・建設汚泥を脱水・乾燥させたもの

記

第一 建設汚泥処理物の廃棄物該当性判断に係る基本的考え方

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

特に建設汚泥処理物については、建設資材として用いられる場合であっても、用途（盛土、裏込め、堤防等）ごとに当該用途に適した性状は異なること、競合する材料である土砂に対して現状では市場における競争力がないこと等から、あらかじめその具体的な用途が定まっておらず再生利用先が確保されていない場合は、結局は不要物として処分される可能性が極めて高いため、その客観的な性状だけからただちに有価物（廃棄物に該当しないものをいう。以下同じ。）と判断することはできない。また、現状において建設汚泥処理物の市場が非常に狭いものであるから、建設汚泥処理物が有償譲渡される場合であってもそれが経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要であり、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもってただちに有価物と判断することも妥当とは言えない。これらのことから、各種判断要素を総合的に勘案して廃棄物であるか否かを判断することが必要である。

なお、建設汚泥又は建設汚泥処理物に土砂を混入し、土砂と称して埋立処分する事例が見受けられるところであるが、当該物は自然物たる土砂とは異なるものであり、廃棄物と土砂の混合物として取り扱われたい。

第二 総合判断に当たっての各種判断要素の基準

具体の事例においては、以下の一から五までの判断要素（以下「有価物判断要素」という。）を検討し、それらを総合的に勘案して判断することによって、当該建設汚泥処理物が廃棄物に該当するか、あるいは有価物かを判断されたい。

また、建設汚泥処理物の廃棄物該当性（又は有価物該当性）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規制の対象となる行為ごとにその着手時点において判断することとなる。例えば、無許可処理業に該当するか否かを判断する際には、その業者が当該処理（収集運搬、中間処理、最終処分ごと）に係る行為に着手した時点であり、不法投棄に該当するか否かを判断する際には、投棄行為に着手した時点となる。したがって、例えば不法投棄が疑われる埋立処分行為がなされた後に、当該建設汚泥処理物の性状等が変化した場合であっても、当該埋立処分行為がなされた時点での状況から廃棄物該当性を判断することが必要である。

一 物の性状について

当該建設汚泥処理物が再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ飛散・流出、悪臭の発生などの生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないものであること。当該建設汚泥処理物がこの基準を満たさない場合には、通常このことのみをもって廃棄物に該当するものと解して差し支えない。

実際の判断に当たっては、当該建設汚泥処理物の品質及び再生利用の実績に基づき、当該建設汚泥処理物が土壌の汚染に係る環境基準、「建設汚泥再生利用技術基準（案）」（平成11年3月29日付け建設省技調発第71号建設大臣官房技術調査室長通達）に示される用途別の品質及び仕様書等で規定された要求品質に適合していること、このような品質を安定的かつ継続的に満足するために必要な処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていること等を確認する必要がある。

二 排出の状況

当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであること。

実際の判断に当たっては、搬出記録と設計図書の記載が整合していること、搬出前の保管が適正に行われていること、搬出に際し品質検査が定期的に行われ、かつその検査結果が上記一の「物の性状」において要求される品質に適合していること、又は搬出の際の品質管理体制が確保されていること等を確認する必要がある。

三 通常 of 取扱い形態

当該建設汚泥処理物について建設資材としての市場が形成されていること。なお、現状において、建設汚泥処理物は、特別な処理や加工を行った場合を除き、通常の脱水、乾燥、固化等の処理を行っただけでは、一般的に競合材料である土砂に対して市場における競争力がないこと等から、建設資材としての広範な需要が認められる状況にはない。

実際の判断に当たっては、建設資材としての市場が一般に認められる利用方法(※2)以外の場合にあつては、下記四の「取引価値の有無」の観点から当該利用方法に特段の合理性があることを確認する必要がある。

※2 建設資材としての市場が一般に認められる建設汚泥処理物の利用方法の例

- ・焼成処理や高度安定処理した上で、強度の高い礫状・粒状の固形物を粒径調整しドレーン材として用いる場合
- ・焼成処理や高度安定処理した上で、強度の高い礫状・粒状の固形物を粒径調整し路盤材として利用する場合
- ・スラリー化安定処理した上で、流動化処理工法等に用いる場合
- ・焼成処理した上で、レンガやブロック等に加工し造園等に用いる場合

四 取引価値の有無

当該建設汚泥処理物が当事者間で有償譲渡されており、当該取引に客観的合理性があること。

実際の判断に当たっては、有償譲渡契約や特定の有償譲渡の事実をもってただちに有価物であると判断するのではなく、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要である。

また、建設資材として利用する工事に係る計画について、工事の発注者又は施工者から示される設計図書、確認書等により確認するとともに、当該工事が遵守あるいは準拠しようとする、又は遵守あるいは準拠したとされる施工指針や共通仕様書等から、当該建設汚泥処理物の品質、数量等が当該工事の仕様に適合したものであり、かつ構造的に安定した工事が実施される、又は実施されたことを確認することも必要である。

五 占有者の意思

占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡しようとする、客観的要素からみ

て社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思があること。したがって、占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではない。

実際の判断に当たっては、上記一から四までの各有価物判断要素の基準に照らし、適正な再生利用を行おうとする客観的な意思があるとは判断されない、又は主に廃棄物の脱法的な処分を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず廃棄物に該当するものと判断される。

第三 自ら利用について

自ら利用についても、第二で規定する各有価物判断要素を総合的に勘案して廃棄物該当性を判断する必要がある。

ただし、建設工事から発生した土砂や汚泥を、適正に利用できる品質にした上で、排出事業者が当該工事現場又は当該排出事業者の複数の工事間において再度建設資材として利用することは従来から行われてきたところであり、このように排出事業者が生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない形態で、建設資材として客観的価値が認められる建設汚泥処理物を建設資材として確実に再生利用に供することは、必ずしも他人に有償譲渡できるものでなくとも、自ら利用に該当するものである。

排出事業者の自ら利用についての実際の判断に当たっては、第二で規定する各有価物判断要素の基準に照らして行うこと。ただし、通常の見取り形態については、必ずしも市場の形成まで求められるものでなく、上述の建設資材としての適正な利用が一般に認められることについて確認すること。また、取引価値（利用価値）の有無については第二の四の後段部分を参照すること。

なお、建設汚泥の中間処理業者が自ら利用する場合については、排出事業者が自ら利用する場合とは異なり、当該建設汚泥処理物が他人に有償譲渡できるものであるか否かにつき判断されたい。

第四 その他の留意事項

一 実際の利用形態の確認

建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断については、建設資材等と称する建設汚泥処理物の不適正処理が多発している現状にかんがみ、当初の計画時は有価物に該当するとされたものであったとしても、実際の工事において必要以上の建設汚泥処理物を投入したり、計画に反する品質の建設汚泥処理物や施工方法が用いられたり、工事終了後、計画と異なる用途に用いられたりするような場合には、これらのことにつき合理的な理由が認められない限り、実際には当初から主に不要物の脱法的な埋立処分を目的としたものであったと考えられ、当該建設汚泥処理物は当初から廃棄物であったものと判断される。そのため都道府県（保健所を設置する市にあっては市。以下同じ。）においては、必要に応じ法第18条第1項に規定する報告徴収又は法第19条第1項に規定する立入検査（以下「報告徴収等」という。）を実施し、当初の計画が確実に実施されていることを確認する必要がある。

また、都道府県にあらかじめ相談することなく事業を行い、その結果として建設汚泥処理物を廃棄物として不適正に処理した疑いがある事案においては、報告徴収等を通じた現場の状況の確認及び当該建設汚泥処理物の採取・分析、関係資料の収集並びに関係

者からの事実確認等を行い、第二で規定する各有価物判断要素の基準に基づき厳正に廃棄物該当性を判断されたい。

二 建設汚泥の再生利用に係る環境大臣による認定制度及び都道府県知事による指定制度

法第15条の4の2の規定による環境大臣の認定を受けた者が、当該認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、工事に係る計画等から、当該建設汚泥処理物について、客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され、かつ、これらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることから、当該建設汚泥処理物はその再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値（自ら利用する場合には利用価値）を有するものとして取り扱うことが可能である。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号及び第10条の3第2号の規定による都道府県知事又は保健所設置市市長による建設汚泥の再生利用に係る指定制度（以下「指定制度」という。）において、環境大臣の認定制度と同等の判断基準等が採用されている場合には、当該指定制度の下で再生された建設汚泥処理物について同様の取扱いをして差し支えない。

三 都道府県知事による指定制度に係る通知の発出

上記二の要件を満たす指定制度については、本通知の趣旨を踏まえ、追って新たにその運用について通知する予定である。

平成 18 年通知

環産産発第060704001号

平成 18 年 7 月 4 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について

建設汚泥（「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成13年6月1日付け環産産発第276号本職通知）の2. 3（7）で規定する建設汚泥をいう。以下同じ。）に中間処理を加えた後の物（ばいじん等他の廃棄物を混入している物は含まない。以下「建設汚泥処理物」という。）の廃棄物該当性の判断については、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（平成17年7月25日付け環産産第050725002号本職通知。以下「指針」という。）によりその考え方を示したところである。

当該指針については、建設汚泥処理物が土地造成や土壌改良に用いる建設資材と称して不法投棄されたり、「土砂」と偽装されて残土処分場等に持ち込まれる事例などが多発していることから、建設汚泥処理物について廃棄物に該当するかどうかを判断する際の基礎として示したものであり、当該指針による適切な取扱いをお願いしているところである。

一方、当該指針では、建設汚泥の再生利用について、都道府県知事又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条に規定する市の長（以下「都道府県知事等」という。）が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用に係る指定制度（以下「指定制度」という。）を利用する場合には、都道府県知事等が当該指定にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の8及び第15条の4の2による環境大臣の再生利用認定制度と同等の判断基準に沿って指定を行う場合には、当該建設汚泥処理物は再生利用されることが確実であるため、再生利用に供される場所へ搬入された時点において、廃棄物として価値を有しないものではなく、建設資材として取引価値を有するもの（自ら利用する場合には利用価値）とする取扱いが可能であることを併せて示しており、都道府県知事等による指定制度を活用した適正な建設汚泥の再生利用の促進を期待しているところである。

また、国土交通省では、建設工事から発生する廃棄物（以下「建設廃棄物」という。）の再生利用を促進するためには公共工事において積極的に建設廃棄物の再生利用を図っていくことが必要であるとの認識から、国土交通省が発注する公共事業においては、建設廃棄物の再生利用について、原則として経済性に関わらず実施する事項、いわゆ

る「リサイクル原則化ルール」^{※)}を定めているところであるが、今般、現行の「リサイクル原則化ルール」において再生利用を促進すべき建設廃棄物として指定されているコンクリート塊及び建設発生残土に加え、建設汚泥が新たに指定されるとともに、平成18年6月12日付け国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」を発出し、積極的に建設廃棄物の再生利用を進めることとしたところである。

今後、こうした国土交通省の取組により、各種公共事業において建設汚泥の再生利用の動きが進むことが期待されることから、環境省としても建設汚泥の適正な再生利用を促進するため、指定制度の運用に係る基本的な考え方及び再生利用が確実であることを担保するために都道府県知事等が確認すべき事項を別添「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方」としてまとめたので、各都道府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条に規定する市においては指定制度の積極的な運用に努められたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

注) 「リサイクル原則化ルール」

リサイクル原則化ルールは、建設廃棄物の再生利用を促進するためには公共工事が先導的役割を果たす必要があることから、国土交通省が発注する公共工事においては、原則として経済性に関わらず建設廃棄物の再生利用を実施することを定めたもの。

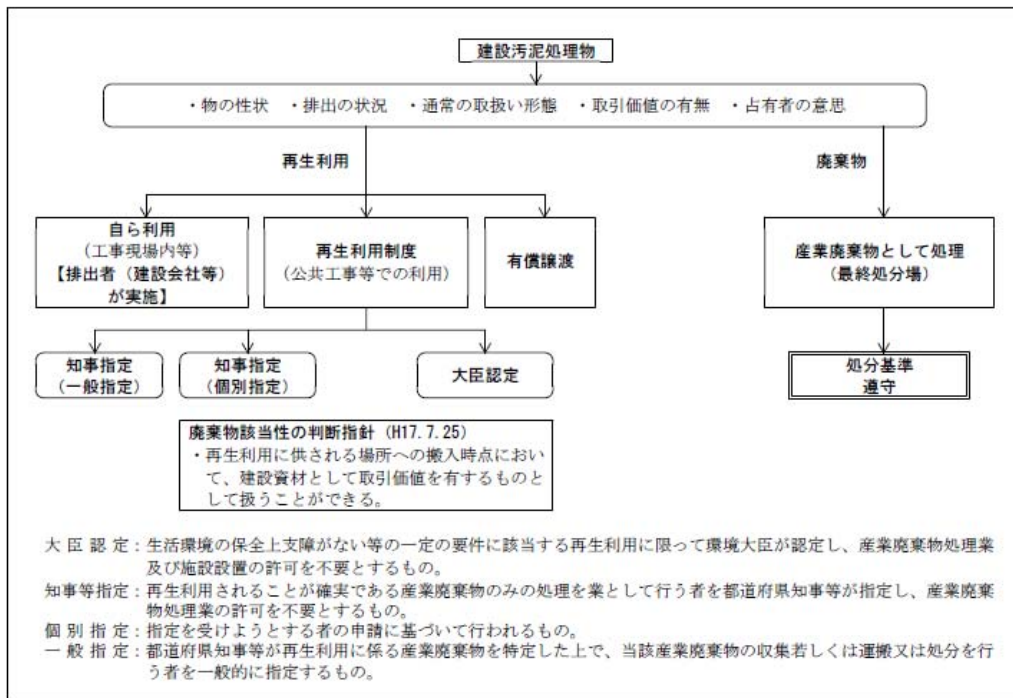
建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方

1 建設汚泥の再生利用の考え方

建設汚泥の再生利用を促進するための方法として、都道府県知事又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条に規定する市の長（以下「都道府県知事等」という。）による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号及び第10条の3第2号による再生利用に係る指定制度（以下「指定制度」という。）の活用が期待されているところである。

これは、指定制度により指定を受けた者が扱う建設汚泥処理物は、再生利用されることが確実であるため、必ずしも有償譲渡されるものでなくとも、再生利用に供される場所へ搬入された時点において、廃棄物として価値を有しないものではなく、建設資材として取引価値を有するもの（自ら利用する場合には利用価値）とする取扱いが可能であり、指定制度の活用が進めば、有償譲渡されにくい等、廃棄物として扱われやすく再生利用に供されにくい建設汚泥の適正な再生利用が促進されることが考えられるからである。

図1 建設汚泥処理物の再生利用の考え方



2 指定制度活用に向けた課題

都道府県知事等が指定制度（個別指定）を活用する上で課題となる事項を整理した場合、以下の事項が挙げられる。

- 〈制度運用のための基本的な考え方の整理〉
- ・指定の範囲の考え方
 - ・不具合発生の場合の責任の考え方

- ・ 指定を受ける者（申請者）の考え方
- （再生利用が確実であることを確保するための確認事項）
- ・ 搬出・利用計画等
 - ・ 建設汚泥処理物の利用用途及び品質
 - ・ 建設汚泥の処理工程
 - ・ 建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬管理
 - ・ 施工計画
 - ・ 建設汚泥処理物の保管
- （その他）
- ・ 手続きの簡素化、期間短縮

3 指定制度の運用に当たっての考え方

2で整理した課題について、制度運用における考え方を以下に示す。

なお、ここで示すのは、制度運用のための基本的な考え方や再生利用が確実であることを確保するための確認事項についてであり、建設汚泥の再生利用全般については、施設設置に係る許可や排出事業者における保管基準等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）による各種規定が適用されるが、ここでは特に記述しないので留意されたい。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条第二号及び第十条の三第二号に基づく再生利用業者の指定制度について」（平成6年4月1日衛産第42号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知（以下「指定制度通知」という。））における「再生輸送」及び「再生活用」については、通知文の引用部分を除き、それぞれ「収集・運搬」、「中間処理」としている。

3. 1 指定の範囲

指定の対象となる範囲については、一般的には建設汚泥の発生から建設汚泥処理物が再生利用に供される場所へ搬入されるまでの一連の範囲である。

【解 説】

「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（平成17年7月25日付け環産発第050725002号本職通知。（以下「判断指針」という。））の第四の二では、「法第15の4の2の規定による環境大臣の認定を受けた者が、当該認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、工事に係る計画等から、当該建設汚泥処理物について、客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され、かつ、これらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることから、当該建設汚泥処理物はその再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値（自ら利用する場合には利用価値）を有するものとして取り扱うことが可能である。」としている。

また判断指針においては、環境大臣による認定制度と同様、都道府県知事等による指定制度においても、環境大臣による認定制度と同等の判断基準等が採用されている場合には、当該指定制度の下で再生された建設汚泥処理物について同様の取扱ができると示していることから、指定制度においても、建設汚泥処理物の取引価値を担保する体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることを十分に審査することが重要となる。

当該指定制度の審査の範囲としては、再生利用が確実であることを十分に確認する必要があることから、建設汚泥の発生から再生利用に供される場所における工事の内容の確認までが対象である。

また、指定の範囲については、建設汚泥の発生場所から再生利用に供される場所へ搬入するま

での一連の範囲となる。

ただし、廃棄物該当性は様々な観点から総合的に判断されるものであり、排出事業者や当該建設汚泥処理物の利用者などの意思等も重要であることから、各都道府県又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条に規定する市（以下「都道府県等」という。）においてこれ以外の考え方をとることが否定されるものではない。

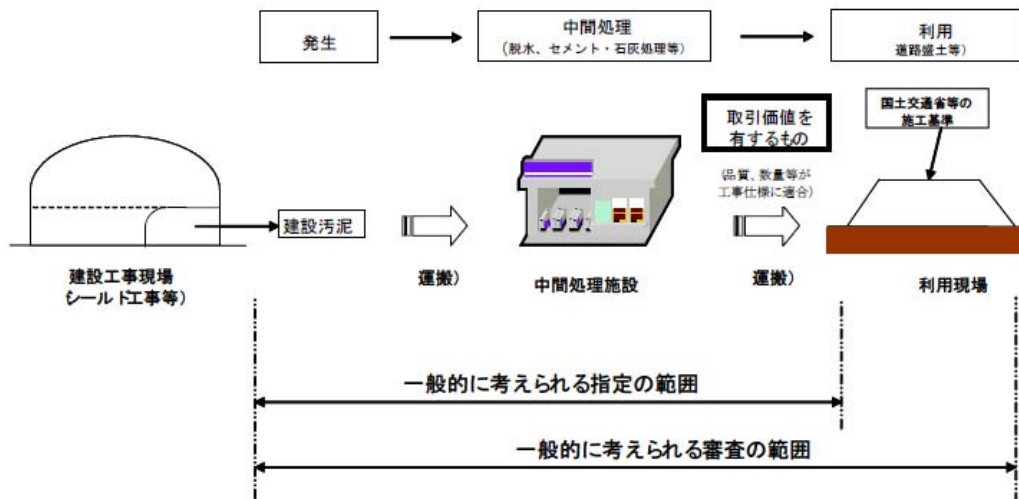


図2 一般的な指定の範囲と審査の範囲

3. 2 指定を受ける者

指定を受ける者は、指定に係る建設汚泥又は建設汚泥処理物の収集・運搬又は中間処理を行う者である。

【解説】

「指定制度通知」では、「(略)再生輸送(再生利用のために産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう)を業として行う者を再生輸送業者として、再生活用(再生利用のために産業廃棄物の処分を行うことをいう)を業として行う者を再生活用業者として指定し、(略)」としている。

したがって、指定を受ける者とは、指定に係る産業廃棄物である建設汚泥又は建設汚泥処理物の収集・運搬又は中間処理を行う者である。

しかしながら、再生利用を促進するためには、排出事業者が主体的な役割を担う可能性があること、再生利用されることが確実であることを審査するにあたっては利用工事発注者の関与が重要であること等からこれらの関係者を積極的に関与させるため、指定の対象とすることも考えられる。

また、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年6月12日国官技第46号・国官総第128号・国営計第36号・国総事第19号国土交通事務次官通知)においても、建設汚泥の再生利用に関しては、排出工事の発注者や元請業者が重要な役割を担っている場合が多いとして、これらの者による都道府県等環境部局への事前相談等を明記しているところである。

3. 3 指定に係る関係者の組み合わせ

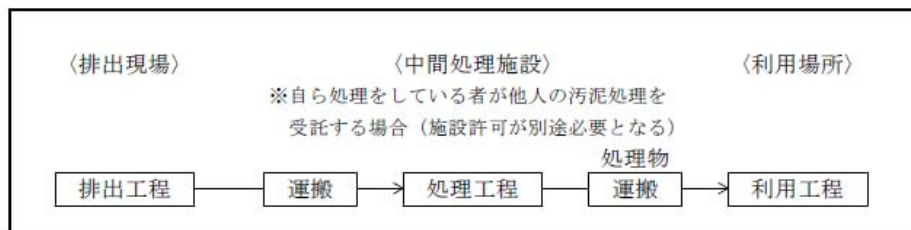
想定される組み合わせとしては、指定制度の趣旨に鑑みると下記の四つのパターンのうち、

パターン1-①、2及び3が基本である。しかしながら、実際には建設汚泥の特殊性からパターン1-②の需要が高いものと考えられる。この場合、都道府県知事等から法第14条第1項及び第6項の許可を受けて、複数の排出事業者からの建設汚泥を受け入れていることが想定されるため、この指定に当たっては、指定対象外の建設汚泥とその区別ができる等の体制が必要である。

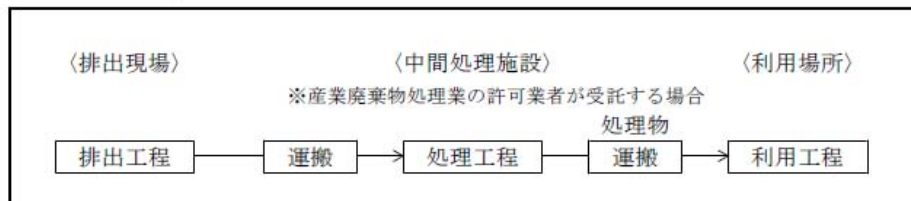
【解説】

建設汚泥の再生利用に係る関係者の組み合わせとして考えられる4パターンを以下に示す。

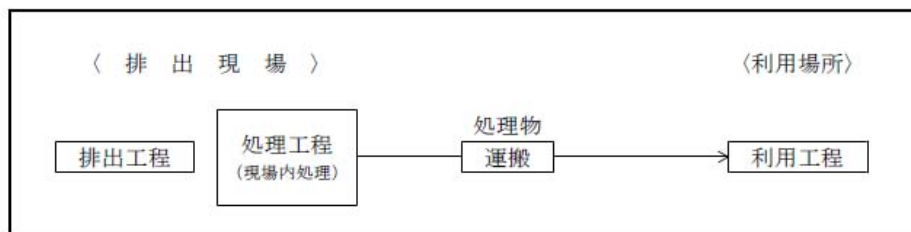
● パターン1-①



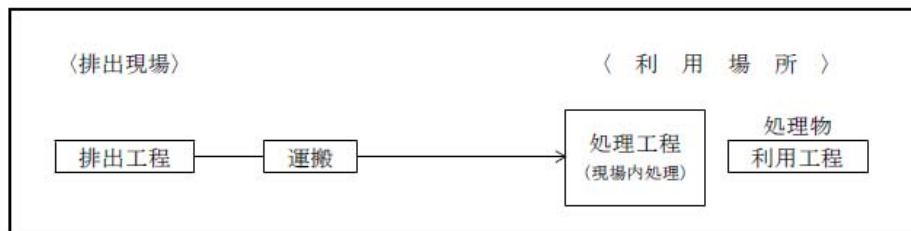
● パターン1-②



● パターン2



● パターン3



3. 4 再生利用が確実であることについての確認

指定制度により建設汚泥の再生利用を確実にを行うためには、建設汚泥処理物が、資材として利用される用途に照らしてその品質及び数量が適切であり、その施工方法が適切であることが必要であり、かつこれらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定

められていることが重要である。

以下に、「(1)搬出・利用計画等」、「(2)建設汚泥処理物の利用用途及び品質」、「(3)建設汚泥の処理工程」、「(4)建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬管理体制」、「(5)施工計画」、「(6)建設汚泥処理物の保管」について要点をまとめた。

(1) 搬出・利用計画等

指定の審査時には、搬出・利用計画等において建設汚泥処理物が再生利用に供される場所へ確実に搬入されることを確認する必要があると考えられる。なお、そのことを確認する書類としては以下に示す書類等がある。

- ・ 再生利用の実施に関する排出側と利用側の確認書
- ・ 建設汚泥処理物を工事間で利用することを調整したこと（国土交通省では「利用調整会議」による調整等に相当）の確認書
- ・ 法令又は公的機関等により認可等された工事であることを証明する書類等
- ・ 再生利用計画が反映された工事発注仕様書又は再生資源利用促進計画書（参考1）
- ・ その他、事前協議文書等、再生利用の実施を確認できる行政書類

【解説】

判断指針の第二の二では、当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであることとしている。また、第二の四では、建設資材として当該建設汚泥処理物を利用する工事に係る計画を設計図書や確認書等により確認し、また、準拠する施工指針等から構造的に安定した工事が実施されることを確認するとしている。

このように、具体的な利用計画の存在とその妥当性を確認することにより、建設汚泥処理物の利用先が確実に確保されていることを確認する必要がある。なお、第四の二では、大臣認定制度に係る計画については、建設汚泥処理物の資材としての価値や適正な品質、利用量や施工方法について客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることとしていることから、指定制度についても参考とされたい。

建設工事を、①公共工事、②公益工事（鉄道、電力、ガス等）、③法令等により認可された民間工事（土地区画整理事業等）、④その他の民間工事に区分すると、公共工事及び公益工事については、国土交通省、都道府県、公益企業等により、設計・施工管理基準等が定められており、また、発注者による管理が十分に機能するという特長がある。

一方で、法令等により認可された民間工事で基準が定められていないもの及びその他の民間工事については、発注者による管理が十分に機能しない等の可能性も否定できないことから、指定の審査時にあたっては、利用が確実であること、受注者の施工管理が十分であることに十分に留意することが必要である。

(2) 建設汚泥処理物の利用用途及び品質

指定の審査時には、建設汚泥処理物の品質が、国土交通省等によって定められた利用用途ごとの設計・施工基準等の品質基準に適合していることを確認する必要がある。参考2に「建設汚泥処理土利用技術基準」（平成18年6月12日付け、国官技第50号・国官総第137号・国営計第41号、国土交通省大臣官房技術調査課長・公共事業調査室長・官庁営繕部計画課長通知）における「建設汚泥処理土の適用用途標準」を示す。

ただし、土地造成については、埋立処分を主な目的として搬入される可能性も否定できないことから、確実に再生利用されることについて、特段の注意を払って確認する必要がある。

また、建設汚泥の排出から利用までのマテリアルフロー図等により、利用の流れを確認する必要がある。

【解説】

判断指針の第二の一では、建設汚泥処理物が再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ生活環境保全上の支障が生ずるおそれのないものであることとしている。具体的には、土壤環境基準や「建設汚泥処理土利用技術基準」、仕様書等に規定された品質等を満たすことを確認する必要がある。また、第二の二では、当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであることとしており、具体的には設計図書等において計画された数量との整合がとられる必要がある。また第四の二では同様に、「(略) 建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、工事に係る計画等から、当該建設汚泥処理物について、客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され、(略)」としている。

以上より、建設汚泥処理物が客観的な価値を有する建設資材として利用されるものであって、かつ、利用用途に応じた品質を満足することを計画や実績から確認する必要がある。(参考3に「建設汚泥処理土の利用用途ごとの要求品質」を示す。)

(3) 建設汚泥の処理工程

指定の審査時には、建設汚泥処理物の品質を確保するための処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていることを確認する必要がある。

なお、確認すべき事項としては以下に示す事項等が考えられる。

(審査時)

- ・ 建設汚泥の発生量見込みが適切であるか
- ・ 施設は、建設汚泥の計画処理量に見合った処理能力を有しているか。
- ・ 要求される建設汚泥処理物の品質を確保できる設備であるか（試験等で実証されているか）
- ・ 固化材等を添加する場合には、品質及び添加量等が適切か（試験等で実証されているか）
- ・ 施設は、振動、悪臭等の生活環境保全上の支障の生じるおそれがないか
- ・ 建設汚泥及び建設汚泥処理物のストックヤードは十分か
- ・ スtockヤードには飛散、降雨による流出等の防止対策が施されているか
- ・ 施設の運転体制が整えられているか
- ・ 建設汚泥の処理量、固化材等の購入量及び添加量、建設汚泥処理物の発生量等の運転記録を管理できる体制が整えられているか

(運用時)

- ・ 申請された施設、ストックヤード等が現実に申請どおりに設置されているか
- ・ 振動、悪臭等の生活環境保全上の支障が生じていないか
- ・ 適切な運転管理がなされているか

【解説】

判断指針の第二の一では、「(略) このような品質を安定的かつ継続的に満足するために必要な処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていること等を確認する必要がある」としている。また第二の二では、搬出前の保管が適正に行われていること、搬出に際し品質検査が定期的に行われていること、搬出の際の品質管理体制が確保されていること等の確認が必要であるとしている。

(4) 建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬管理体制

指定の審査時には、建設汚泥及び建設汚泥処理物について、確実な運搬管理体制が整えられ

ていることを確認する必要がある。なお、運搬管理の方法としては以下に示す方法等がある。

- ・ 処理工程からの排出時及び利用先への搬入時に処理物の品質を確認し、その品質確認結果をもって利用先に確実に運搬されたことの確認
- ・ 運搬計画又は搬出入管理伝票等による運搬管理

(5) 施工計画

指定の申請時に具体的な施工計画を提出させることが望ましいが、建設工事では利用工事の具体的な施工計画の決定は、指定後になる可能性があることから、必要に応じ施工計画が決定され次第、利用工事の発注者又は施工業者から、これを都道府県知事等に提出するよう取り決める必要がある。

工事開始後は、必要に応じて利用側の発注者等に対して、写真等の記録により計画どおりに建設汚泥処理物が利用されていることを確認する必要がある。

【解説】

判断指針の第二の四では、建設資材として当該建設汚泥処理物を利用する工事に係る計画を設計図書や確認書等により確認し、また、準拠する施工指針等から構造的に安定した工事が実施される、又はされたことを確認することが必要としている。

建設工事の施工が実際に適切に行われたか否かについての結果は、必ずしも廃棄物該当性の直接的な判断要因ではないが、立ち入り検査等により建設汚泥処理物が適切に利用されているかどうかを確認するに際して施工計画に係る情報は必要である。

(6) 建設汚泥処理物の保管

指定の審査時には、建設汚泥処理物について、適切な保管体制が整えられていることを確認する必要がある。なお、適切な保管体制を確認するために、以下に示す事項等について確認する必要があると考えられる。

- ・ 建設汚泥処理物の保管場所が、中間処理を行う場所、再生利用の場所に鑑みて適正といえるか。
- ・ 建設汚泥処理物の保管期間と利用計画の整合が取れているか。
- ・ 建設汚泥処理物の保管方法は適切か（飛散・流出等の防止対策が施されているか、保管高さが適当か等）。
- ・ 保管のための管理体制が示されているか（保管管理責任者の設置等）。等

【解説】

判断指針の第四の二では、建設汚泥処理物の利用計画に関して、都道府県知事等が環境大臣の認定制度での利用計画（高規格堤防）と同等の判断基準に沿った利用と判断する場合には、建設汚泥処理物はその利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値を有するものとして取り扱うことが可能であるとしている。

廃棄物処理法では、産業廃棄物の中間処理基準として産業廃棄物の保管期間が定められているが、中間処理後の物の保管期間は定められていないことから、

建設汚泥処理物について、廃棄物処理法の保管数量の規定は適用されないが、保管場所、利用計画との整合性、保管方法、保管のための管理体制などについて確認し、適切な保管体制とすることが必要である。

また、建設汚泥処理物の保管高さについては特に基準が定められておらず、土木設計指針等においても、土質材料の保管方法等は規定されていないことから、参考として、道路土工のり面工・斜面安定工指針における盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配を参考4に示す。

なお、この標準のり面勾配はあくまで参考であり、建設汚泥処理物の保管高さ及びのり面勾配として準用するものではない。

3. 5 その他

(1) 利用先への搬入後の考え方

建設汚泥処理物が利用された後、建設汚泥処理物に廃棄物が混入していた、建設汚泥処理物が再生利用先の求める品質を満たしていなかった等の事態が生じた場合には、廃棄物の不適正処理や不法投棄に該当し得るものであり、指定を受けた者を含む行為者等が責任を負うものである。

このような事態を防止するためにも、都道府県知事等は指定に当たり建設汚泥処理物の品質管理体制等を十分に把握して審査する必要がある。

(2) 指定制度通知について

指定制度通知では、「排出事業者から再生活用（輸送）に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生活用（輸送）が営利を目的としないものであること。」、「排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。」としているが、建設汚泥の再生利用業者指定に当たって、本書で示すように再生利用の確実性を確認できる場合にあっては、一様に営利を目的としないとする必要はない。

また、取引関係の継続性については、建設汚泥処理物の特殊性を考慮し、事業期間内での継続性があればよいとすることも可能である。

(3) 手続きに要する標準期間の提示

行政があらかじめ指定手続きに要する標準的な期間を提示することにより、指定制度の活用促進につながるものである。

(4) 複数の都道府県等にわたる指定制度

複数の都道府県等にわたって建設汚泥を再生利用しようとする場合にも、関係する都道府県知事等の指定を受けることにより指定制度の活用が可能とされているので、申請があった際には関係する都道府県等間での連携を図る必要がある。

(5) 申請書の様式の追加・修正

これまでの内容を踏まえて申請書第1号様式に追加・修正した様式を参考5に示す。